

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	備考
内閣府	JCIFオンラインサービスによる情報の利用	支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計参事官 小松 貢 東京都千代田区永田町1-6-1	平成26年4月1日	公益財団法人国際金融情報センター 東京都中央区日本橋9-9	他に当該役務を提供することが可能な者が存在しないため 会計法第29条の3第4項	2,592,000	2,592,000	100.0%	—	公財	国所管	1	—
内閣府	平成26年度道路情報に関する業務	支出負担行為担当官 沖縄総合事務局開発建設部長 小平田 浩司 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1	平成26年4月1日	公益財団法人日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10	必要とする物品又はサービスの提供者が他に存在しないため 会計法第29条の3第4項	12,425,000	12,425,000	100.0%	—	公財	国所管	1	—
内閣府	我が国の法曹人口調査に関する基礎的調査	支出負担行為担当官 会計担当内閣参事官 福井 仁史 東京都千代田区永田町1-6-1	平成26年4月17日	公益社団法人商事法務研究会 東京都中央区日本橋茅場町3-9-10	再度の入札をしても落札者がいないため 予算決算及び会計令第99条の2	11,278,440	10,303,183	91.4%	—	公社	国所管	1	—
内閣府	我が国の核燃料物質管理状況等に係る集計業務	支出負担行為担当官 内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)倉持隆雄 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成26年6月18日	公益財団法人核物質管理センター 理事長 内藤 香 東京都台東区東上野1-28-9	公募を実施した結果、当該事業者の他に履行可能な者の申し出がなかったため 会計法第29条の3第4項(公募)	—	2,595,165	—	—	公財	国所管	1	—
内閣府	「第15回国際伝熱会議」会議場の賃貸借	支出負担行為担当官 日本学術会議事務局局長 田口 和也 東京都港区六本木7-22-34	平成26年7月28日	公益財団法人国立京都国際会館 京都府京都市左京区岩倉大蔵町422	国際会議の開催にあたっては、学術研究団体と共同主催しているところ、閣議了解や予算要求等の関係から国際会議の3年前に公募を行っている。学術研究団体からの申請に当たり会議の概要、開催地、開催場所等の基本的事項が確定していることが必要となり、これら要件を審査したのち共同主催の候補を決定し、閣議了解をもって正式に共同主催を決定	5,000,616	5,000,616	100.0%	—	公財	国所管	1	—
内閣府	第11回国際科学技術関係大臣会合の開催に伴う会場の提供	支出負担行為担当官 内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)倉持隆雄 東京都千代田区永田町1-6-1	平成26年9月24日	公益財団法人国立京都国際会館 京都府京都市左京区岩倉大蔵町422	必要とするサービスの提供者が他に存在せず、他社との競争を許さないため 会計法第29条の3第4項	—	1,170,342	—	—	公財	国所管	1	—
内閣府	交通事故例調査データ提供	支出負担行為担当官 内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)倉持隆雄 東京都千代田区永田町1-6-1	平成27年3月19日	公益財団法人交通事故総合分析センター 東京都千代田区猿楽町2-7-8	必要とするサービスの提供者が他に存在せず、他社との競争を許さないため 会計法第29条の3第4項	—	1,088,640	—	—	公財	国所管	1	—
宮内庁	皇居参観案内補助業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成26年4月1日	公益財団法人菊葉文化協会 東京都千代田区千代田1-1	当該者以外の履行可能な者の有無を確認する公募を実施したところ、応募者がいなかったため。 (会計法第29条の3第4項)	—	1,413,126	—	—	公財	国所管	1	単価契約(支払実績額は1,452,654円)
宮内庁	京都御所ほか参観案内業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 坪田 眞明 京都府京都市上京区京都御苑3	平成26年4月1日	公益財団法人菊葉文化協会 東京都千代田区千代田1-1	当該者以外の履行可能な者の有無を確認する公募を実施したところ、応募者がいなかったため。 (会計法第29条の3第4項)	—	2,986,761	—	—	公財	国所管	1	単価契約(支払実績額は2,986,754円)

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	備考
警察庁	語学研修課程(ウルドゥ語Ⅱ)教養	警察大学校教務部会計課長 中井 信 警察大学校 東京都府中市朝日町3-12-1	平成26年4月1日	公益財団法人アジア・アフリカ文化財団 東京都三鷹市新川5-14-16	会計法第29条の3第4項 業務の履行可能な者が1者であって、その者との契約であり、競争を許さないため	—	5,567,227円	—	—	公財	国所管	1	—
警察庁	スプリング8ビーム使用料	兵庫県警察会計担当官 井上 剛志 兵庫県警察本部 兵庫県神戸市中央区下山手通5-4-1	平成26年4月1日	公益財団法人高輝度光科学研究センター 兵庫県佐用郡佐用町光都1-1-1	会計法第29条の3第4項 他に同様の施設が国内にないため	—	2,191,680円	—	—	公財	国所管	1	単価契約
警察庁	平成26年度全国警察柔道・剣道選手権大会及び平成26年度全国警察柔道・剣道大会に係る会場借上	警察庁長官官房会計課理事官 宮沢 忠孝 警察庁 東京都千代田区霞が関2-1-2	平成26年4月17日	公益財団法人日本武道館 東京都千代田区北の丸公園2-3	会計法第29条の3第4項 供給者によってのみ供給されることが可能であり、他に合理的な代替となるサービスがないため。	—	2,111,162円	—	—	公財	国所管	1	—
金融庁	平成26年度総合健康診査 一式	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 中島 淳一	平成26年4月1日	公益財団法人愛世会 東京都板橋区加賀1-3-1	会計法第29条の3第4項 公募を行い、申し込みのあった要件を満たす全ての者と契約を締結するものであるため、契約相手方の選定を許さないため。	@27,300ほか	@27,300ほか	100.0%	—	公財	国所管	23	単価契約 26年度支払実績 54,600円
金融庁	JCIFオンラインサービスに関する情報の提供 一式	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 中島 淳一	平成26年4月1日	公益財団法人国際金融情報センター 東京都中央区日本橋小網町9-9	会計法第29条の3第4項 当該サービスを運用提供している業者であり、競争を許さないため。	2,592,000	2,592,000	100.0%	—	公財	国所管	1	—
復興庁	「新しい東北」先導モデル事業(「子ども環境復興マスタープラン」の作成)	支出負担行為担当官 復興庁会計担当参事官 大野秀敏 東京都港区赤坂1-9-13	平成26年5月1日	公益社団法人子ども環境学会 東京都港区東麻布3-4-7 麻布第1コーポ601	企画競争による調達であり、契約相手方の提案内容が優秀なものとして選定され、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項)	10,826,820	10,826,820	100.0%	—	公社	国所管	55	—
復興庁	「新しい東北」先導モデル事業(保育所を活用した生活不活発病防止食事受け取りシステムの構築事業)	支出負担行為担当官 復興庁会計担当参事官 大野秀敏 東京都港区赤坂1-9-13	平成26年7月1日	公益社団法人日本栄養士会 東京都千代田区神田神保町1-39	企画競争による調達であり、契約相手方の提案内容が優秀なものとして選定され、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項)	5,395,256	5,395,256	100.0%	—	公社	国所管	252	—
総務省	90GHz帯リニアセルによる高精度イメージング技術の研究開発	支出負担行為担当官 梅田勉 大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-2	平成26年4月1日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2丁目8-38	本件は、広く一般の研究者等を対象に研究開発課題を募った中から、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会によって実施された評価に基づき、国が委託すべきものとして選定した研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行うものである。	36,940,000	36,940,000	100.0%	—	公財	国所管	14	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	備考
総務省	国際連携によるサイバー攻撃の予知技術の研究開発	支出負担行為担当官 梅田勉 大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-2	平成26年4月1日	公益財団法人九州先端科学技術研究所 福岡県福岡市早良区百道浜2丁目1番22号	本件は、広く一般の研究者等を対象に研究開発課題を募った中から、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会によって実施された評価に基づき、国が委託すべきものとして選定した研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行うものである。	21,700,000	21,700,000	100.0%	—	公財	国所管	1	—
総務省	ディスレクシアの児童・生徒達のための手書き文字・数式入力インタフェースの研究開発	支出負担行為担当官 森下浩行 九州総合通信局 熊本県熊本市西区春日2-10-1	平成26年4月1日	公益財団法人九州先端科学技術研究所 福岡県福岡市早良区百道浜2丁目1番22号	本件は、戦略的情報通信研究開発推進制度において広く一般の研究者等を対象に研究開発課題を公募した中から、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会によって実施された評価に基づき、国が委託すべきものとして選定した研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行ったものである。	7,410,000	7,410,000	100.0%	—	公財	国所管	4	—
総務省	平成26年度一般定期健康診断等請負単価契約	支出負担行為担当官 森下浩行 九州総合通信局 熊本県熊本市西区春日2-10-1	平成26年5月15日	公益財団法人パブリックヘルスリサーチセンター 東京都新宿区西早稲田1丁目1番7号	一般競争入札を実施したが不落であったため、当初の予定価格内にて随意契約を締結したものの。	—	1,476,705	—	—	公財	国所管	1	—
総務省	多変数多項式システムを用いた安全な暗号技術の研究	支出負担行為担当官 梅田勉 大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-2	平成26年7月1日	公益財団法人九州先端科学技術研究所 福岡県福岡市早良区百道浜2丁目1番22号	本件は、広く一般の研究者等を対象に研究開発課題を募った中から、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会によって実施された評価に基づき、国が委託すべきものとして選定した研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行うものである。	15,301,000	15,301,000	100.0%	—	公財	国所管	81	—
総務省	ミリ波帯による高速移動用バックホール技術の研究開発	支出負担行為担当官 梅田勉 大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-2	平成26年8月8日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2丁目8-38	本件は、広く一般の研究者等を対象に研究開発課題を募った中から、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会によって実施された評価に基づき、国が委託すべきものとして選定した研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行うものである。	47,594,000	47,594,000	100.0%	—	公財	国所管	1	—
総務省	国際連携によるサイバー攻撃の予知技術の研究開発	支出負担行為担当官 梅田勉 大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-2	平成27年3月31日	公益財団法人九州先端科学技術研究所 福岡県福岡市早良区百道浜2丁目1番22号	本件は、広く一般の研究者等を対象に研究開発課題を募った中から、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会によって実施された評価に基づき、国が委託すべきものとして選定した研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行うものである。	17,379,000	17,379,000	100.0%	—	公財	国所管	1	—
法務省	東京入国管理局成田空港支局健康診断業務委託	支出負担行為担当官 東京入国管理局長 坂本 貞則 (東京都港区港南5-5-30)	平成26年7月29日	公益財団法人愛世会 東京都板橋区加賀1-3-1	施設管理上、健康診断を実施する場所及び日程は確定であるところ、再々度の入札をしても準備期間等の関係から応札者が見込めないため。(会計法第29条の3第5項、予算令第99条の2)	6,116,751	6,112,735	99.9%	—	公財	国所管	1	単価契約
外務省	「難民等救援」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成26年4月1日	公益財団法人アジア福祉教育財団 東京都港区南麻布5-1-2 7	企画競争の結果、同社が最も高い評価を得て確実な業務の履行が可能であると認められ、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	469,279,000	469,279,000	100.0%	—	公財	国所管	1	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	備考
外務省	「難民等定住支援」 業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成26年4月1日	公益財団法人アジア福祉教育財団 東京都港区南麻布5-1-27	企画競争の結果、同社が最も高い評価を得て確実な業務の履行が可能であると認められ、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	194,158,000	194,158,000	100.0%	—	公財	国所管	2	—
外務省	「日中歴史共同研究」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成26年4月1日	公益財団法人日本国際問題研究所 東京都千代田区霞が関3-8-1	本契約の相手方は、日中外相会談における合意に基づき、本件事業の日本側事務局に指定されており、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	19,517,917	19,517,917	100.0%	—	公財	国所管	1	—
外務省	「PECC(太平洋経済協力会議)事務局運営」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成26年4月1日	公益財団法人日本国際問題研究所 東京都千代田区霞が関3-8-1	企画競争の結果、同社が高い評価を得て確実な業務の履行が可能であると認められ、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	13,415,000	13,414,075	99.9%	—	公財	国所管	1	—
外務省	「報道関係者招へい『軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)グループ』」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成26年4月1日	公益財団法人フォーリン・ブレスセンター 東京都千代田区内幸町2-2-1	企画競争の結果、同社が最も高い評価を得て確実な業務の履行が可能であると認められ、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	12,300,000	11,914,851	96.8%	—	公財	国所管	1	—
外務省	「『日英21世紀委員会第31回合同会議』日本側事務局運営」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成26年4月1日	公益財団法人日本国際交流センター 東京都港区南麻布4-9-17	企画競争の結果、同社が最も高い評価を得て確実な業務の履行が可能であると認められ、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	11,472,000	11,471,895	99.9%	—	公財	国所管	1	—
外務省	「軍縮・不拡散調査研究」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成26年4月1日	公益財団法人日本国際問題研究所 東京都千代田区霞が関3-8-1	公募を実施した結果、応募が1社のみであり、また、審査の結果、当該業務の適正な遂行が可能と認められ、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	3,752,921	3,752,921	100.0%	—	公財	国所管	1	—
外務省	「NGOインターン・プログラム」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成26年4月4日	公益社団法人青年海外協力協会 東京都千代田区一番町23-3	企画競争の結果、同社が最も高い評価を得て確実な業務の履行が可能であると認められ、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	45,904,000	43,693,922	95.1%	—	公社	国所管	2	—
外務省	「第22回日韓フォーラム(日本側事務局)運営」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成26年4月16日	公益財団法人日本国際交流センター 東京都港区南麻布4-9-17	企画競争の結果、同社が高い評価を得て確実な業務の履行が可能であると認められ、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	9,069,000	9,067,447	99.9%	—	公財	国所管	1	—
外務省	「対ロシア技術支援日本センターOJT研修事業『カイゼン(極東部、欧露部)』」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成26年5月1日	公益財団法人日本生産性本部 東京都渋谷区渋谷3-1-1	企画競争の結果、同社が最も高い評価を得て確実な業務の履行が可能であると認められ、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	12,000,000	11,997,662	99.9%	—	公財	国所管	3	—

公共調達等の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	備考
外務省	「北方四島医療支援 促進事業」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成26年5月9日	公益社団法人千島歯舞諸島 居住者連盟 北海道札幌市中央区北一条 東1-2	企画競争の結果、同社が最も高い評価を得て確実な業務の履行が可能であると認められ、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	12,490,000	12,480,137	99.9%	—	公社	国所管	1	—
外務省	「NGO研究会[NGO の安全対策に関する 国際比較調査]」 業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成26年5月23日	公益社団法人青年海外協力 協会 東京都千代田区一番町23-3	企画競争の結果、同社が最も高い評価を得て確実な業務の履行が可能であると認められ、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	3,300,000	3,134,786	94.9%	—	公社	国所管	2	—
外務省	「戦略的な日本理解 促進のための外国 ジャーナリスト招へい」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成26年6月3日	公益財団法人フォーリン・ブ レスセンター 東京都千代田区内幸町2-2-1	企画競争の結果、同社が最も高い評価を得て確実な業務の履行が可能であると認められ、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	117,200,000	115,247,297	98.3%	—	公財	国所管	3	—
外務省	「北方四島住民招聘 事業(北方領土復帰 期成同盟)」業務委 嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成26年6月6日	公益社団法人北方領土復帰 期成同盟 北海道札幌市中央区北一条 東1-2	公募を実施した結果、応募が1者のみであり、また、審査の結果業務の適正な履行が可能と認められ、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	132,023,412	132,023,412	100.0%	—	公社	国所管	1	—
外務省	「『各国の歴史認識 と領土をめぐる問題 (領海・領空に関す るものを含む)』調査・研究及び発信」 業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成26年6月6日	公益財団法人日本国際問題 研究所 東京都千代田区霞が関3-8-1	企画競争の結果、同社が最も高い評価を得て確実な業務の履行が可能であると認められ、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	40,671,000	40,082,877	98.5%	—	公財	国所管	1	—
外務省	「『各国が抱える領 土をめぐる問題(領 海・領空に関するも のを含む)』調査・研 究及び発信」業務委 嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成26年6月6日	公益財団法人日本国際問題 研究所 東京都千代田区霞が関3-8-1	企画競争の結果、同社が最も高い評価を得て確実な業務の履行が可能であると認められ、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	40,671,000	39,860,682	98.0%	—	公財	国所管	2	—
外務省	「『領土・海洋・空に 関する国際法及び 国際慣行』調査・研 究及び発信」業務委 嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成26年6月6日	公益財団法人日本国際問題 研究所 東京都千代田区霞が関3-8-1	企画競争の結果、同社が最も高い評価を得て確実な業務の履行が可能であると認められ、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	40,671,000	39,759,330	97.7%	—	公財	国所管	1	—
外務省	「アジア太平洋安全 保障協力会議につ いての研究」業務委 嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成26年6月23日	公益財団法人日本国際問題 研究所 東京都千代田区霞が関3-8-1	本契約の相手方は日本で唯一の本会議参加資格を有しており、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	3,396,824	3,396,824	100.0%	—	公財	国所管	1	—
外務省	「戦略的な日本理解 促進のためのプレス ツアー」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成26年6月25日	公益財団法人フォーリン・ブ レスセンター 東京都千代田区内幸町2-2-1	企画競争の結果、同社が最も高い評価を得て確実な業務の履行が可能であると認められ、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	12,200,000	12,082,180	99.0%	—	公財	国所管	3	—

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	備考
外務省	「東アジア・シンクタンク・ネットワーク」人 と人の連結性強化:教育、観光、文化 交流」作業部会」 開催業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成26年6月25日	公益財団法人日本国際 フォーラム 東京都港区赤坂2-17-12	企画競争の結果、同社が最も高い評価を得て確実な業務の履行が可能であると認められ、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	4,300,000	4,299,686	99.9%	—	公財	国所管	1	—
外務省	『日独フォーラム第23回 合同会議』日本側事務局運営」業務 委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成26年7月1日	公益財団法人日本国際交流 センター 東京都港区南麻布4-9-17	企画競争の結果、同社が最も高い評価を得て確実な業務の履行が可能であると認められ、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	9,941,000	9,940,780	99.9%	—	公財	国所管	1	—
外務省	『日韓歴史家会議』日本側事務局運営」業務 委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成26年7月7日	公益財団法人日韓文化交流 基金 東京都港区虎ノ門5-12-1	企画競争の結果、同社が最も高い評価を得て確実な業務の履行が可能であると認められ、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	3,672,000	3,671,320	99.9%	—	公財	国所管	1	—
外務省	『日・シンガポール・シンポジウム』日本側事務局運営」業務 委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成26年10月6日	公益財団法人日本国際 フォーラム 東京都港区赤坂2-17-12	企画競争の結果、同社が最も高い評価を得て確実な業務の履行が可能であると認められ、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	2,010,000	2,009,897	99.9%	—	公財	国所管	2	—
外務省	『内外発信のための多層的ネットワーク構築事業』日欧有識者によるシンポジウム開催」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成26年10月15日	公益財団法人日本国際 フォーラム 東京都港区赤坂2-17-12	企画競争の結果、同社が最も高い評価を得て確実な業務の履行が可能であると認められ、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	8,000,000	7,993,458	99.9%	—	公財	国所管	1	—
財務省	JCIオンライン・サービスによる情報提供 一式	支出負担行為担当官 財務省大臣官房会計課長 中山 峰孝 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成26年4月1日	公益財団法人国際金融情報 センター 東京都中央区日本橋小網町9-9	本件情報サービスによる情報を提供している唯一の業者であり、競争の余地がないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	2,592,000	2,592,000	100.0%	—	公財	国所管	1	—
財務省	総合健康診断業務 予定人数7,620人	支出負担行為担当官 東京国税局総務部次長 芳賀 清喜 東京都千代田区大手町1-3-3	平成26年6月27日	公益財団法人愛世会 東京都板橋区加賀1-3-1	公募を実施し、申込のあった者のうち当局の要件に合致しているすべての者と契約するものであり、契約の目的又は性質が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	@16,254(ほか)	@16,254(ほか)	100.0%	—	公財	国所管	37	単価契約 平成26年度 支払実績額 2,350,898円
財務省	平成26年分所得税及び復興特別所得税の確定申告期における「札幌広域還付申告センター」会場借上げ 平成27年1月20日～平成27年2月16日	支出負担行為担当官 札幌国税局総務部次長 丸尾 典由 北海道札幌市中央区大通西10	平成26年7月31日	公益財団法人札幌市芸術文化財団 北海道札幌市南区芸術の森2-75	公募による募集を行った結果、申込者がなく、他に賃貸借できる者がいないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため	—	1,395,000	—	—	公財	国所管	—	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	備考
文部科学省	平成26年度次代の 文化を創造する新進 芸術家育成事業【若 鯢研究発表会】	文化庁次長 河村 潤子 東 京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年4月1日	公益社団法人能楽協会 東 京都新宿区高田馬場4-40 -13 双秀ビル	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業については、HP等を通じた公募を行い、外部委員による審査(企画競争)を経て 相手方が選定されたものであり、当該事業を実施できる相手方は他になく、会計法第29 条の3第4項に該当するため。	1,197,000	1,197,000	100.0%	—	公社	国所管	27	—
文部科学省	大学における医療 人養成推進等委託 事業	高等教育局長 吉田 大輔 東京都千代田区霞が関3-2- 2	平成26年4月1日	公益社団法人日本薬学会 東京都渋谷区渋谷二丁目1 2番地15号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本委託事業を実施するために実施機関の公募(企画競争)を行い、「大学における医療 人養成推進等委託事業選定委員会」において事業内容、実施可能性等、総合的な審査 を行った結果、高い評価を得たことに基づき決定されたものであり、競争を許さないこと から会計法第29条の3第4項に該当するため。	1,500,000	1,500,000	100.0%	—	公社	国所管	2	—
文部科学省	大学における医療 人養成推進等委託 事業	高等教育局長 吉田 大輔 東京都千代田区霞が関3-2- 2	平成26年4月1日	公益社団法人日本薬学会 東京都渋谷区渋谷二丁目1 2番地15号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本委託事業を実施するために実施機関の公募(企画競争)を行い、「大学における医療 人養成推進等委託事業選定委員会」において事業内容、実施可能性等、総合的な審査 を行った結果、高い評価を得たことに基づき決定されたものであり、競争を許さないこと から会計法第29条の3第4項に該当するため。	1,821,542	1,821,542	100.0%	—	公社	国所管	4	—
文部科学省	重要文化財木造千 手観音立像保存修 理事業 一式	文化庁次長 河村 潤子 東 京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年4月1日	公益財団法人美術院 京都 府京都市下京区七条通高倉 東入ル材木町476-1	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本件仕様を満たす相手方は当該者においてほかにないが、それでもなお実施できる相 手方を確認するため、HP等を通じた事前確認公募を行ったところ、当該者のみの応募 であったため、外に実施できる相手方は存在しないことから、会計法第29条の3第4項 に該当するため。	2,057,128	2,057,128	100.0%	—	公財	国所管	1	—
文部科学省	平成26年度「生活者 としての外国人」の ための日本語教室 【地域日本語教育実 践プログラム(A)】	文化庁次長 河村 潤子 東 京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年4月1日	公益社団法人国際日本語 普及協会 東京都港区虎ノ門3 -25-2	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業については、HP等を通じた公募を行い、外部委員による審査(企画競争)を経て 相手方が選定されたものであり、当該事業を実施できる相手方は他になく、会計法第29 条の3第4項に該当するため。	2,107,000	2,107,000	100.0%	—	公社	国所管	76	—
文部科学省	平成26年度次代の 文化を創造する新進 芸術家育成事業【三 曲新進演奏家研修 支援事業】	文化庁次長 河村 潤子 東 京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年4月1日	公益社団法人日本三曲協会 東京都港区赤坂2-15-1 2	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業については、HP等を通じた公募を行い、外部委員による審査(企画競争)を経て 相手方が選定されたものであり、当該事業を実施できる相手方は他になく、会計法第29 条の3第4項に該当するため。	2,429,075	2,429,075	100.0%	—	公社	国所管	27	—
文部科学省	早期診断マルチハイ オマーカー開発(血 中エクソソームの定 量プロテオーム解析 による新規腫瘍マ ーカーの開発における 検体収集、候補分子 評価)	研究振興局長 小松 親次郎 東京都千代田区霞が関3-2- 2	平成26年4月1日	公益財団法人がん研究会 東京都江東区有明三丁目8 番31号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 「次世代がん研究戦略推進プロジェクト」の実施機関は、平成23年度の課題の公募にお いて、外部有識者等で構成する「課題選考委員会」により、研究目的・計画・事業実施方 法等を審査の上、採択が決定されたものである。 以上の理由により、契約の性質又は 目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)に該当するため、同法人を随意 契約の相手方として選定する。	2,500,000	2,500,000	100.0%	—	公財	国所管	313	—
文部科学省	平成26年度次代の 文化を創造する新進 芸術家育成事業【能・狂言鑑賞と教え 方講座】	文化庁次長 河村 潤子 東 京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年4月1日	公益社団法人鏡仙会 東京 都港区南青山4-21-29	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業については、HP等を通じた公募を行い、外部委員による審査(企画競争)を経て 相手方が選定されたものであり、当該事業を実施できる相手方は他になく、会計法第29 条の3第4項に該当するため。	2,533,000	2,533,000	100.0%	—	公社	国所管	27	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	備考
文部科学省	創業ターゲット蛋白質の迅速構造解析法の開発(微小蛋白質結晶のX線回折データ測定装置の開発)	科学技術・学術政策局長 川上 伸昭 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年4月1日	公益財団法人高輝度光科学研究センター 兵庫県佐用郡佐用町光都一丁目1番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法29条の3第4項) 本事業は、X線自由電子レーザー施設(SACLA)の供用開始後、すみやかに本格的な利用研究を推進し、早期に先導的・革新的な成果を創出してアピールすることにより、今後の利用研究を開拓していくことを目的とする。 本事業における実施課題及び実施機関は、平成24年度の課題の公募において、外部有識者で構成する「審査委員会」により、研究目的・計画・事業実施方法等を審査のうえ、採択が決定されたものである。 以上の理由により、審査委員の審査を経て採択された「創業ターゲット蛋白質の迅速構造解析法の開発(微小蛋白質結晶のX線回折データ測定装置の開発)」を実施できる相手方は他に存在せず、契約の性質又は目的が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため、同法人を随意契約の相手方とする。	3,100,000	3,100,000	100.0%	—	公財	国所管	13	—
文部科学省	平成26年度次代の文化を創造する新進芸術家育成事業【少年少女・青年層に対する民謡民舞育成事業】	文化庁次長 河村 潤子 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年4月1日	公益財団法人日本民謡協会 東京都品川区南品川6-8-20	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業については、HP等を通じた公募を行い、外部委員による審査(企画競争)を経て相手方が選定されたものであり、当該事業を実施できる相手方は他になく、会計法第29条の3第4項に該当するため。	4,331,090	4,331,090	100.0%	—	公財	国所管	27	—
文部科学省	がんエピゲノム異常を標的とした治療・診断法の開発(発がんに関わるヒストン修飾酵素を標的とした抗がん剤の開発におけるシード化合物の抗がん活性検討)	研究振興局長 小松 親次郎 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年4月1日	公益財団法人微生物化学研究会 東京都品川区上大崎三丁目14番23号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 「次世代がん研究シーズ戦略的育成プログラム」の実施課題「がんエピゲノム異常を標的とした治療・診断法の開発」及びその実施機関は、がんエピゲノム異常の基盤的研究から得られた成果を用いてエピゲノム異常を標的とした新規抗がん剤を開発する任務を担うものである。実施機関である微生物化学研究会は、発がんに関係すると見られているヒストン修飾酵素に対して標的とする小分子化合物の発見を目指した研究の中で、動物実験による抗がん活性の検討を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	6,000,000	6,000,000	100.0%	—	公財	国所管	—	—
文部科学省	木造二天王立像保存修理事業 一式	文化庁次長 河村 潤子 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年4月1日	公益財団法人美術院 京都府京都市下京区七条通高倉東入ル材木町476-1	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本件仕様を満たす相手方は当該者においてほかにないが、それでもなお実施できる相手方を確認するため、HP等を通じた事前確認公募を行ったところ、当該者のみの応募であったため、外に実施できる相手方は存在しないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	7,211,160	7,211,160	100.0%	—	公財	国所管	1	—
文部科学省	平成26年度次代の文化を創造する新進芸術家育成事業【江戸糸あやつり人形結城座人形遣い体験入門研修】	文化庁次長 河村 潤子 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年4月1日	公益財団法人江戸糸あやつり人形結城座 東京都小井市貫井北町3-18-2	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業については、HP等を通じた公募を行い、外部委員による審査(企画競争)を経て相手方が選定されたものであり、当該事業を実施できる相手方は他になく、会計法第29条の3第4項に該当するため。	7,600,000	7,600,000	100.0%	—	公財	国所管	27	—
文部科学省	重要文化財福岡県栗田遺跡祭祀遺構出土品保存修理事業	文化庁次長 河村 潤子 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年4月1日	公益財団法人元興寺文化財研究所 奈良県奈良市中院町11	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本件仕様を満たす相手方は当該者においてほかにないが、それでもなお実施できる相手方を確認するため、HP等を通じた事前確認公募を行ったところ、当該者のみの応募であったため、外に実施できる相手方は存在しないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	8,945,640	8,945,640	100.0%	—	公財	国所管	1	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	備考
文部科学省	平成26年度次代の文化を創造する新進芸術家育成事業【平成27年各流派合同新春舞踊大会】	文化庁次長 河村 潤子 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年4月1日	公益社団法人日本舞踊協会 東京都中央区勝どき2-18-1-210	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業については、HP等を通じた公募を行い、外部委員による審査(企画競争)を経て相手方が選定されたものであり、当該事業を実施できる相手方は他になく、会計法第29条の3第4項に該当するため。	10,955,000	10,955,000	100.0%	—	公社	国所管	27	—
文部科学省	コーチング・イノベーション推進事業(コーチ育成のための「モデル・コア・カリキュラム」の作成)	スポーツ・青少年局長 久保 公人 東京都千代田区霞が関3-3-14	平成26年4月1日	公益財団法人日本体育協会 東京都渋谷区神南1-1-1	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本委託事業は、スポーツや社会を取り巻く環境の変化に対応するため、コーチ育成に実績のある全国規模の法人格を有する団体または全国規模でスポーツを総合的に統括する法人格を有する団体が、全国の体育・スポーツ系大学・学部、関係学会、その他コーチ育成に関わる団体と連携して、我が国におけるコーチング・コーチの質の向上・保証のための取組を推進し、スポーツの健全性の維持・向上を図ることを目的としていることから、契約の性質又は目的が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため、随意契約により契約を締結するものである。	11,688,538	11,688,538	100.0%	—	公財	国所管	1	—
文部科学省	武道等指導推進事業(法人格を有する団体向け)	スポーツ・青少年局長 久保 公人 東京都千代田区霞が関3-3-14	平成26年4月1日	公益財団法人全日本柔道連盟 東京都文京区春日1-1-16-30	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 平成24年度から必修となった武道等を円滑に実施できるよう、域内の指導者の活用に当たり、技術及び安全に関する指導力の活用方策についての取組や関係団体等との連携による支援体制の強化の取組について検証するものであることから、法人格を有する団体に対し公募による企画競争を行い採択するものであり、契約の性質又は競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため随意契約を締結する。	12,197,354	12,197,354	100.0%	—	公財	国所管	2	—
文部科学省	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業(近代五種)	スポーツ・青少年局長 久保 公人 東京都千代田区霞が関3-3-14	平成26年4月1日	公益社団法人日本近代五種協会 東京都渋谷区神南1-1-1	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業におけるナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設は、文部科学省が競技場の国際規格等を要件として公募を実施し、選定委員会による審査を経て指定している。当該拠点施設については、公募を実施し、選定委員会による審査を経て、平成25年度よりリオデジャネイロ夏季オリンピック開催年度である平成28年度末までの期間で指定した。本事業は、当該指定施設の活用を目的としており、指定施設の設置者・運営者等に契約先が限定されるため随意契約としたものである。(契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項))	12,246,460	12,246,460	100.0%	—	公社	国所管	—	—
文部科学省	乾漑伎楽面模造製作事業 一式	文化庁次長 河村 潤子 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年4月1日	公益財団法人美術院 京都府京都市下京区七条通高倉東入ル材木町476-1	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本件仕様を満たす相手方は当該者をにおいてほかにはないが、それでもなお実施できる相手方を確認するため、HP等を通じた事前確認公募を行ったところ、当該者のみの応募であったため、外に実施できる相手方は存在しないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	12,990,780	12,990,780	100.0%	—	公財	国所管	1	—
文部科学省	平成26年度次代の文化を創造する新進芸術家育成事業【さわってみよう能の世界】	文化庁次長 河村 潤子 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年4月1日	公益社団法人能楽協会 東京都新宿区高田馬場4-40-13 双秀ビル	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業については、HP等を通じた公募を行い、外部委員による審査(企画競争)を経て相手方が選定されたものであり、当該事業を実施できる相手方は他になく、会計法第29条の3第4項に該当するため。	14,000,000	14,000,000	100.0%	—	公社	国所管	27	—

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	備考
文部科学省	平成26年度条約難民に対する日本語教育事業	文化庁次長 河村 潤子 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年4月1日	公益財団法人アジア福祉教育財団 東京都港区南麻布五丁目1番27号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業については、HP等を通じた公募を行い、外部委員による審査(企画競争)を経て相手方が選定されたものであり、当該事業を実施できる相手方は他になく、会計法第29条の3第4項に該当するため。	14,813,000	14,813,000	100.0%	—	公財	国所管	2	—
文部科学省	平成26年度文化庁メディア芸術クリエイター育成支援事業	文化庁次長 河村 潤子 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年4月1日	公益財団法人画像情報教育振興協会 東京都中央区銀座1-8-16	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業についてはHP等を通じた公募を行い、「平成26年度メディア芸術クリエイター育成支援事業」審査会において選定されたものであり、当該事業を実施することが可能なのは当該団体において他になく、会計法第29条の3第4項に該当するため。	15,000,000	15,000,000	100.0%	—	公財	国所管	2	—
文部科学省	平成26年度文化関係資料のアーカイブの構築に関する調査研究(写真フィルムの保存・活用に関する調査研究)	文化庁次長 河村 潤子 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年4月1日	公益社団法人日本写真家協会 東京都千代田区一番町25	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業については、HP等を通じた公募を行い、外部委員による審査(企画競争)を経て相手方が選定されたものであり、当該事業を実施できる相手方は他になく、会計法第29条の3第4項に該当するため。	17,997,781	17,997,781	100.0%	—	公社	国所管	1	—
文部科学省	音声教材の効率的な製作方法等に関する調査研究	初等中等教育局長 前川 喜平 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年4月1日	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 東京都新宿区戸山1-22-1	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 「音声教材の効率的な製作方法等に関する調査研究」を実施するにあたっては、事前の公募により申請のあった公益財団法人等について企画競争を行い評価委員会による審査を経て採択しているところであり、その公益財団法人等以外には、本事業の目的を達成できる団体は存在しない。よって、本事業の性質及び目的上、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項により随意契約を締結する。	20,000,000	20,000,000	100.0%	—	公財	国所管	4	—
文部科学省	日本／ユネスコパートナーシップ事業	国際統括官 加藤 重治 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年4月1日	公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター 東京都新宿区袋町6 日本出版会館内	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業の委託先の選定にあたっては、透明性及び競争性を担保するため、文部科学省ホームページにて公募を開始し、企画提案書他必要書類の提出を求め、企画競争を実施した。これにより提出のあった団体について、持続可能な開発のための教育(ESD)やユネスコ活動に関する知見を有する外部有識者委員からなる日本／ユネスコパートナーシップ事業審査委員会において、企画内容について評価を行った。 以上の評価結果を踏まえ、本事業を実施できる団体は当該団体と判断し、契約の性質又は目的が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項を適用し、随意契約を締結した。	20,999,957	20,999,957	100.0%	—	公財	国所管	5	—
文部科学省	「発掘された日本列島展2014展」実施に係る業務	文化庁次長 河村 潤子 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年4月1日	公益財団法人元興寺文化財研究所 奈良県奈良市中院町11	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業については、HP等を通じた公募を行い、外部委員による審査(企画競争)を経て相手方が選定されたものであり、当該事業を実施できる相手方は他になく、会計法第29条の3第4項に該当するため。	21,677,678	21,677,678	100.0%	—	公財	国所管	1	—
文部科学省	平成26年度第三国定住難民に対する日本語教育事業	文化庁次長 河村 潤子 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年4月1日	公益財団法人アジア福祉教育財団 東京都港区南麻布五丁目1番27号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業については、HP等を通じた公募を行い、外部委員による審査(企画競争)を経て相手方が選定されたものであり、当該事業を実施できる相手方は他になく、会計法第29条の3第4項に該当するため。	25,042,000	25,042,000	100.0%	—	公財	国所管	2	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	備考
文部科学省	チロシンキナーゼ阻 害剤による有効なが ん治療の実用化に 関する研究(治療標 的となる新規融合型 キナーゼの同定)	研究振興局長 小松 親次郎 東京都千代田区霞が関3-2- 2	平成26年4月1日	公益財団法人がん研究会 東京都江東区有明三丁目8 番31号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 「次世代がん研究シーズ戦略的育成プログラム」の実施課題「チロシンキナーゼ阻害剤による有効ながん治療の実用化に関する研究」及びその実施機関は、チロシンキナーゼ阻害剤(TKI)を用いた臨床試験で得られる試験前の検体と試験後の検体を用いて、TKI耐性に関する標的分子を同定し、新たながん治療の実用化を図る任務を担うものである。実施機関である公益財団法人がん研究会は、腫瘍組織の大量スクリーニングによる新たなチロシンキナーゼ融合遺伝子の同定に係る研究、受容体型チロシンキナーゼ(HER2)陽性乳がん患者の検体を用いたHER2発現解析を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	28,000,000	28,000,000	100.0%	—	公財	国所管	—	—
文部科学省	がん染色体・分裂期 チェックポイントを標 的とした治療法の確 立(TACC3を標的とし たがん治療・予防 法の開発)	研究振興局長 小松 親次郎 東京都千代田区霞が関3-2- 2	平成26年4月1日	公益財団法人がん研究会 東京都江東区有明三丁目8 番31号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 「次世代がん研究シーズ戦略的育成プログラム」の実施課題「がん染色体・分裂期チェックポイントを標的とした治療法の確立」及びその実施機関は、がん細胞内で見られる細胞周期進行に係る特異的な動作原理を明らかにすることにより、それを標的とした新規抗がん剤を開発する任務を担うものである。実施機関である公益財団法人がん研究会は、阻害剤候補の薬効評価や至適化を図る研究を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	30,000,000	30,000,000	100.0%	—	公財	国所管	—	—
文部科学省	がん染色体・分裂期 チェックポイントを標 的とした治療法の確 立(がん分子標的治 療薬シーズとしての タンキラーゼ阻害剤 の探索開発)	研究振興局長 小松 親次郎 東京都千代田区霞が関3-2- 2	平成26年4月1日	公益財団法人がん研究会 東京都江東区有明三丁目8 番31号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 「次世代がん研究シーズ戦略的育成プログラム」の実施課題「がん染色体・分裂期チェックポイントを標的とした治療法の確立」及びその実施機関は、がん細胞内で見られる細胞周期進行に係る特異的な動作原理を明らかにすることにより、それを標的とした新規抗がん剤を開発する任務を担うものである。実施機関である公益財団法人がん研究会は、阻害剤候補の薬効評価や至適化を図る研究を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	30,000,000	30,000,000	100.0%	—	公財	国所管	—	—
文部科学省	血液採取によるドー ピング検査技術研究 開発事業	スポーツ・青少年局長 久保 公人 東京都千代田区霞が 関3-3-14	平成26年4月1日	公益財団法人日本アンチ・ ドーピング機構 東京都北区 西が丘3-15-1国立ス ポーツ科学センター内	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業は、ドーピング防止活動に関する研究等を実施するものであり、事前に公募により、申請のあった団体について、審査委員会による審査を経て、本事業の目的を達成できる団体を採択した。契約の性質・目的が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項の規程により随意契約を行うこととした。	30,784,058	30,784,058	100.0%	—	公財	国所管	1	—
文部科学省	健全者と障害者のス ポーツ・レクリエー ション活動連携推進 事業(地域のスポー ツクラブにおける障 害者スポーツの導 入)	スポーツ・青少年局長 久保 公人 東京都千代田区霞が 関3-3-14	平成26年4月1日	公益財団法人日本レクリエー ション協会 東京都千代田区 三崎町2-20-7水道橋西口会 館6階	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業は、総合型地域スポーツクラブにおいて、障害者スポーツ施設等から障害者スポーツの指導者を招へいし、コーチングや講習会を実施するとともに、用品・用具等を整備することにより、地域のスポーツクラブへの障害者の参加を促進することが目的となっている。 上記の事業目的を達成するため、当事業の委託先の選定にあたっては、モデル事業を複数の地域で実施することができる全国規模の団体であって、総合型地域スポーツクラブや障害者スポーツに関係する他の団体と連携して総合型地域スポーツクラブにおける本事業実施の際に必要な指導者のコーディネートその他の業務を行うことができる法人格を有する団体を対象に、公募による企画競争を行った。技術審査委員会による審査をした結果、当該協会が採択となった。 以上、契約の性質又は目的が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため、随意契約により契約を締結するものである。	31,646,281	31,646,281	100.0%	—	公財	国所管	1	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	備考
文部科学省	平成26年度「文化芸術による『心の復興事業』に係る連携協力体制の構築業務	文化庁次長 河村 潤子 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年4月1日	公益社団法人全国公立文化施設協会 東京都中央区銀座2-10-18	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業については、HP等を通じた公募を行い、外部委員による審査(企画競争)を経て相手方が選定されたものであり、当該事業を実施できる相手方は他になく、会計法第29条の3第4項に該当するため。	32,499,999	32,499,999	100.0%	—	公社	国所管	1	—
文部科学省	国宝島根県荒神谷遺跡出土品保存修理事業	文化庁次長 河村 潤子 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年4月1日	公益財団法人元興寺文化財研究所 奈良県奈良市中院町11	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本件仕様を満たす相手方は当該者をおいてほかにないが、それでもなお実施できる相手方を確認するため、HP等を通じた事前確認公募を行ったところ、当該者のみの応募であったため、外に実施できる相手方は存在しないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	34,959,941	34,959,941	100.0%	—	公財	国所管	1	—
文部科学省	分子プロファイリングによる新規標的の同定を通じた難治がん治療法開発(消化器がん及びリンパ腫の再発/転移に特徴的な遺伝子変異の同定)	研究振興局長 小松 親次郎 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年4月1日	公益財団法人がん研究会 東京都江東区有明三丁目8番31号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 「次世代がん研究シーズ戦略的育成プログラム」の実施課題「分子プロファイリングによる新規標的の同定を通じた難治がん治療法開発」及びその実施機関は、難治性がんの臨床検体を前エクソンシーケンスや遺伝子発現解析等の分子プロファイリングを行うことにより、転移/再発のバイオマーカー候補や分子標的薬耐性因子の探索を担うものである。実施機関であるがん研究会は、消化器がん、悪性リンパ腫に関して、臨床検体を用いてシーケンス解析等を行うことにより遺伝子変異の同定等の研究を担当するが、長年研究を続け特筆すべき成果を上げており、本研究に適切な機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	35,000,000	35,000,000	100.0%	—	公財	国所管	—	—
文部科学省	HPCIの運営(産業利用促進)	研究振興局長 小松 親次郎 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年4月1日	公益財団法人計算科学振興財団 兵庫県神戸市中央区港島南町7丁目1番28号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 実施課題「HPCIの運営」及び実施機関は、平成24年度の課題の公募において、外部有識者で構成する「HPCI構築事業選定委員会」により、研究目的・計画・事業実施方法等を審査のうえ、採択が決定されたものである。以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)に該当するため、同法人を随意契約の相手方とする。	38,960,720	38,960,720	100.0%	—	公財	国所管	1	—
文部科学省	アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業実施委託業務	文化庁次長 河村 潤子 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年4月1日	公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター 東京都新宿区袋町6 日本出版会館内	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業についてはHP等を通じた公募を行い、「アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業選定委員会」における審査において業務計画書のとおり選定したものであり、当該事業を実施することが可能なのは当該団体をおいて他になく、会計法第29条の3第4項に該当するため。	48,748,000	48,748,000	100.0%	—	公財	国所管	1	—
文部科学省	ドーピング防止教育・研修事業(人材育成)	スポーツ・青少年局長 久保 公人 東京都千代田区霞が関3-3-14	平成26年4月1日	公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構 東京都北区西が丘3-15-1国立スポーツ科学センター内	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業は、ドーピング防止活動に関する人材の育成等を実施するものであり、事前に公募により、申請のあった団体について、審査委員会による審査を経て、本事業の目的を達成できる団体を採択した。契約の性質・目的が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項の規程により随意契約を行うこととした。	56,996,209	56,996,209	100.0%	—	公財	国所管	1	—
文部科学省	平成26年度「劇場・音楽堂等基盤整備事業(情報提供及び研修)」	文化庁次長 河村 潤子 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年4月1日	公益社団法人全国公立文化施設協会 東京都中央区銀座2-10-18	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業については、HP等を通じた公募を行い、外部委員による審査(企画競争)を経て相手方が選定されたものであり、当該事業を実施できる相手方は他になく、会計法第29条の3第4項に該当するため。	110,000,000	110,000,000	100.0%	—	公社	国所管	1	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	備考
文部科学省	ドーピング防止教 育・研修事業	スポーツ・青少年局長 久保 公人 東京都千代田区霞が 関3-3-14	平成26年4月1日	公益財団法人日本アンチ・ ドーピング機構 東京都北区 西が丘3-15-1国立ス ポーツ科学センター内	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業は、ドーピングの防止を図るため競技者等を対象とした研修会等を実施するものであり、事前に公募により、申請のあった団体について、審査委員会による審査を経て、本事業の目的を達成できる団体を採択した。契約の性質・目的が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項の規程により随意契約を行うこととした。	120,536,188	120,536,188	100.0%	—	公財	国所管	1	—
文部科学省	次世代がん医療創 生研究HQ	研究振興局長 小松 親次郎 東京都千代田区霞が関3-2- 2	平成26年4月1日	公益財団法人がん研究会 東京都江東区有明三丁目8 番31号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 「次世代がん研究戦略推進プロジェクト次世代がん研究シーズ戦略的育成プログラム」の実施課題「次世代がん医療創生研究HQ」及びその実施機関は、プロジェクト全体の推進方針案の策定、参画機関間の調整等の任務を担うものである。業務主任者である野田哲生は、日本癌学会理事長を務めているほか、厚生労働省がん対策推進協議会がん研究専門委員会委員長を務めており、我が国のがん研究の全体像を最も把握しているとともに、マネジメント能力を有している。また、野田が所属している公益財団法人がん研究会は、100年以上の歴史を有する我が国を代表するがん研究の機関であり、様々な分野のがん研究を俯瞰的に統括することができる能力を有する機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	148,482,000	148,482,000	100.0%	—	公財	国所管	—	—
文部科学省	平成26年度文化庁 メディア芸術祭の企 画・運営	文化庁次長 河村 潤子 東 京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年4月1日	公益財団法人画像情報教育 振興協会 東京都中央区銀 座1-8-16	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業についてはHP等を通じた公募を行い、「平成26年度文化庁メディア芸術祭の企画・運営」に係る企画案選定委員会の審査において選定したものであり、当該事業を実施することが可能なのは当該団体においてほかにはなく、会計法第29条の3第4項に該当するため。	230,323,000	230,323,000	100.0%	—	公財	国所管	1	—
文部科学省	遺伝子改変マーモ セットの汎用性拡大 および作出技術高度 化とその脳科学 への応用	研究振興局長 小松 親次郎 東京都千代田区霞が関3-2- 2	平成26年4月1日	公益財団法人実験動物中央 研究所 神奈川県川崎市川 崎区殿町三丁目25番12号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 「脳科学研究戦略推進プログラム」の実施課題「遺伝子改変マーモセットの汎用性拡大および作出技術の高度化とその脳科学への応用」は、平成25年度の課題の公募において、外部有識者で構成する課題選考委員会により、研究目的・計画・事業実施方法等を審査のうえ、採択が決定されたものである。以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)に該当するため、同法人を随意契約の相手方として選定する。	335,200,000	335,200,000	100.0%	—	公財	国所管	1	—
文部科学省	次世代アスリート特 別強化推進事業	スポーツ・青少年局長 久保 公人 東京都千代田区霞が 関3-3-14	平成26年4月1日	公益財団法人日本オリンピ ック委員会 東京都渋谷区神 南1-1-1	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業は、オリンピック競技大会でメダルの獲得が期待できる競技団体に、中・長期的な強化プランに基づく強化活動全体を統括するナショナルコーチ等を選任・配置し、オリンピック競技大会の開催期間に応じた中・長期的な強化プランの策定及びそのプランに基づく競技団体の強化活動に継続して専従させることが目的となっている。公募による企画競争を行い、選定委員会による審査を経て採択された「次世代アスリート特別強化推進事業」を実施できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結したものである。	392,802,654	392,802,654	100.0%	—	公財	国所管	1	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	備考
文部科学省	次世代がん研究推進のためのシース育成支援基盤	研究振興局長 小松 親次郎 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年4月1日	公益財団法人がん研究会 東京都江東区有明三丁目8番31号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 「次世代がん研究シース戦略的育成プログラム」の実施課題「次世代がん研究推進のためのシース育成支援基盤」及びその実施機関は、プロジェクトに参画する研究機関から導出される候体の解析・処理支援、また、知的財産権の確保支援等、本プロジェクトにおいて横断的に研究を支援する任務を担うものである。実施機関である公益財団法人がん研究会は、100年以上の歴史を有する我が国を代表するがん研究の機関であり、様々な分野のがん研究を俯瞰的に統括することができる能力を有し、分野横断的に支援を行うことができる機関である。機関の選定に当たっては、文部科学省に設置した外部有識者からなるアドバイザリーボードによる、研究目的・計画・事業実施方法等の審議の上で決定し、ライフサイエンス委員会及び総合科学技術会議における審議を踏まえ決定したものである。	646,393,000	646,393,000	100.0%	—	公財	国所管	—	—
文部科学省	「2020ターゲットエイジ育成・強化プロジェクト」(ジュニア競技者の育成・強化) (平成26年度)	スポーツ・青少年局長 久保 公人 東京都千代田区霞が関3-3-14	平成26年4月1日	公益財団法人日本オリンピック委員会 東京都渋谷区神南1-1-1	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業は2020年オリンピック競技大会に向けた我が国の国際競技力の向上を図るための競技者の発掘・育成・強化活動が目的となっている。公募による企画競争を行い、選定委員会による審査を経て選定しており、本事業を実施できる相手方はほかに存在せず。特定の技術、知見(ノウハウ)、実績等を有している特定の者と契約する必要がある専門的又は特殊な委託契約であり、契約の性質又は目的が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項に該当するものとして判断し、上記団体と随意契約を締結したものである。	650,316,000	650,316,000	100.0%	—	公財	国所管	1	—
文部科学省	高等学校における「多様な学習成果の評価手法に関する調査研究」	初等中等教育局長 前川 喜平 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年4月2日	公益社団法人全国工業高等学校長協会 東京都千代田区飯田橋2-8-1	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業は、都道府県・指定都市及び市区町村教育委員会並びに学校法人・大学・民間等研究機関・NPO法人・その他組織の研究機関・部門等を対象として、筆記試験等では評価が困難な、高校生が身に付けるべき幅広い資質・能力についての評価の妥当性の確保や信頼性の向上等に向け、高等学校での多様な学びのニーズに対応した取組による、多様な学習成果についての評価手法に関する調査研究を委託し、その成果を普及していくことで、高校教育の質保証に向けた取組を推進するものである。	5,786,305	5,786,305	100.0%	—	公社	国所管	20	—
文部科学省	競技者・指導者等のスポーツキャリア形成支援事業(国際的スポーツ人材養成プログラム)	スポーツ・青少年局長 久保 公人 東京都千代田区霞が関3-3-14	平成26年4月10日	公益財団法人日本セーリング連盟 東京都渋谷区神南1-1-1	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業は、国内スポーツ団体の優れた人材を国際スポーツ団体に派遣し、国際的なスポーツ政策立案等について研修する機会を提供することにより、国際スポーツ団体等の政策決定過程(国際競技大会の開催、競技種目の採用、競技ルール・用具の変更、競技役員・審判の選出等)において、情報収集・発信を行える人材を養成し、国際的なスポーツ界における我が国の影響力の強化を図るものである。 なお、本事業を実施するに当たっては、事前に公募により、申請のあった団体について、技術審査委員会による審査を経て、本事業の目的を達成できる団体を採択した。本事業の性質及び目的上、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項により随意契約を締結したものである。	7,966,949	7,966,949	100.0%	—	公財	国所管	8	—
文部科学省	運動部活動指導の工夫・改善支援事業(運動部活動指導者の指導者養成事業)	スポーツ・青少年局長 久保 公人 東京都千代田区霞が関3-3-14	平成26年4月11日	公益財団法人日本中学校体育連盟 東京都渋谷区神南1-1-1	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業は、運動部活動における体罰の根絶を目指すとともに、適切な内容・方法による運動部活動が推進されることを目指し、指導者の資質向上が継続的に図られることを目的としている。実施に当たっては、競技連目ごとに指導者の指導者を養成し各地域における研修の機会を確保する必要があることから、法人格を有する団体に委託することが適切である。そのため、法人格を有する団体に對して公募による企画競争を行い、提出された企画提案書について外部有識者による審査委員会の審査を経て、本事業の目的を達成できる団体を採択した。契約の性質、目的が競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため、随意契約を締結したものである。	7,330,532	7,330,532	100.0%	—	公財	国所管	53	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	備考
文部科学省	競技者・指導者等の スポーツキャリア形 成支援事業(国際的 スポーツ人材養成プ ログラム)	スポーツ・青少年局長 久保 公人 東京都千代田区霞が 関3-3-14	平成26年4月30日	公益財団法人日本ハンド ボール協会 東京都渋谷区 神南1-1-1	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業は、国内スポーツ団体の優れた人材を国際スポーツ団体等に派遣し、国際的な スポーツ政策立案等について研修する機会を提供することにより、国際スポーツ団体等 の政策決定過程(国際競技大会の開催、競技種目の採用、競技ルール・用具の変更、 競技役員・審判の選出等)において、情報収集・発信を行える人材を養成し、国際的なス ポーツ界における我が国の影響力の強化を図るものである。 なお、本事業を実施するに当たっては、事前に公募により、申請のあった団体について、 技術審査委員会による審査を経て、本事業の目的を達成できる団体を採択した。本事業 の性質及び目的上、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項により随意契約を 締結したものである。	7,137,404	7,137,404	100.0%	—	公財	国所管	8	—
文部科学省	平成26年度青少年 国際交流推進事業 「日独青少年指導者 セミナーB3(芸術分 野)派遣及び受入事 業」	スポーツ・青少年局長 久保 公人 東京都千代田区霞が 関3-3-14	平成26年5月1日	公益財団法人日本博物館協 会 東京都千代田区霞が関3 丁目3番1号 尚友会館	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法29条の3第4項) 本事業については、相手国との間で趣旨、テーマ、募集対象、相手国側実施団体、実施 期間及び人数等を決定しているものであり、これを確実に達成できる1者のみを選定す る必要がある。このため、相手国実施団体との連携が期待できることが重要であり、事 業実施に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための体制を有していること、ま た事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有していることが必要であり、国にお いては、詳細かつ明確な仕様書を書くことが困難である。本事業は、ホームページを通じ た公募の上で、外部委員による審査(企画競争)を経て契約の相手方が選定されたもの であり、当該事業を実施できる相手方は他にはおらず、契約価格の競争による相手方の 選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため随意契約を締結した ものである。	6,094,200	6,094,200	100.0%	—	公財	国所管	6	—
文部科学省	平成26年度文化芸 術による子供の育成 事業(芸術家の派遣 事業)(特定非営利 活動法人等実施分)	文化庁次長 河村 潤子 東 京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年5月1日	公益財団法人山本能楽堂 大阪府大阪市中央区徳井町 1-3-6	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業については、HP等を通じた公募を行い、外部委員による審査(企画競争)を経て 相手方が選定されたものであり、当該事業を実施できる相手方は他になく、会計法第29 条の3第4項に該当するため。	16,084,602	16,084,602	100.0%	—	公財	国所管	19	—
文部科学省	平成26年度国際社 会で活躍できる青少 年を育む国際交流 事業～ジョイン・イ ン・ジャンボリー～ 「インスパイア・ジャ パン」	スポーツ・青少年局長 久保 公人 東京都千代田区霞が 関3-3-14	平成26年5月1日	公益財団法人ボーイスカウト 日本連盟 東京都文京区本 郷1-34-3	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法29条の3第4項) 本事業は、青少年に対して国際社会で活躍できる能力・感覚を育成するため、異なる文 化や習慣を持つ人々と意見交換や討論を行うほか、寝食を共にしたり、様々な活動を協 力して実施したりするなどの国際交流体験を提供するものである。 実施機関の選定にあたっては、国際交流等の知見を有する事業企画評価委員会による 審査(企画競争)を経て決定しているところである。 実施機関である公益財団法人ボーイスカウト日本連盟は、日本におけるボーイスカウト 運動を普及し、その運動を通じて青少年の優れた人格を形成し、かつ国際友愛精神の 増進を図り、青少年の健全育成に寄与することを目的に設立されており、本事業の実施 機関として適切なものである。 以上の理由から、契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4 項)に該当するものと判断し、当該法人と随意契約を締結したものである。	24,667,709	24,667,709	100.0%	—	公財	国所管	1	—
文部科学省	復興教育支援事業	初等中等教育局長 前川 喜 平 東京都千代田区霞が関 3-2-2	平成26年5月15日	公益社団法人日本理科教育 振興協会 東京都千代田区 神田小川町3-28 昇龍館ビル 4階	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 当事業の委託先の選定にあたっては、事前に公募を行ったところ、26者から応募があり、 復興教育支援事業選考委員会で審査した結果、9者を委託先として決定したところであ る。よって、当事業を実施できる相手方は他に存在せず、契約の性質又は目的により 競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため、随意契約により契 約を締結するものである。	4,687,000	4,687,000	100.0%	—	公社	国所管	26	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	備考
文部科学省	競技者・指導者等のスポーツキャリア形成支援事業における「キャリアデザイン形成支援プログラム」(平成26年度)	スポーツ・青少年局長 久保公人 東京都千代田区霞が関3-3-14	平成26年5月15日	公益社団法人日本プロサッカーリーグ 東京都文京区本郷3-10-15	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業は、ジュニア競技者及びその指導者、保護者、競技団体のスタッフ等に対して、教育啓発を図るためのセミナーやカウンセリング等を実施し、競技者の競技生活初期からキャリア意識の向上やキャリアデザインの重要性について、理解促進を図ることが目的となっている。上記の事業目的を達成するため当事業の委託先の選定にあたっては、キャリアデザインに関するプログラムを実施し、スポーツキャリア形成を総合的に支援することが、可能な団体を対象とした企画競争により行うこととした。企画競争にあたり、2月7日から3月10日に公募を行ったところ、4団体から応募があり、スポーツ・青少年局スポーツ振興課技術審査委員会で審査をした結果、4団体全てが採択となった。うち、本件は、公益社団法人日本プロサッカーリーグに關しての起案である。以上、契約の性質又は目的により競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため、随意契約により契約を締結するものである。	7,882,420	7,882,420	100.0%	—	公社	国所管	4	—
文部科学省	平成26年度青少年教育施設を活用した国際交流事業「日越学びあい支えあい国際交流プロジェクト」	スポーツ・青少年局長 久保公人 東京都千代田区霞が関3-3-14	平成26年5月15日	公益財団法人育てる会 東京都武蔵野市中町1丁目6番7号 朝日生命ビル5F	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法29条の3第4項) 本事業は、ホームページを通じた公募の上で、外部委員による審査(企画競争)を経て契約の相手方が選定されたものであり、当該事業を実施できる相手方は他にはおらず、契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため随意契約を締結したものである。	8,148,346	8,148,346	100.0%	—	公財	国所管	7	—
文部科学省	体験活動推進プロジェクト(全国的な普及啓発の実施)	スポーツ・青少年局長 久保公人 東京都千代田区霞が関3-3-14	平成26年5月16日	公益社団法人青少年交友協会 東京都豊島区池袋3丁目30-22-2F	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業の委託先の選定にあたっては、透明性及び競争性を担保するため、文部科学省ホームページにて公募を開始し、企画提案書他必要書類の提出を求め、企画競争を実施した。これにより提出のあった団体について、体験活動等について造詣が深い委員からなる事業企画評価委員会において、企画内容について評価を行った。 以上の評価結果を踏まえ、本事業を実施できる団体であると判断し、契約の性質又は目的が競争を許さないことから、「体験活動推進プロジェクト」の委託契約について、会計法第29条の3第4項を適用し、随意契約を締結するものである。	2,000,000	2,000,000	100.0%	—	公社	国所管	20	—
文部科学省	平成26年度次代の文化を創造する新進芸術家育成事業【文化財建造物修理技術者育成事業】	文化庁次長 河村 潤子 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年6月2日	公益財団法人文化財建造物保存技術協会 東京都荒川区西日暮里2-32-15	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業については、HP等を通じた公募を行い、外部委員による審査(企画競争)を経て相手方が選定されたものであり、当該事業を実施できる相手方は他になく、会計法第29条の3第4項に該当するため。	3,917,650	3,917,650	100.0%	—	公財	国所管	27	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	備考
文部科学省	競技者・指導者等の スポーツキャリア形成 支援事業における「キャリアデザイン 形成支援プログラム」(平成26年度)	スポーツ・青少年局長 久保 公人 東京都千代田区霞が 関3-3-14	平成26年6月2日	公益財団法人日本オリンピッ ク委員会 東京都渋谷区神 南1-1-1	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業は、ジュニア競技者及びその指導者、保護者、競技団体のスタッフ等に対して、 教育啓発を図るためのセミナーやカウンセリング等を実施し、競技者の競技生活初期から キャリア意識の向上やキャリアデザインの重要性について、理解促進を図ることが目 的となっている。上記の事業目的を達成するため当事業の委託先の選定にあたっては、 キャリアデザインに関するプログラムを実施し、スポーツキャリア形成を総合的に支援す ることが、可能な団体を対象とした企画競争により行うこととした。企画競争にあたり、2 月7日から3月10日に公募を行ったところ、4団体から応募があり、スポーツ・青少年局 スポーツ振興課技術審査委員会で審査をした結果、4団体全てが採択となった。うち、本 件は、公益財団法人日本オリンピック委員会に關しての起案である。以上、契約の性質 又は目的により競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため、随 意契約により契約を締結するものである。	7,957,040	7,957,040	100.0%	—	公財	国所管	4	—
文部科学省	コーチング・イノベ ーション推進事業(「ア スリート・アントラ ジュ」の連携協力推 進)	スポーツ・青少年局長 久保 公人 東京都千代田区霞が 関3-3-14	平成26年6月2日	公益財団法人日本オリンピ ク委員会 東京都渋谷区神 南1-1-1	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本委託事業は、スポーツや社会を取り巻く環境の変化に対応するため、コーチ育成に実 績のある全国規模の法人格を有する団体または全国規模でスポーツを総合的に統括す る法人格を有する団体が、全国の体育・スポーツ系大学・学部、関係学会、その他コー チ育成に関わる団体と連携して、我が国におけるコーチング・コーチの質の向上・保証の ための取組を推進し、スポーツの健全性の維持・向上を図ることを目的としていることか ら、契約の性質又は目的が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当す るため、随意契約により契約を締結するものである。	9,642,708	9,642,708	100.0%	—	公財	国所管	1	—
文部科学省	スポーツ仲裁活動推 進事業	スポーツ・青少年局長 久保 公人 東京都千代田区霞が 関3-3-14	平成26年6月2日	公益財団法人日本スポーツ 仲裁機構 東京都渋谷区神 南2-1-1	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業は、スポーツ仲裁の理解増進のため、競技者等を対象とした研修会等を実施す るものであり、事前に公募により、申請のあった団体について、審査委員会による審査 を経て、本事業の目的を達成できる団体を採択した。契約の性質・目的が競争を許さない ことから、会計法第29条の3第4項の規程により随意契約を行うこととした。	32,716,990	32,716,990	100.0%	—	公財	国所管	1	—
文部科学省	平成26年度 変容の 危機にある無形の 民俗文化財の記録 作成の推進事業に 係る「藤原踊」報告 書作成業務	文化庁次長 河村 潤子 東 京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年6月6日	公益社団法人全日本郷土芸 能協会 東京都港区赤坂6 -7-14-102	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業については、HP等を通じた公募を行い、外部委員による審査(企画競争)を経て 相手方が選定されたものであり、当該事業を実施できる相手方は他になく、会計法第29 条の3第4項に該当するため。	4,400,710	4,400,710	100.0%	—	公社	国所管	1	—
文部科学省	平成26年度 変容の 危機にある無形の 民俗文化財の記録 作成の推進事業に 係る「田子神楽」報 告書作成業務	文化庁次長 河村 潤子 東 京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年6月6日	公益社団法人全日本郷土芸 能協会 東京都港区赤坂6 -7-14-102	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業については、HP等を通じた公募を行い、外部委員による審査(企画競争)を経て 相手方が選定されたものであり、当該事業を実施できる相手方は他になく、会計法第29 条の3第4項に該当するため。	4,535,973	4,535,973	100.0%	—	公社	国所管	1	—
文部科学省	持続可能な開発の ための教育(ESD) に関するユネスコ 世界会議関連事業	大臣官房会計課長 生川 浩 史 東京都千代田区霞が関 3-2-2	平成26年6月9日	公益財団法人ユネスコ・ジ ア文化センター 東京都新宿 区袋町6 日本出版会館内	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本委託事業を実施するために実施機関の公募(企画競争)を行い、「持続可能な開発の ための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議関連事業審査委員会」において事業の目 標・計画・内容・手法について審査を行った結果、高い評価を得たことに基づき決定され たものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	1,999,559	1,999,559	100.0%	—	公財	国所管	4	—
文部科学省	持続可能な開発の ための教育(ESD) に関するユネスコ 世界会議関連事業	大臣官房会計課長 生川 浩 史 東京都千代田区霞が関 3-2-2	平成26年6月9日	公益財団法人ユネスコ・ジ ア文化センター 東京都新宿 区袋町6 日本出版会館内	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本委託事業を実施するために実施機関の公募(企画競争)を行い、「持続可能な開発の ための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議関連事業審査委員会」において事業の目 標・計画・内容・手法について審査を行った結果、高い評価を得たことに基づき決定され たものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	11,998,856	11,998,856	100.0%	—	公財	国所管	4	—

公共調達等の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	備考
文部科学省	競技者・指導者等の スポーツキャリア形 成支援事業(国際的 スポーツ人材養成プ ログラム)	スポーツ・青少年局長 久保 公人 東京都千代田区霞が 関3-3-14	平成26年6月10日	公益財団法人日本卓球協会 東京都渋谷区神南1-1-1	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業は、国内スポーツ団体の優れた人材を国際スポーツ団体等に派遣し、国際的な スポーツ政策立案等について研修する機会を提供することにより、国際スポーツ団体等 の政策決定過程(国際競技大会の開催、競技種目の採用、競技ルール・用具の変更、 競技役員・審判の選出等)において、情報収集・発信を行える人材を養成し、国際的なス ポーツ界における我が国の影響力の強化を図るものである。 なお、本事業を実施するに当たっては、事前に公募により、申請のあった団体について、 技術審査委員会による審査を経て、本事業の目的を達成できる団体を採択した。本事業 の性質及び目的上、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項により随意契約を 締結したものである。	6,021,331	6,021,331	100.0%	—	公財	国所管	8	—
文部科学省	児童生徒のコミュニ ケーション能力の育 成に資する芸術表 現体験(芸術家派 遣)〈コーディネ ーター実施方式〉	初等中等教育局長 前川 喜 平 東京都千代田区霞が関 3-2-2	平成26年6月20日	公益社団法人日本芸能実演 家団体協議会会長 東京都 新宿区西新宿3-20-2 東 京オペラシティタワー11階	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 当事業の委託先の選定にあたっては、事前に公募を行ったところ、35者から応募があり、 外部委員による審査委員会で審査した結果、11者を委託先として決定したところであ る。よって、当事業を実施できる相手方は他に存在せず、契約の性質又は目的により 競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため、随意契約により契 約を締結するものである。	5,200,000	5,200,000	100.0%	—	公社	国所管	35	—
文部科学省	平成26年度(第69 回)文化庁芸術祭主 権公演 伝統芸能公 演 アジア・太平洋 地域芸能公演	文化庁次長 河村 潤子 東 京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年7月1日	公益財団法人国立劇場おき な運営財団 沖縄県浦添 市勢理客四丁目1番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業は、HP等を通じた公募のうえで、外部委員による審査(企画競争)を経て選定さ れたものであり、当該事業を実施することが可能なのは当該団体をおいて他にはなく、 会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	2,000,000	2,000,000	100.0%	—	公財	国所管	11	—
文部科学省	競技者・指導者等の スポーツキャリア形 成支援事業(国際的 スポーツ人材養成プ ログラム)	スポーツ・青少年局長 久保 公人 東京都千代田区霞が 関3-3-14	平成26年7月1日	公益社団法人日本トライアス ロン連合 東京都渋谷区渋 谷1-3-8	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業は、国内スポーツ団体の優れた人材を国際スポーツ団体等に派遣し、国際的な スポーツ政策立案等について研修する機会を提供することにより、国際スポーツ団体等 の政策決定過程(国際競技大会の開催、競技種目の採用、競技ルール・用具の変更、 競技役員・審判の選出等)において、情報収集・発信を行える人材を養成し、国際的なス ポーツ界における我が国の影響力の強化を図るものである。 なお、本事業を実施するに当たっては、事前に公募により、申請のあった団体について、 技術審査委員会による審査を経て、本事業の目的を達成できる団体を採択した。本事業 の性質及び目的上、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項により随意契約を 締結したものである。	4,384,384	4,384,384	100.0%	—	公社	国所管	8	—
文部科学省	競技者・指導者等の スポーツキャリア形 成支援事業(国際的 スポーツ人材養成プ ログラム)	スポーツ・青少年局長 久保 公人 東京都千代田区霞が 関3-3-14	平成26年7月1日	公益社団法人日本トライアス ロン連合 東京都渋谷区渋 谷1-3-8	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業は、国内スポーツ団体の優れた人材を国際スポーツ団体等に派遣し、国際的な スポーツ政策立案等について研修する機会を提供することにより、国際スポーツ団体等 の政策決定過程(国際競技大会の開催、競技種目の採用、競技ルール・用具の変更、 競技役員・審判の選出等)において、情報収集・発信を行える人材を養成し、国際的なス ポーツ界における我が国の影響力の強化を図るものである。 なお、本事業を実施するに当たっては、事前に公募により、申請のあった団体について、 技術審査委員会による審査を経て、本事業の目的を達成できる団体を採択した。本事業 の性質及び目的上、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項により随意契約を 締結したものである。	4,633,002	4,633,002	100.0%	—	公社	国所管	8	—
文部科学省	平成26年度(第69 回)文化庁芸術祭主 権公演 現代舞台芸 術公演 演劇公演	文化庁次長 河村 潤子 東 京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年7月1日	公益財団法人新国立劇場運 営財団 東京都渋谷区本町 1丁目1番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業は、HP等を通じた公募のうえで、外部委員による審査(企画競争)を経て選定さ れたものであり、当該事業を実施することが可能なのは当該団体をおいて他にはなく、 会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	5,000,000	5,000,000	100.0%	—	公財	国所管	11	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	備考
文部科学省	平成26年度成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進事業	生涯学習政策局長 清木 孝悦 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年7月1日	公益社団法人日本医師会 東京都文京区本駒込2-28-16	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業は、専修学校、大学等と産業界等が協働して就労、キャリアアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるための学習システム等を構築する取組を通じて、成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図るものである。実施機関の選定に当たっては、HPを通じて公募を行った上で、職業教育等に知見を有する外部有識者に構成する審査委員会において、実施計画が具体的かつ明確に設定されており、実現性が高く妥当なものとなっているか、産業界や社会のニーズ踏まえた、我が国における当該分野の中核的専門人材養成のための新たな学習システムの基盤整備となっているか等の観点に基づく審査を経て決定しているところである。また、実施機関である公益社団法人日本医師会は、本事業の趣旨を踏まえた取組を実施することが期待できるため、本事業を実施する委託機関として適切なものである。 以上の理由から、契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)に該当するものと判断し、当該法人と随意契約を締結したものである。	7,940,628	7,940,628	100.0%	—	公社	国所管	107	—
文部科学省	平成26年度成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進事業	生涯学習政策局長 清木 孝悦 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年7月1日	公益社団法人全国経理教育協会 東京都豊島区北大塚1-13-12	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業は、専修学校、大学等と産業界等が協働して就労、キャリアアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるための学習システム等を構築する取組を通じて、成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図るものである。実施機関の選定に当たっては、HPを通じて公募を行った上で、職業教育等に知見を有する外部有識者に構成する審査委員会において、実施計画が具体的かつ明確に設定されており、実現性が高く妥当なものとなっているか、産業界や社会のニーズ踏まえた、我が国における当該分野の中核的専門人材養成のための新たな学習システムの基盤整備となっているか等の観点に基づく審査を経て決定しているところである。また、実施機関である公益社団法人全国経理教育協会は、本事業の趣旨を踏まえた取組を実施することが期待できるため、本事業を実施する委託機関として適切なものである。 以上の理由から、契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)に該当するものと判断し、当該法人と随意契約を締結したものである。	14,979,409	14,979,409	100.0%	—	公社	国所管	107	—
文部科学省	2019年ラグビーワールドカップ普及啓発事業	スポーツ・青少年局長 久保公人 東京都千代田区霞が関3-3-14	平成26年7月1日	公益財団法人日本ラグビーフットボール協会 東京都港区北青山2-8-35	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業は、平成25年度に実施した公募要領により、事業の実施期間を平成27年度までの最長3年としており、今年度は2年目の実施となるため、前年度の実績や今年度の事業計画等を審査し、特段問題がなければ引き続き契約を結ぶこととしている。よって、契約の性質・目的が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項の規程により随意契約を行うこととした。	15,166,040	15,166,040	100.0%	—	公財	国所管	5	—
文部科学省	平成26年度成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進事業	生涯学習政策局長 清木 孝悦 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年7月1日	公益社団法人全国経理教育協会 東京都豊島区北大塚1-13-12	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業は、専修学校、大学等と産業界等が協働して就労、キャリアアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるための学習システム等を構築する取組を通じて、成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図るものである。実施機関の選定に当たっては、HPを通じて公募を行った上で、職業教育等に知見を有する外部有識者に構成する審査委員会において、実施計画が具体的かつ明確に設定されており、実現性が高く妥当なものとなっているか、産業界や社会のニーズ踏まえた、我が国における当該分野の中核的専門人材養成のための新たな学習システムの基盤整備となるか等の観点に基づく審査を経て決定しているところである。また、実施機関である公益社団法人全国経理教育協会は、本事業の趣旨を踏まえた取組を実施することが期待できるため、本事業を実施する委託機関として適切なものである。 以上の理由から、契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)に該当するものと判断し、当該法人と随意契約を締結したものである。	16,661,730	16,661,730	100.0%	—	公社	国所管	107	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	備考
文部科学省	平成26年度「文化庁映画週間」の企画運営	文化庁次長 河村 潤子 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年7月1日	公益財団法人ユニジャパン 東京都中央区新川1-28-44新川K・Tビル4階	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業については、公告・ホームページにより公募を行い企画競争を実施・審査した結果、別紙業務計画書の通り選定したものであり、当該事業を実施することが可能なのは当該団体において他にはなく、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	19,392,973	19,392,973	100.0%	—	公財	国所管	2	—
文部科学省	平成26年度(第69回)文化庁芸術祭主催公演 現代舞台芸術公演 ハレエ公演	文化庁次長 河村 潤子 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年7月1日	公益財団法人新国立劇場運営財団 東京都渋谷区本町1丁目1番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業は、HP等を通じた公募のうえで、外部委員による審査(企画競争)を経て選定されたものであり、当該事業を実施することが可能なのは当該団体において他にはなく、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	50,000,000	50,000,000	100.0%	—	公財	国所管	11	—
文部科学省	平成26年度(第69回)文化庁芸術祭主催公演 現代舞台芸術公演 アジアオーケストラ ウィーク	文化庁次長 河村 潤子 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年7月1日	公益社団法人日本オーケストラ連盟 東京都墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラル棟7階	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業は、HP等を通じた公募のうえで、外部委員による審査(企画競争)を経て選定されたものであり、当該事業を実施することが可能なのは当該団体において他にはなく、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	71,300,000	71,300,000	100.0%	—	公社	国所管	11	—
文部科学省	平成26年度(第69回)文化庁芸術祭主催公演 現代舞台芸術公演 オペラ公演	文化庁次長 河村 潤子 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年7月1日	公益財団法人新国立劇場運営財団 東京都渋谷区本町1丁目1番1号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業は、HP等を通じた公募のうえで、外部委員による審査(企画競争)を経て選定されたものであり、当該事業を実施することが可能なのは当該団体において他にはなく、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	80,000,000	80,000,000	100.0%	—	公財	国所管	11	—
文部科学省	幼児教育の改善・充実調査研究	初等中等教育局長 前川 喜平 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年7月15日	公益社団法人全国幼児教育研究協会 東京都千代田区九段南2-4-9 第三早川屋ビル8階	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業は、幼児教育に関する様々な課題についての調査研究を進め、その成果を活用し、幼児教育の改善・充実を図るものである。委託先は、公募を行い申請者から事業計画書を提出させ、有識者による審査を通じて選定した者である。この者は、本事業の趣旨を踏まえた調査研究を実施することが期待できることから、本事業を実施する委託先としてふさわしいと判断したものである。よって、会計法29条の3第4項に基づき、随意契約を締結する。	2,298,640	2,298,640	100.0%	—	公社	国所管	17	—
文部科学省	平成26年度伝統音楽普及促進支援事業【教材作成事業】	文化庁次長 河村 潤子 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年7月17日	公益社団法人日本三曲協会 東京都港区赤坂2-15-12	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業は、都道府県教育委員会やHP等を通じた公募のうえで、外部委員による審査(企画競争)を経て選定されたものであり、当該事業を実施することが可能なのは当該団体において他にはなく、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	1,262,080	1,262,080	100.0%	—	公社	国所管	27	—
文部科学省	平成26年度伝統音楽普及促進支援事業【合同研究事業】	文化庁次長 河村 潤子 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年7月17日	公益社団法人日本三曲協会 東京都港区赤坂2-15-12	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業は、都道府県教育委員会やHP等を通じた公募のうえで、外部委員による審査(企画競争)を経て選定されたものであり、当該事業を実施することが可能なのは当該団体において他にはなく、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	1,747,814	1,747,814	100.0%	—	公社	国所管	27	—

公共調達等の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	備考
文部科学省	平成26年度伝統音楽普及促進支援事業 【教材作成事業】	文化庁次長 河村 潤子 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年7月18日	公益財団法人山本能楽堂 大阪府大阪市中央区徳井町1-3-6	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業は、都道府県教育委員会やHP等を通じた公募のうえで、外部委員による審査(企画競争)を経て選定されたものであり、当該事業を実施することが可能なのは当該団体をにおいて他にはなく、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	1,018,800	1,018,800	100.0%	—	公財	国所管	27	—
文部科学省	女性アスリートの育成・支援プロジェクト(女性アスリートの戦略的強化に向けた調査研究)	スポーツ・青少年局長 久保公人 東京都千代田区霞が関3-3-14	平成26年8月1日	公益財団法人日本体育協会 東京都渋谷区神南1-1-1	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業は、女性アスリートの国際競技力の向上を図るため、女性特有の課題解決に向けた調査研究や女性アスリートや指導者等に有効な国内外の女性スポーツに関する情報データベースの構築など、女性アスリートの戦略的強化に向けた調査研究を実施し、その成果を女性アスリートや指導者等に有効なものとして還元するものであり、事前に公募により、申請のあった団体について、審査委員会による審査を経て、本事業の目的を達成できる団体を採択した。契約の性質・目的が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項の規程により随意契約を行うこととした。	24,171,391	24,171,391	100.0%	—	公財	国所管	5	—
文部科学省	幼児教育の改善・充実調査研究	初等中等教育局長 小松 親次郎 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年8月11日	公益財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構 東京都千代田区九段北4-2-29 私学会館別館4階	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業は、幼児教育に関する様々な課題についての調査研究を進め、その成果を活用し、幼児教育の改善・充実を図るものである。委託先は、公募を行い申請者から事業計画書を提出させ、有識者による審査を通して選定した者である。この者は、本事業の趣旨を踏まえた調査研究を実施することが期待できることから、本事業を実施する委託先としてふさわしいと判断したものである。よって、会計法29条の3第4項に基づき、随意契約を締結する。	1,999,994	1,999,994	100.0%	—	公財	国所管	17	—
文部科学省	平成26年度青少年国際交流推進事業 日独青少年指導者セミナーB1(スポーツ分野)派遣及び受入事業	スポーツ・青少年局長 久保公人 東京都千代田区霞が関3-3-14	平成26年8月20日	公益財団法人日本体育協会 東京都渋谷区神南1-1-1	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業については、相手国との間で趣旨、テーマ、募集対象、相手国側実施団体、実施期間及び人数等を決定しているものであり、これを確実に達成できる1者のみを選定する必要がある。このため、事業を円滑に実施するためには、相手国実施団体との連携が期待できることが重要であり、事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための体制を有していること、また事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有していることが必要であることから、国においては、詳細かつ明確な仕様書を書くことが困難である。よって、本事業は、こうした要件が満たされる団体からの提案によって、実現されるといえる。以上により、本事業においては、契約の性質又は目的が競争を許さないことから、会計法29条の3第4項により随意契約を締結することとする。	4,005,117	4,005,117	100.0%	—	公財	国所管	6	—
文部科学省	国際アンチ・ドーピング強化支援事業	スポーツ・青少年局長 久保公人 東京都千代田区霞が関3-3-14	平成26年9月5日	公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構 東京都北区西が丘3-15-1国立スポーツ科学センター内	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業では、我が国のアンチ・ドーピング活動に係る実績を活かし、世界ドーピング防止機関(WADA)、国際オリンピック委員会(IOC)、国際パラリンピック委員会(IPC)、アジア・オリンピック評議会(OCA)、日本製薬団体連合会(FPMAJ)、国際製薬団体連合会(IFPMA)、各国・地域のアンチ・ドーピング機関及び教育・研究機関等との連携を強化し、アンチ・ドーピング活動が発展途上にある国(以下、「AD途上国」という。)においてアンチ・ドーピング活動を普及・促進させるための調査・研究を推進するとともに、AD途上国におけるアンチ・ドーピング活動の普及・促進を支援し、スポーツにおけるドーピングの撲滅に貢献することで、2020年東京大会に向けて、クリーンなスポーツを普及・促進し、世界のあらゆる世代の人々にスポーツの価値とオリンピックムーブメントを広げていくものであり、事前に公募により、申請のあった団体について、審査委員会による審査を経て、本事業の目的を達成できる団体を採択した。契約の性質・目的が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項の規程により随意契約を行うこととした。	95,162,220	95,162,220	100.0%	—	公財	国所管	2	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	備考
文部科学省	平成26年度ふるさと文化財の森システム推進事業普及啓発事業 【ふるさと文化財の森文化財建造物保存活用公開セミナー】	文化庁次長 河村 潤子 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年9月17日	公益社団法人全国社寺等屋根工事技術保存会 京都府京都市東山区清水2-205-5	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業についてはホームページ等を通じた公募を行い、「ふるさと文化財の森システム推進事業専門委員会」による審査において選定したものであり、当該事業を実施することが可能なのは当該団体において他にはなく、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約をするものである。	2,245,000	2,245,000	100.0%	—	公社	国所管	6	—
文部科学省	著作権・著作権隣接権に係るWIPOアジア地域会合の実施業務	文化庁次長 有松 育子 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年9月19日	公益社団法人 著作権情報センター 東京都新宿区北新宿2丁目21番1号新宿フロントタワー32階	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業は、HP等を通じた公募のうえで、外部委員による審査(企画競争)を経て選定されたものであり、当該事業を実施することが可能なのは当該団体において他にはなく、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	10,604,951	10,604,951	100.0%	—	公社	国所管	1	—
文部科学省	汚染水対策・デブリ取出しから廃炉までを想定した地盤工学的新技術開発と人材育成プログラム	研究開発局開発企画課長 内丸 幸喜 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年9月30日	公益社団法人地盤工学会 東京都文京区千石四丁目3番2号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 廃止措置等基盤研究・人材育成プログラムにかかる公募において、東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップを踏まえ、中長期の視点での人材育成及び大学・研究機関との連携を進めるため、複数の外部有識者で構成される審査委員会による審査(企画競争)を経て採択された課題を実施できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	3,000,000	3,000,000	100.0%	—	公社	国所管	17	—
文部科学省	密封線源(セシウム137)110個処分一式	研究開発局開発企画課長 柳 孝 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年10月23日	公益社団法人日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2-28-45	競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札をしても落札者がいないとき(予算決算及び会計令第99条の2) 平成26年9月4日に一般競争入札の公告を行ったが入札者がなかったため、平成26年9月29日に再度公告入札の公告を行ったがそれでも入札者がなかったことから、予算決算及び会計令第99条の2(競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札をしても落札者がいないとき)に基づき、随意契約とした。	1,468,800	1,468,800	100.0%	—	公社	国所管	—	—
文部科学省	「iPS/アニマルモデル」(先進的マウスモデル)による融合遺伝子関連骨軟部肉腫の創薬評価プラットフォーム開発)	研究振興局長 常盤 豊 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年12月17日	公益財団法人がん研究会 東京都江東区有明三丁目8番31号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 次世代がん研究シーズ戦略的育成プログラムの実施課題「iPS/アニマルモデル」の委託先機関は、平成26年度の課題の公募において、外部有識者で構成される課題評価委員会による研究内容、組織及び計画等の評価を踏まえ、さらに、外部有識者で構成されるアドバイザリーボードによる評価及び審議の上、採択が決定されたものである。以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項の規定)に該当するため、同法人を随意契約の相手方として選定する。	20,000,000	20,000,000	100.0%	—	公財	国所管	8	—
文部科学省	「がん微小環境を標的とした革新的治療法の実現」(血小坂との相互作用によるがん微小環境制御機構の解析と新規治療薬の創製)	研究振興局長 常盤 豊 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年12月17日	公益財団法人がん研究会 東京都江東区有明三丁目8番31号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 次世代がん研究シーズ戦略的育成プログラムの実施課題「がん微小環境を標的とした革新的治療法の実現」の委託先機関は、平成26年度の課題の公募において、外部有識者で構成される課題評価委員会による研究内容、組織及び計画等の評価を踏まえ、さらに、外部有識者で構成されるアドバイザリーボードによる評価及び審議の上、採択が決定されたものである。以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項の規定)に該当するため、同法人を随意契約の相手方として選定する。	20,000,000	20,000,000	100.0%	—	公財	国所管	19	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	備考
文部科学省	次代の文化を創造 する新進芸術家育 成事業「特色ある文 化芸術活動推進」 (社会包摂型若手オ ペラ歌手等人材育 成)	文化庁次長 有松 育子 東 京都千代田区霞が関3-2-2	平成27年2月2日	公益財団法人東京二期会 東京都渋谷区千駄ヶ谷1- 25-12	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項) 本事業は、HP等を通じた公募のうえで、外部委員による審査(企画競争)を経て選定さ れたものであり、当該事業を実施することが可能なのは当該団体において他にはなく、 会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	15,000,000	15,000,000	100.0%	—	公財	国所管	1	—
厚生労働省	平成26年度養育費 相談支援センター事 業	支出負担行為担当官 厚生労働省雇用均等・児童 家庭局長 石井 淳子 東京都千代田区霞が関1-2- 2	平成26年4月1日	公益社団法人家庭問題情報 センター 東京都豊島区西池袋2-29 -19 KTビル10階	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号(企画競争により選 定)	56,040,000	55,951,830	99.8%	—	公社	国所管	1	—
厚生労働省	平成26年度中国婦 国者定着促進セン ター運営事業	支出負担行為担当官 厚生労働省社会・援護局長 岡田 太造 東京都千代田区霞が関1-2 -2	平成26年4月1日	公益財団法人中国残留孤児 援護基金 東京都港区虎ノ門1-5-8 オフィス虎ノ門1ビル	会計法第29条の 3第4項(公募)	213,051,000	213,032,430	100.0%	—	公財	国所管	1	—
厚生労働省	平成26年度中国残 留邦人集団一時帰 国事業	支出負担行為担当官 厚生労働省社会・援護局長 岡田 太造 東京都千代田区霞が関1-2 -2	平成26年4月1日	公益財団法人中国残留孤児 援護基金 東京都港区虎ノ門1-5-8 オフィス虎ノ門1ビル	会計法第29条の 3第4項(公募)	30,830,000	30,830,000	100.0%	—	公財	国所管	1	—
厚生労働省	平成26年度首都圏 中国帰国者支援・交 流センター運営事業	支出負担行為担当官 厚生労働省社会・援護局長 岡田 太造 東京都千代田区霞が関1-2 -2	平成26年4月1日	公益財団法人中国残留孤児 援護基金 東京都港区虎ノ門1-5-8 オフィス虎ノ門1ビル	会計法第29条の 3第4項(公募)	112,048,000	112,048,000	100.0%	—	公財	国所管	1	—
厚生労働省	平成26年度近畿中 国帰国者支援・交流 センター運営事業	支出負担行為担当官 厚生労働省社会・援護局長 岡田 太造 東京都千代田区霞が関1-2 -2	平成26年4月1日	公益財団法人大阪YWCA 大阪府大阪市北区神山町1 1-12	会計法第29条の 3第4項(公募)	50,191,000	50,191,000	100.0%	—	公財	国所管	1	—
厚生労働省	平成26年度同性愛 者等のHIVに関する 相談・支援事業	支出負担行為担当官 厚生労働省健康局長 佐藤 敏信 東京都千代田区霞が関一丁 目2番2号	平成26年4月1日	公益財団法人エイズ予防財 団 東京都千代田区三崎町1- 3-12	会計法第29条の3第4項 (企画競争)	86,823,000	86,823,000	100.0%	—	公財	国所管	1	—
厚生労働省	平成26年度エイズ 予防対策事業	支出負担行為担当官 厚生労働省健康局長 佐藤 敏信 東京都千代田区霞が関一丁 目2番2号	平成26年4月1日	公益財団法人エイズ予防財 団 東京都千代田区三崎町1- 3-13	会計法第29条の3第4項 (企画競争)	159,174,000	159,174,000	100.0%	—	公財	国所管	1	—
厚生労働省	レセプト情報の提供	支出負担行為担当官 大臣官房会計課長 吉岡 てつを 千代田区霞が関1-2-2	平成26年4月1日	公益社団法人国民健康保険 中央会 東京都千代田区永田町1- 11-35	会計法29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号	40,488,450	40,488,423	100.0%	—	公社	国所管	1	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	備考
厚生労働省	平成26年度 医療機関と連携した精神障害者の就労支援モデル事業	支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局長 岡崎 淳 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成26年4月1日	公益社団法人日本精神神経科診療所協会 東京都渋谷区代々木1-38-2 ミヤタビル8階	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号(企画競争)	8,000,000	7,987,994	99.8%	—	公社	国所管	15	事業全体で15者応札
厚生労働省	平成26年度 難民等の定住又は自活促進のための就職援助事業	支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局長 岡崎 淳 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成26年4月1日	公益財団法人アジア福祉教育財団 東京都港区南麻布5-1-27	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号(企画競争)	26,460,000	26,460,000	100.0%	—	公財	国所管	1	—
厚生労働省	平成26年度 高齢者就業機会確保事業指導事業	支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局長 岡崎 淳 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成26年4月1日	公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会 東京都江東区東陽3-23-22 東陽ANビル3階	予算決算及び会計令第102条の4第3号(目的が競争を許さない場合)	91,204,392	91,192,112	100.0%	—	公社	国所管	1	—
厚生労働省	平成26年度 日系人就業環境改善事業	支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局長 岡崎 淳 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成26年4月1日	公益財団法人海外日系人協会 神奈川県横浜市中区新港2-3-1	予算決算及び会計令第102条の4第3号(目的が競争を許さない場合)	38,142,000	38,141,989	100.0%	—	公財	国所管	1	—
厚生労働省	平成26年度 中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業(中国帰国者定着促進センター)	支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局長 岡崎 淳 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成26年4月1日	公益財団法人中国残留孤児援護基金 東京都港区虎ノ門1-5-8 オフィス虎ノ門1ビル7階	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号(企画競争)	3,122,145	3,122,145	100.0%	—	公財	国所管	1	—
厚生労働省	平成26年度 中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業(近畿中国帰国者支援・交流センター)	支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局長 岡崎 淳 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成26年4月1日	公益財団法人大阪YWCA 大阪府大阪市北区神山町11-12	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号(企画競争)	2,727,945	2,727,945	100.0%	—	公財	国所管	1	—
厚生労働省	平成26年度 中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業(首都圏中国帰国者支援・交流センター)	支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局長 岡崎 淳 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成26年4月1日	公益財団法人中国残留孤児援護基金 東京都港区虎ノ門1-5-8 オフィス虎ノ門1ビル7階	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号(企画競争)	2,727,945	2,727,945	100.0%	—	公財	国所管	1	—
厚生労働省	平成26年度司法精神医療等人材養成研修委託事業(指定医療機関従事者研修)	支出負担行為担当官厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 蒲原 基道 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号	平成26年4月1日	公益財団法人精神・神経科学振興財団 理事長 高橋 清久 東京都小平市小川東町4丁目1番1号	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号(公募)	15,343,000	15,343,000	100.0%	—	公財	国所管	1	—
厚生労働省	平成26年度司法精神医療等人材養成研修委託事業(精神保健判定医等養成研修)	支出負担行為担当官厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 蒲原 基道 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号	平成26年4月1日	公益社団法人日本精神科病院協会 会長 山崎 學 東京都港区芝浦3丁目15番14号	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号(公募)	15,148,000	15,148,000	100.0%	—	公社	国所管	1	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	備考
厚生労働省	平成26年度技能実 習制度推進事業	支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 吉永和生 東京都千代田区霞が関1-2-2 支出負担行為担当官 厚生労働省職業能力開発局長 杉浦 信平 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成26年4月1日	公益財団法人国際研修協力機構 東京都港区浜松町1-18-16	会計法第29条の3第4項予算算及及び会計令第102条の4第3号(企画競争)	334,854,000	334,854,000	100.0%	—	公財	国所管	1	職業安定局雇用保険課長(186,964,000)、職業能力開発局長(147,890,000)
厚生労働省	雇用管理改善支援 委託事業	支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 吉永和生 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成26年4月1日	公益財団法人介護労働安定センター 東京都荒川区荒川7-50-9	企画競争の結果、適任とされた団体と契約することから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	16,423,295	16,423,295	100.0%	—	公財	国所管	2	—
厚生労働省	平成26年度優良職業紹介事業者推奨 事業	支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 吉永和生 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成26年4月1日	公益社団法人全国民営職業紹介事業協会 東京都文京区本郷3-38-1	企画競争の結果、適任とされた団体と契約することから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	35,832,742	35,760,929	99.8%	—	公社	国所管	1	—
厚生労働省	平成26年度 地域別 生涯現役社会実現 モデル事業	支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 吉永和生 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成26年4月1日	公益財団法人産業雇用安定センター 東京都江東区亀戸2-18-10	企画競争の結果、適任とされた団体と契約することから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	235,485,000	189,398,002	80.4%	—	公財	国所管	1	—
厚生労働省	平成26年度国際労働関係事業(労働組合指導者招へい、現地セミナー等に関する業務)	支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 吉永和生 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成26年4月1日	公益財団法人国際労働財団 東京都千代田区神田神保町3-23-2	企画競争の結果、適任とされた団体と契約することから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	272,639,999	272,639,998	100.0%	—	公財	国所管	1	—
厚生労働省	業界検定スタート アップ支援事業	支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 吉永和生 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成26年4月1日	公益社団法人全国学習塾協会 東京都豊島区目白3-5-11	企画競争の結果、適任とされた団体と契約することから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	70,890,344	70,870,377	100.0%	—	公社	国所管	7	国庫債務2年間(平成26年度:35,706,960、平成27年度:35,163,417)
厚生労働省	平成26年度技能実 習生に対する事故・ 疾病防止対策等事 業	支出負担行為担当官労働基準局労災補償部労災管理課長 木原 亜紀生 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成26年4月1日	公益財団法人国際研修協力機構 東京都港区浜松町1-18-16	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号(企画競争により選定)	78,784,000	78,782,000	100.0%	—	公財	国所管	2	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	備考
厚生労働省	東電福島第一原発 緊急作業従事者に対 する健康相談等事 業	支出負担行為担当官 労働基準局労災補償部労災 管理課長 木原 亜紀生 東京都千代田区霞が関1-2 -2	平成26年4月1日	公益社団法人全国労働衛生 団体連合会 東京都港区芝4-4-5	予算決算及び会計令第99条の2(不随契)	124,920,000	124,760,852	99.9%	—	公社	国所管	1	—
厚生労働省	平成26年度シニア ワークプログラム地 域事業	支出負担行為担当官 東京 労働局総務部長 原口 剛 千代田区九段南1-2-1九段 第3合同庁舎 東京労働局	平成26年4月1日	公益社団法人全国シルバー 人材センター事業協会 東京都江東区東陽3-23- 22	当該業務の委託業者を選定するにあたり、最も効果的な事業内容について、業者の持 つノウハウを活用するため企画競争を行う。会計法第29条の3第4項に該当するため。	178,332,501	177,947,896	99.8%	—	公社	国所管	1	—
厚生労働省	ときめきしごと館・若 者しごと館事務室賃 借料	支出負担行為担当官 伊達 浩二 新潟労働局 総務部 新潟市中央区美咲町1-2-1	平成26年4月1日	公益財団法人鉄道弘済会 東京都千代田区 麹町5丁目1番地	建物を利用するためのものであり、供給者が一に特定され、会計法第29条の3第4項に 該当するため	45,269,280	45,269,280	100.0%	—	公財	国所管	1	—
厚生労働省	平成26年度エル ガーラ賃貸借契約 (1201)(ハローワーク プラザ福岡及び福岡 わかものハローワー ク)	支出負担行為担当官 福岡労働局総務部長 渡辺 輝生 福岡市博多区博多駅東2- 11-1	平成26年4月1日	公益財団法人JKA 東京都千代田区六番町4-6	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 民間ビル賃貸借料及び共益費	37,433,842	37,433,838	99.9%	—	公財	国所管	1	—
厚生労働省	平成26年度エル ガーラ賃貸借契約 (1202)(マザーズハ ローワーク天神及び 福岡学生職業セン ター)	支出負担行為担当官 福岡労働局総務部長 渡辺 輝生 福岡市博多区博多駅東2- 11-1	平成26年4月1日	公益財団法人JKA 東京都千代田区六番町4-6	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 民間ビル賃貸借料及び共益費	48,696,321	48,696,321	100.0%	—	公財	国所管	1	—
厚生労働省	委託診療費	支出負担行為担当官 国立 療養所多磨全生園 事務部長 高坐宗平 東京都東村山市 青葉町4丁 目1-1	平成26年4月1日	公益財団法人結核予防会 新山手病院 東京都東村山市諏訪町3- 6-1	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号	2,309,870	2,309,870	100.0%	—	公財	国所管	1	—
厚生労働省	平成26年度福祉用 具・介護ロボット実 用化支援事業	支出負担行為担当官厚生労働 省老健局長 原勝則 東京 都千代田区霞が関1-2-2	平成26年5月12日	公益財団法人テクノイード協 会 理事長 大橋謙策 東京都新宿区神楽河岸1- 1 セントラルプラザ4階	会計法第29条の3第4項の規定に該当するため(企画競争により選定)	82,840,000	82,840,000	100.0%	—	公財	国所管	1	—
厚生労働省	平成26年度厚生労働 科学研究委託事 業(創薬基盤推進研 究事業)	支出負担行為担当官 厚生労働省医政局長 原徳壽 東京都千代田区霞が関1-2- 2	平成26年5月16日	公益財団法人ヒューマンサイ エンス振興財団 東京都千代田区岩本町2丁 目11番1号	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号(企画競争により選 定)	92,000,000	92,000,000	100.0%	—	公財	国所管	1	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	備考
厚生労働省	診療報酬(医療費) データの提供(国保 中央会)	支出負担行為担当官 大田官房会計課長 吉岡 てつを 千代田区霞が関1-2-2	平成26年5月23日	公益社団法人国民健康保険 中央会 東京都千代田区永田町1- 11-35	会計法29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号	5,105,231	4,957,200	97.1%	—	公社	国所管	1	—
厚生労働省	平成26年度福祉用 具臨床的評価事業	支出負担行為担当官厚生労働省 老健局長 原勝則 東京 都千代田区霞が関1-2-2	平成26年5月29日	公益財団法人テクノエイド協 会 理事長 大橋謙策 東京都新宿区神楽河岸1- 1 セントラルプラザ4階	会計法第29条の3第4項の規定に該当するため(企画競争により選定)	34,920,000	34,920,000	100.0%	—	公財	国所管	1	—
厚生労働省	平成26年社会医療 診療行為別調査委 託事業	支出負担行為担当官 大田官房統計情報部長 姉崎 猛 東京都千代田区霞が関1-2- 2	平成26年5月30日	公益社団法人国民健康保険 中央会 理事長 柴田 雅人 東京都千代田区永田町1- 11-35	・会計法第29条第3第4項 調査の方法は、全国の保険医療機関から国民健康保険中央会に送られ、審査された国民健康保険及び後期高齢者医療制度の診療報酬明細書の中から抽出を行い、その写しを厚生労働省に提出する方法により行っている。その調査対象となる当該診療報酬明細書を取り扱っているのは国民健康保険中央会のみで、他では取り扱っていないため。	4,994,179	4,994,179	100.0%	—	公社	国所管	1	—
厚生労働省	厚生労働科学研究 委託事業(革新的がん 医療実用化研究)	支出負担行為担当官 厚生労働省健康局長 佐藤 敏信 東京都千代田区霞が関一丁 目2番2号	平成26年6月2日	公益財団法人がん研究振興 財団 東京都中央区築地五丁目1 番1号	会計法第29条の3第4項 (企画競争)	278,816,000	278,816,000	100.0%	—	公財	国所管	1	—
厚生労働省	Ｂ1「ダメ、ゼッタイ。」普及運動ポスター 530枚 外2件	支出負担行為担当官 大田官房会計課長 吉岡 てつを 千代田区霞が関1-2-2	平成26年6月4日	公益財団法人麻薬・覚せい 剤乱用防止センター 東京都港区虎ノ門2-7-9	会計法第29条の3第5項 予算決算及び会計令第99条第2号 (少額随契)	1,338,225	1,338,225	100.0%	—	公財	国所管	1	—
厚生労働省	呼吸用保護具の性能の 確保のための 買い取り試験の実施	支出負担行為担当官 労働基準局労災補償部労災 管理課長 木原 亜紀生 東京都千代田区霞が関1-2- 2	平成26年6月5日	公益社団法人産業安全技術 協会 埼玉県狭山市広瀬台2-16- 26	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号(公募)	24,135,000	24,134,514	100.0%	—	公社	国所管	1	—
厚生労働省	平成26年度国際労働 関係事業(労働関係 指導者の招へい)	支出負担行為担当官厚生労働省 職業安定局雇用保険課長 田中誠二 東京都千代田区霞が関1-2- 2	平成26年7月4日	公益財団法人日中技能者交流 センター 東京都千代田区一ツ橋2-6- 2	企画競争の結果、適任とされた団体と契約することから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	4,573,000	4,568,200	99.9%	—	公財	国所管	1	—
厚生労働省	平成26年度障害者 虐待防止・権利擁護 指導者養成研修業務	支出負担行為担当官 厚生労働省社会・援護局障害 保健福祉部部長藤井 康弘 東京都千代田区霞が関1-2- 2	平成26年7月23日	公益社団法人日本社会福祉 士会 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2F	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号(企画競争)	3,802,000	3,802,000	100.0%	—	公社	国所管	2	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	備考
厚生労働省	平成26年度給水装置に関する構造材質調査等業務	支出負担行為担当官 大臣官房会計課長 橋本 泰宏 千代田区霞が関1-2-2	平成26年9月8日	公益社団法人日本水道協会 東京都千代田区九段南4丁目8番9号	予算決算及び会計令第99条の2 (不落随契)	4,074,531	3,996,000	98.1%	—	公社	国所管	1	—
厚生労働省	原爆放射線による健康影響に関する国際交流調査研究業務委託費	支出負担行為担当官 厚生労働省健康局長 新村 和哉 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号	平成26年9月19日	公益財団法人放射線影響研究所理事長 大久保 利晃 広島市平野町7番8号	本事業を効果的に実施するためには、原爆放射線の人体に及ぼす影響についての高度な専門的知識を有する人材及び疫学データを有し、放射線の研究及び医療双方を専門的に行える環境を有していること等、事業を実施する上で要求される特殊な技術及び設備等を有している者が実施する必要がある。今回、上記の条件を満たす者が一者のみ若しくは複数存在するかを確認するため、公募を行ったところ、応募の意思表示があったのは、(公財)放射線影響研究所のみであり、意思表示にかかる書類を審査した結果、適当と認められるため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定に基づき、随意契約により契約を締結するものである。	3,730,000	3,730,000	100.0%	—	公財	国所管	1	—
厚生労働省	平成26年度水道分野の国際協力検討事業	支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房国際課長 井内 雅明 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成26年9月25日	公益社団法人国際厚生事業団 理事長 高久 史恵 東京都港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門YHKビル4F	会計法第29条の3第4項(企画競争)	7,780,000	7,777,964	100.0%	—	公社	国所管	1	—
厚生労働省	平成26年度厚生労働科学研究委託事業(医療技術実用化総合研究事業(臨床研究・治験推進研究事業))	支出負担行為担当官 厚生労働省医政局長 三川一男 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成26年11月5日	公益財団法人がん研究会 東京都江東区有明三丁目8番31号	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号(企画競争により選定)	9,995,000	9,995,000	100.0%	—	公財	国所管	4	—
厚生労働省	原爆被爆者の免疫機能及び分子生物学等に関する研究事業委託費	支出負担行為担当官 厚生労働省健康局長 新村 和哉 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号	平成26年11月27日	公益財団法人放射線影響研究所理事長 大久保 利晃 広島市平野町7番8号	本事業を効果的に実施するためには、症例研究の実績、研究テーマについての高度な専門的知識、人材、放射線の研究を専門的に行える環境等、事業を実施する上で要求される特殊な技術及び設備等を有している者が実施する必要がある。今回、上記の条件を満たす者が一者のみ若しくは複数存在するかを確認するため、公募を行ったところ、応募の意思表示があったのは、(公財)放射線影響研究所のみであり、意思表示にかかる書類等を審査した結果、適当と認められるため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定に基づき、随意契約により契約を締結するものである。	3,174,000	3,174,000	100.0%	—	公財	国所管	1	—
農林水産省	平成26年度農林水産政策科学研究委託事業(継続課題)	支出負担行為担当官 農林水産政策研究所長 吉村馨 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成26年4月1日	公益財団法人日本心臓血管研究振興会付属榊原記念病院 東京都府中市朝日町3-16-1	会計法第29条の3第4項(公募)	—	7,000,000	—	—	公財	国所管	31	本事業は、目的達成のためには3年間継続が必要として、平成24年度に公募により契約相手方を選定したものの。(継続契約)
農林水産省	平成26年度農林水産政策科学研究委託事業(継続課題)	支出負担行為担当官 農林水産政策研究所長 吉村馨 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成26年4月1日	公益財団法人流通経済研究所 東京都千代田区九段南4-8-21	会計法第29条の3第4項(公募)	—	7,650,000	—	—	公財	国所管	5	本事業は、目的達成のためには3年間継続が必要として、平成25年度に公募により契約相手方を選定したものの。(継続契約)

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	備考
農林水産省	平成26年度牛肉トレーサビリティ業務委託事業(DNA照合用サンプル採取)	支出負担行為担当官 農林水産省消費・安全局長 小林裕幸 東京都千代田区霞が関1-2-1	平成26年4月1日	公益社団法人日本食肉格付協会 東京都千代田区神田淡路町2丁目1-2	会計法第29条の3第4項(特定情報) サンプルを採取する、と畜場は、衛生上の問題から関係者以外の入場を制限しており、他者の参入は困難であることから随意契約に寄らざるを得ない。	—	201,490,000	—	3	公社	国所管	—	—
農林水産省	平成26年度農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業委託事業(イノベ移管課題)	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局局長 雨宮 宏司 東京都千代田区霞が関1-2-1	平成26年4月1日	公益社団法人畜産技術協会 東京都文京区湯島3-20-9	会計法第29条の3第4項(公募)	8,300,000	8,300,000	100.0%	—	公社	国所管	—	本事業は研究開発期間を3～5年とした競争的研究資金により、平成24年度に研究課題の公募を行った結果採択された研究課題(研究開発期間3年)の継続契約である。
農林水産省	つくばWAN回線提供業務	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局筑波事務所長 石上和大 茨城県つくば市観音台2-1-9	平成26年4月1日	公益財団法人国際科学振興財団 茨城県つくば市春日3-24-16	会計法第29条の3第4項(光熱費等) 提供可能な業者が一に特定されるため	—	19,440,000	—	—	公財	国所管	—	—
農林水産省	ため池等汚染拡散防止対策技術検討支援業務委託 平成26年5月30日～平成27年3月20日	支出負担行為担当官 東北農政局長 佐々木 康雄 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	平成26年5月30日	公益社団法人農業農村工学会 東京都港区新橋5-34-4	会計法第29条の3第4項(企画競争)	12,129,360	12,129,360	100.0%	1	公社	国所管	2	—
農林水産省	平成26年度西諸(二期)農業水利事業地域経済波及効果検討委託事業	分任支出負担行為担当官 九州農政局西諸農業水利事業所長 橋本 晃 宮崎県小林市堤3020-5	平成26年8月8日	公益財団法人九州経済調査協会 福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82	会計法第29条の3第4項(企画競争)	—	12,615,912	—	—	公財	国所管	2	—

公共調達等の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	備考
農林水産省	平成25年度産米穀機 構米買入契約250千 トン	食料安定供給特別会計支出 負担行為担当官 農林水産 省生産局長 松島 浩道 東京都千代田区霞が関1-2- 1	平成26年8月12日	公益社団法人 米穀安定供 給確保支援機構 東京都中央区日本橋小伝馬 町15-15	会計法第29条の3第4項(その他) 備蓄米の年産更新を行うため、主食用米の需給に影響を与えず、適切な規格を満たし ている米穀を保有しているのは米穀機構のみであること	—	44,774,912,835	—	4	公社	国所管	—	単価契約
農林水産省	CLT等新たな製品・ 技術の開発促進事 業のうち中高層建築 物等に係る技術開 発の促進(CLT普及 戦略)	支出負担行為担当官林野庁 長官今井敏 東京都千代田区霞が関1-2- 1	平成26年9月26日	公益財団法人日本住宅・木 材技術センター 東京都江東区新砂3-4-2	会計法第29条の3第4項(企画競争)	10,145,625	10,145,625	100.0%	3	公財	国所管	1	—
農林水産省	平成26年度農林水 産業・食品産業科学 技術研究推進事業 委託事業(緊急対応 研究課題)	支出負担行為担当官 農林 水産技術会議事務局長 西 郷 正道 東京都千代田区霞が関1-2- 1	平成27年2月2日	公益財団法人日本健康・栄 養食品協会 東京都新宿区市谷砂土原町 2-7-27	会計法第29条の3第4項(公募)	14,132,000	14,132,000	100.0%	—	公財	国所管	3	当事業は提 案公募型競 争的資金で あるため提 案者数は応 募課題数を 記載。
経済産業省	平成26年度国際機 関協力事業委託業 (アジア生産性向上 事業)	経済産業本省 千代田区霞 が関1-3-1 支出負担行 為担当官 経済産業省大臣 官房会計課長 松尾剛彦	平成26年4月1日	公益財団法人 日本生産性 本部 渋谷区渋谷3-1-1	本事業の実施にあたっては、高度な技術、知識、又は設備等が必要となるため、契約の 性質及び目的が価格のみによる競争を許さない上、事業の特性により、契約の仕様が 事前に確定できないことから、企画競争を実施したうえで、会計法第29条の3第4項の 随意契約を行うこととする	19,999,185	19,999,185	100.0%	2	公財	国所管	1	—
経済産業省	平成26年度二酸化 炭素回収技術高度 化事業(二酸化炭素 固体吸収材等研究 開発事業)	経済産業本省 千代田区霞 が関1-3-1 支出負担行 為担当官 経済産業省大臣 官房会計課長 松尾剛彦	平成26年4月1日	公益財団法人 地球環境産 業技術研究機構 京都府木津川市木津川台9 -2	本事業は、複数年度に亘る事業の継続を通じて単一の成果を求める必要があり、毎年 度の成果を通じて翌年度以降の成果の要件定義を見直すことが不可欠なため、平成24 年度から4年間継続した事業の実施が必要となる。以上のことから、本年度においても、 会計法第29条の3第4項の随意契約を行うこととする。	—	302,000,000	—	—	公財	国所管	1	—
経済産業省	平成26年度二酸化 炭素回収・貯蔵安全 性評価技術開発事 業	経済産業本省 千代田区霞 が関1-3-1 支出負担行 為担当官 経済産業省大臣 官房会計課長 松尾剛彦	平成26年4月1日	公益財団法人 地球環境産 業技術研究機構 京都府木津川市木津川台9 -2	本事業は、複数年度に亘る事業の継続を通じて単一の成果を求める必要があり、毎年 度の成果を通じて翌年度以降の成果の要件定義を見直すことが不可欠なため、平成24 年度から4年間継続した事業の実施が必要となる。以上のことから、本年度においても、 会計法第29条の3第4項の随意契約を行うこととする。	—	816,000,000	—	—	公財	国所管	1	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	備考
経済産業省	平成26年度日米等 エネルギー技術開 発協力事業(セル ロース系/バイオマス からの航空機燃料 素材製造に関する 研究開発)	経済産業省 千代田区霞 が関1-3-1 支出負担行 為担当官 経済産業省大臣 官房会計課長 松尾剛彦	平成26年4月1日	公益財団法人 地球環境産 業技術研究機構 京都府木津川市木津川台9 -2	本事業は、外国政府等との特別な関係が前提となり、かつ複数年度に亘らなければ事 業の目的を達成できないものであるため、平成25年度から2年間継続した事業の実施が 必要となる。以上のことから、本年度においても、会計法第29条の3第4項の随意契 約を行うこととする。	—	51,119,485	—	1	公財	国所管	1	—
経済産業省	平成26年度地層処 分技術調査等事業 (処分システム工学 確証技術開発)	資源エネルギー庁 千代田区 霞が関1-3-1 支出負担行 為担当官 長官官房総合政策課 長 飯田 祐二	平成26年4月1日	公益財団法人 原子力環境 整備促進・資金管理センター 東京都中央区月島1-15- 7	本事業は、複数年度に亘る事業の継続を通じて単一の成果を求める必要があり、毎年 度の成果を通じて翌年度以降の成果の要件定義を見直すことが不可欠なため、平成25 年度から5年間継続した事業の実施が必要となる。以上のことから、本年度においても、 会計法第29条の3第4項の随意契約を行うこととする。	—	595,000,000	—	1	公財	国所管	1	—
経済産業省	平成26年度地層処 分技術調査等事業 (TRU廃棄物処理・ 処分技術高度化開 発)	資源エネルギー庁 千代田区 霞が関1-3-1 支出負担行 為担当官 長官官房総合政策課 長 飯田 祐二	平成26年4月1日	公益財団法人 原子力環境 整備促進・資金管理センター 東京都中央区月島1-15- 7	本事業は、複数年度に亘る事業の継続を通じて単一の成果を求める必要があり、毎年 度の成果を通じて翌年度以降の成果の要件定義を見直すことが不可欠なため、平成25 年度から5年間継続した事業の実施が必要となる。以上のことから、本年度においても、 会計法第29条の3第4項の随意契約を行うこととする。	—	503,531,000	—	1	公財	国所管	1	—
経済産業省	平成26年度地層処 分技術調査等事業 (地層処分回収技術 高度化開発)	資源エネルギー庁 千代田区 霞が関1-3-1 支出負担行 為担当官 長官官房総合政策課 長 飯田 祐二	平成26年4月1日	公益財団法人 原子力環境 整備促進・資金管理センター 東京都中央区月島1-15- 7	本事業は、複数年度に亘る事業の継続を通じて単一の成果を求める必要があり、毎年 度の成果を通じて翌年度以降の成果の要件定義を見直すことが不可欠なため、平成23 年度から4年間継続した事業の実施が必要となる。以上のことから、本年度においても、 会計法第29条の3第4項の随意契約を行うこととする。	—	290,630,000	—	1	公財	国所管	1	—
経済産業省	平成26年度管理型 処分技術調査等事 業(地下空洞型処分 施設閉鎖技術確証 試験)	資源エネルギー庁 千代田区 霞が関1-3-1 支出負担行 為担当官 長官官房総合政策課 長 飯田 祐二	平成26年4月1日	公益財団法人 原子力環境 整備促進・資金管理センター 東京都中央区月島1-15- 7	本事業は、複数年度に亘る事業の継続を通じて単一の成果を求める必要があり、毎年 度の成果を通じて翌年度以降の成果の要件定義を見直すことが不可欠なため、平成25 年度から2年間継続した事業の実施が必要となる。以上のことから、本年度においても、 会計法第29条の3第4項の随意契約を行うこととする。	—	210,000,000	—	1	公財	国所管	1	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	備考
経済産業省	平成26年度台湾における産業財産権制度基盤整備事業一式	特許庁 千代田区霞が関3-4-3 支出負担行為担当官 特許庁総務部会計課長 波留 静哉	平成26年4月1日	公益財団法人交流協会 東京都港区六本木三丁目1番33号	本事業の実施にあたっては、高度な技術、知識、又は設備等が必要となるため、契約の性質及び目的が価格のみによる競争を許さない上、事業の特性により、契約の仕様が事前に確定できないことから、企画競争を実施したうえで、会計法第29条の3第4項の随意契約を行うこととする。	—	98,052,000	—	2	公財	国所管	1	—
経済産業省	平成26年度下請かけこみ寺(相談・ADR業務)事業	中小企業庁 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号 支出負担行為担当官 長官官房参事官 三又 裕生	平成26年4月1日	公益財団法人全国中小企業取引振興協会 東京都中央区新川2-1-9	本事業の実施にあたっては、高度な技術、知識、又は設備等が必要となるため、契約の性質及び目的が価格のみによる競争を許さない上、事業の特性により、契約の仕様が事前に確定できないことから、企画競争を実施したうえで、会計法第29条の3第4項の随意契約を行うこととする。	244,999,995	244,999,995	100.0%	2	公財	国所管	1	—
経済産業省	平成26年度ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業(金型の60%長寿命化を実現するニュートラル窒化処理装置の開発、および両者を活用した量産システムの確立による加工油洗浄工程の削減)	中部経済産業局 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2 支出負担行為担当官 中部経済産業局総務企画部長 数内 雅幸	平成26年4月1日	公益財団法人名古屋産業科学研究所 名古屋市中区栄二丁目10番19号	本事業は、複数年度に亘る事業の継続を通じて単一の成果を求める必要があり、毎年度の成果を通じて翌年度以降の成果の要件定義を見直すことが不可欠なため、平成25年度から3年間継続した事業の実施が必要となる。以上のことから、本年度においても、会計法第29条の3第4項の随意契約を行うこととする。	15,331,140	15,331,140	100.0%	—	公財	国所管	1	—
経済産業省	平成26年度ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業(次世代自動車向け7アルミ導体化放熱基板の開発)	中部経済産業局 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2 支出負担行為担当官 中部経済産業局総務企画部長 数内 雅幸	平成26年4月1日	公益財団法人名古屋産業科学研究所 名古屋市中区栄二丁目10番19号	本事業は、複数年度に亘る事業の継続を通じて単一の成果を求める必要があり、毎年度の成果を通じて翌年度以降の成果の要件定義を見直すことが不可欠なため、平成24年度から3年間継続した事業の実施が必要となる。以上のことから、本年度においても、会計法第29条の3第4項の随意契約を行うこととする。	22,499,156	22,499,156	100.0%	—	公財	国所管	1	—
経済産業省	平成26年度ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業(自動車部品等の軽量化を促進するためのメタルと炭素繊維強化プラスチック(CFRP)のレーザを用いる異材接合技術のシステム開発)	中部経済産業局 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2 支出負担行為担当官 中部経済産業局総務企画部長 数内 雅幸	平成26年4月1日	公益財団法人名古屋産業科学研究所 名古屋市中区栄二丁目10番19号	本事業は、複数年度に亘る事業の継続を通じて単一の成果を求める必要があり、毎年度の成果を通じて翌年度以降の成果の要件定義を見直すことが不可欠なため、平成24年度から3年間継続した事業の実施が必要となる。以上のことから、本年度においても、会計法第29条の3第4項の随意契約を行うこととする。	22,385,268	22,385,268	100.0%	—	公財	国所管	1	—

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	備考
経済産業省	平成26年度ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業(スライド構造を持つ超微細なカテーテルを実現する細径加工技術、極小被覆技術の研究開発)	中部経済産業局 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2 支出負担行為担当官 中部経済産業局総務企画部長 数内 雅幸	平成26年4月1日	公益財団法人名古屋産業科学研究所 名古屋市中区栄二丁目10番19号	本事業は、複数年度に亘る事業の継続を通じて単一の成果を求める必要があり、毎年度の成果を通じて翌年度以降の成果の要件定義を見直すことが不可欠なため、平成25年度から3年間継続した事業の実施が必要となる。以上のことから、本年度においても、会計法第29条の3第4項の随意契約を行うこととする。	29,980,368	29,980,368	100.0%	—	公財	国所管	1	—
経済産業省	平成26年度ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業(植生等地上観察用垂直離着陸型小型無人飛行システムの簡易操作ソフトウェア開発)	中部経済産業局 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2 支出負担行為担当官 中部経済産業局総務企画部長 数内 雅幸	平成26年4月1日	公益財団法人中部科学技術センター 愛知県名古屋市中区大須一丁目35番18号	本事業は、複数年度に亘る事業の継続を通じて単一の成果を求める必要があり、毎年度の成果を通じて翌年度以降の成果の要件定義を見直すことが不可欠なため、平成24年度から3年間継続した事業の実施が必要となる。以上のことから、本年度においても、会計法第29条の3第4項の随意契約を行うこととする。	22,094,634	22,094,634	100.0%	1	公財	国所管	1	—
経済産業省	平成26年度ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業(レーザーとプラズマによる異種材料直接接合装置の開発)	中部経済産業局 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2 支出負担行為担当官 中部経済産業局総務企画部長 数内 雅幸	平成26年4月1日	公益財団法人名古屋産業科学研究所 名古屋市中区栄二丁目10番19号	本事業は、複数年度に亘る事業の継続を通じて単一の成果を求める必要があり、毎年度の成果を通じて翌年度以降の成果の要件定義を見直すことが不可欠なため、平成25年度から3年間継続した事業の実施が必要となる。以上のことから、本年度においても、会計法第29条の3第4項の随意契約を行うこととする。	15,327,900	15,327,900	100.0%	—	公財	国所管	1	—
経済産業省	平成26年度ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業(帯電型スプレーによる大面積積層型有機ELデバイス向け有機薄膜の成膜装置の開発)	中部経済産業局 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2 支出負担行為担当官 中部経済産業局総務企画部長 数内 雅幸	平成26年4月1日	公益財団法人名古屋産業科学研究所 名古屋市中区栄二丁目10番19号	本事業は、複数年度に亘る事業の継続を通じて単一の成果を求める必要があり、毎年度の成果を通じて翌年度以降の成果の要件定義を見直すことが不可欠なため、平成24年度から3年間継続した事業の実施が必要となる。以上のことから、本年度においても、会計法第29条の3第4項の随意契約を行うこととする。	22,498,344	22,498,344	100.0%	—	公財	国所管	1	—
経済産業省	平成26年度ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業(自動車ヘッドランプ等大型薄肉プラスチック成形品製造を可能とする射出成形技術の開発)	中部経済産業局 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2 支出負担行為担当官 中部経済産業局総務企画部長 数内 雅幸	平成26年4月1日	公益財団法人中部科学技術センター 愛知県名古屋市中区大須一丁目35番18号	本事業は、複数年度に亘る事業の継続を通じて単一の成果を求める必要があり、毎年度の成果を通じて翌年度以降の成果の要件定義を見直すことが不可欠なため、平成24年度から3年間継続した事業の実施が必要となる。以上のことから、本年度においても、会計法第29条の3第4項の随意契約を行うこととする。	22,498,462	22,498,462	100.0%	1	公財	国所管	1	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	備考
経済産業省	平成26年度ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業(内部急冷凝固結造法による金属プレス金型材料の高強度化・高品質化技術の確立)	中部経済産業局 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2 支出負担行為担当官 中部経済産業局総務企画部長 数内 雅幸	平成26年4月1日	公益財団法人中部科学技術センター 愛知県名古屋市中区大須一丁目35番18号	本事業は、複数年度に亘る事業の継続を通じて単一の成果を求める必要があり、毎年度の成果を通じて翌年度以降の成果の要件定義を見直すことが不可欠なため、平成24年度から3年間継続した事業の実施が必要となる。以上のことから、本年度においても、会計法第29条の3第4項の随意契約を行うこととする。	22,465,370	22,465,370	100.0%	1	公財	国所管	1	—
経済産業省	平成26年度ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業 戦略的基盤技術高度化支援事業(世界最大出力レーザによる次世代重電産業での超厚板溶接技術開発)	近畿経済産業局 大阪府中央区大手前1-5-44 支出負担行為担当官 近畿経済産業局総務企画部長 宮本 昭彦	平成26年4月1日	公益財団法人 若狭湾エネルギー研究センター 福井県敦賀市長谷64号52番地1	本事業は、複数年度に亘る事業の継続を通じて単一の成果を求める必要があり、毎年度の成果を通じて翌年度以降の成果の要件定義を見直すことが不可欠なため、平成25年度から3年間継続した事業の実施が必要となる。以上のことから、本年度においても、会計法第29条の3第4項の随意契約を行うこととする。	29,720,520	29,720,520	100.0%	—	公財	国所管	653	—
経済産業省	平成26年度ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業(戦略的基盤技術高度化支援事業)(レーザー光と高速可動ステージの精密制御による高効率細胞融合・回収自動化装置の開発)	中国経済産業局 広島市中区上八丁堀6-30 支出負担行為担当官 中国経済産業局総務企画部長 島上聖司	平成26年4月1日	公益財団法人ちゅうごく産業創造センター 広島県広島市中区小町4番33号 中電ビル2号館	本事業は、複数年度に亘る事業の継続を通じて単一の成果を求める必要があり、毎年度の成果を通じて翌年度以降の成果の要件定義を見直すことが不可欠なため、平成24年度から3年間継続した事業の実施が必要となる。以上のことから、本年度においても、会計法第29条の3第4項の随意契約を行うこととする。	21,697,632	21,697,632	100.0%	—	公財	国所管	28	—
経済産業省	平成26年度ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業 戦略的基盤技術高度化支援事業(ミニマル多層薄膜形成イオンビームスバット装置の開発)	九州経済産業局 福岡市博多区博多駅東2-11-1 支出負担行為担当官 九州経済産業局総務企画部長 広実 郁郎	平成26年4月1日	公益財団法人九州先端科学技術研究所 福岡県福岡市早良区百道浜2-1-22	本事業は、複数年度に亘る事業の継続を通じて単一の成果を求める必要があり、毎年度の成果を通じて翌年度以降の成果の要件定義を見直すことが不可欠なため、平成25年度から3年間継続した事業の実施が必要となる。以上のことから、本年度においても、会計法第29条の3第4項の随意契約を行うこととする。	29,995,920	29,995,920	100.0%	—	公財	国所管	1	—
経済産業省	JCIF(国際金融情報センター)オンラインサービスに関する情報提供	経済産業本省 千代田区霞が関1-3-1 支出負担行為担当官 経済産業省大臣官房会計課長 松尾剛彦	平成26年4月1日	公益財団法人 国際金融情報センター 東京都中央区日本橋小網町9-9	本件は、行政目的を達成するために不可欠な情報の提供を受けるものであり、当該情報を提供できるのは一者に限られることから、会計法第29条の3第4項の随意契約を行うこととする。	—	2,592,000	—	—	公財	国所管	1	—

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	備考
経済産業省	ワシントン条約に基づく動植物の寄託管理契約	経済産業本省 千代田区霞が関1-3-1 支出負担行為担当官 経済産業省大臣官房会計課長 松尾剛彦	平成26年4月1日	公益社団法人 日本動物園水族館協会 東京都台東区台東4-23-10	本事業の実施にあたっては、特殊な技術又は設備等が必要であり、事業者が一しかないと考えられたことから、公募(入札可能性調査)を実施したところ、示した要件を満たす者が一しかいないことが明らかとなったため、会計法第29条3の第4項の随意契約を行うこととする。	—	16,499,268	—	1	公社	国所管	1	—
経済産業省	ワシントン条約に基づく植物の寄託管理契約	経済産業本省 千代田区霞が関1-3-1 支出負担行為担当官 経済産業省大臣官房会計課長 松尾剛彦	平成26年4月1日	公益社団法人 日本植物園協会 東京都北区田端1-15-11 ティーハイムアサカ201	本事業の実施にあたっては、特殊な技術又は設備等が必要であり、事業者が一しかないと考えられたことから、公募(入札可能性調査)を実施したところ、示した要件を満たす者が一しかいないことが明らかとなったため、会計法第29条3の第4項の随意契約を行うこととする。	—	3,633,642	—	—	公社	国所管	1	—
経済産業省	平成26年度エネルギー使用合理化国際標準化推進事業委託費(省エネルギー等国際標準共同研究開発・普及基盤構築事業:自動走行システムの基礎的要素技術に関する国際標準化・普及基盤構築)	経済産業本省 千代田区霞が関1-3-1 支出負担行為担当官 経済産業省大臣官房会計課長 松尾剛彦	平成26年4月25日	公益社団法人 自動車技術会 東京都千代田区五番町10-2 五番町センタービル5階 ほか1先(公益法人以外)	本事業の実施にあたっては、極めて高度な技術、知識又は設備等が必要。また、複数の事業者が共同研究することでより高度な技術的知見を集積して事業目的を達成するため、受託者の決定に際して国が複数の提案者間で研究内容や研究体制等につき調整することが不可欠であるため、企画競争を実施したうえで、会計法第29条の3第4項の随意契約を行うこととする。	—	44,401,919	—	—	公社	国所管	1	連名契約(公益法人以外への支出を含めた契約総金額は、99,931,919円、落札率は100%)
経済産業省	平成26年度火薬類爆発影響低減化技術基準検討事業	経済産業本省 千代田区霞が関1-3-1 支出負担行為担当官 経済産業省大臣官房会計課長 松尾剛彦	平成26年5月20日	公益社団法人 全国火薬類保安協会 東京都中央区八丁堀4-13-5	本事業の実施にあたっては、特殊な技術又は設備等が必要であり、事業者が一しかないと考えられたことから、公募(入札可能性調査)を実施したところ、示した要件を満たす者が一しかいないことが明らかとなったため、会計法第29条3の第4項の随意契約を行うこととする。	—	55,309,100	—	—	公社	国所管	1	—
経済産業省	平成26年度コンテンツ産業強化対策支援事業(若手人材発掘育成・国際ネットワーク構築事業)	経済産業本省 千代田区霞が関1-3-1 支出負担行為担当官 経済産業省大臣官房会計課長 松尾剛彦	平成26年5月23日	公益財団法人ユニジャパン 東京都中央区新川1-28-44 新川K・Tビル4階	本事業の実施にあたっては、高度な技術、知識、又は設備等が必要となるため、契約の性質及び目的が価格のみによる競争を許さない上、事業の特性により、契約の仕様が事前に確定できないことから、企画競争を実施したうえで、会計法第29条の3第4項の随意契約を行うこととする。	54,999,427	54,999,427	100.0%	—	公財	国所管	2	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	備考
経済産業省	平成26年度企業向け人権啓発活動支援事業「情報モラル啓発事業」	中小企業庁 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号 支出負担行為担当官 長官官房参事官 三又 裕生	平成26年5月26日	公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所 大分県大分市東春日町51-6	本事業の実施にあたっては、高度な技術、知識、又は設備等が必要となるため、契約の性質及び目的が価格のみによる競争を許さない上、事業の特性により、契約の仕様が事前に確定できないことから、企画競争を実施したうえで、会計法第29条の3第4項の随意契約を行うこととする。	34,999,990	34,999,990	100.0%	—	公財	国所管	1	—
経済産業省	平成26年度コンテンツ産業強化対策支援事業(国際取引市場創設事業)	経済産業省 千代田区霞が関1-3-1 支出負担行為担当官 経済産業省大臣官房会計課長 松尾剛彦	平成26年5月30日	公益財団法人ユニジャパン 東京都中央区新川1-28-44 新川K・ビル4階	本事業の実施にあたっては、高度な技術、知識、又は設備等が必要となるため、契約の性質及び目的が価格のみによる競争を許さない上、事業の特性により、契約の仕様が事前に確定できないことから、企画競争を実施したうえで、会計法第29条の3第4項の随意契約を行うこととする。	350,000,000	321,410,000	91.8%	—	公財	国所管	1	—
経済産業省	平成26年度「企業向け人権啓発活動支援事業」	中小企業庁 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号 支出負担行為担当官 長官官房参事官 三又 裕生	平成26年6月4日	公益財団法人人権教育啓発推進センター 東京都港区芝大門2-10-12	本件は、行政目的を達成するために不可欠な情報の提供を受けるものであり、当該情報を提供できるのは一者に限られることから、会計法第29条の3第4項の随意契約を行うこととする。	56,986,724	56,986,724	100.0%	2	公財	国所管	—	—
経済産業省	平成26年度経済連携促進のための産業高度化推進事業(アジア地域におけるコンテンツビジネス連携促進支援事業)	経済産業省 千代田区霞が関1-3-1 支出負担行為担当官 経済産業省大臣官房会計課長 松尾剛彦	平成26年6月20日	公益財団法人ユニジャパン 東京都中央区新川1-28-44 新川K・ビル4階	本事業の実施にあたっては、高度な技術、知識、又は設備等が必要となるため、契約の性質及び目的が価格のみによる競争を許さない上、事業の特性により、契約の仕様が事前に確定できないことから、企画競争を実施したうえで、会計法第29条の3第4項の随意契約を行うこととする。	14,000,000	14,000,000	100.0%	—	公財	国所管	2	—
経済産業省	平成26年度工業標準化推進事業委託費(戦略的国際標準化加速事業(国際標準共同研究開発・普及基盤構築事業・アクセシブルデザイン(AD)製品及びその認証に関する国際標準化・普及基盤構築))	経済産業省 千代田区霞が関1-3-1 支出負担行為担当官 経済産業省大臣官房会計課長 松尾剛彦	平成26年6月30日	公益財団法人 共用品推進機構 千代田区猿楽町2-5-4 OGAビル2階 ほか1先(公益法人以外)	本事業の実施にあたっては、極めて高度な技術、知識又は設備等が必要。また、複数の事業者が共同研究することでより高度な技術的知見を集積して事業目的を達成するため、受託者の決定に際して国が複数の提案者間で研究内容や研究体制等につき調整することが不可欠であるため、企画競争を実施したうえで、会計法第29条の3第4項の随意契約を行うこととする。	—	30,005,946	—	—	公財	国所管	1	連名契約(公益法人以外への支出を含めた契約総金額は、54,320,956円、落札率は100%)

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	備考
経済産業省	平成26年度新産業 集積創出基盤構築 支援事業ものづくり 技術の医工連携・先 進環境対応車及び 新分野(医療機器) 展開事業(ものづく り技術の医療関連 分野への横展開プ ロジェクト)	中国経済産業局 広島市中 区上八丁堀6-30 支出負担 行為担当官 中国経済産業 局総務企画部長 島上聖司	平成26年7月1日	公益社団法人中国地方総合 研究センター 広島県広島市中区小町4番 33号 中国電力ビル3号館 5階	本事業の実施にあたっては、高度な技術、知識、又は設備等が必要となるため、契約の 性質及び目的が価格のみによる競争を許さない上、事業の特性により、契約の仕様が 事前に確定できないことから、企画競争を実施したうえで、会計法第29条の3第4項の 随意契約を行うこととした。	11,999,899	11,999,899	100.0%	—	公社	国所管	23	—
経済産業省	平成26年度新産業 集積創出基盤構築 支援事業(次世代グ リーンデバイス関連 産業創出事業)	中国経済産業局 広島市中 区上八丁堀6-30 支出負担 行為担当官 中国経済産業 局総務企画部長 島上聖司	平成26年7月1日	公益社団法人中国地方総合 研究センター 広島県広島市中区小町4番 33号 中国電力ビル3号館 5階	本事業の実施にあたっては、高度な技術、知識、又は設備等が必要となるため、契約の 性質及び目的が価格のみによる競争を許さない上、事業の特性により、契約の仕様が 事前に確定できないことから、企画競争を実施したうえで、会計法第29条の3第4項の 随意契約を行うこととした。	29,991,943	29,991,943	100.0%	—	公社	国所管	1	—
経済産業省	平成25年度補正予 算事業「地域オー プンイノベーション 促進事業」(設備機器 の導入・利活用事 業)(東海地域)	中部経済産業局 愛知県名 古屋市中区三の丸2-5-2 支 出負担行為担当官 中部経 済産業局総務企画部長 數 内 雅幸	平成26年7月4日	公益財団法人中部科学技術 センター 愛知県名古屋市中区大須一 丁目35番18号 ほか1先(公益法人以外)	本事業の実施にあたっては、高度な技術、知識、又は設備等が必要となるため、契約の 性質及び目的が価格のみによる競争を許さない上、事業の特性により、契約の仕様が 事前に確定できないことから、企画競争を実施したうえで、会計法第29条の3第4項の 随意契約を行うこととする。	—	11,858,636	—	—	公財	国所管	1	連名契約 (公益法人 以外への支 出を含めた 契約総金額 は、 252,998,350 、落札率は 100%)
経済産業省	平成26年度新産業 集積創出基盤構築 支援事業(次世代の 自動車関連技術高 度化・異分野展開支 援事業)	中部経済産業局 愛知県名 古屋市中区三の丸2-5-2 支 出負担行為担当官 中部経 済産業局総務企画部長 數 内 雅幸	平成26年7月4日	公益財団法人名古屋産業科 学研究所 愛知県名古屋市中区栄二丁 目10番19号	本事業の実施にあたっては、高度な技術、知識、又は設備等が必要となるため、契約の 性質及び目的が価格のみによる競争を許さない上、事業の特性により、契約の仕様が 事前に確定できないことから、企画競争を実施したうえで、会計法第29条の3第4項の 随意契約を行うこととする。	46,000,000	46,000,000	100.0%	—	公財	国所管	23	—
経済産業省	平成26年度新産業 集積創出基盤構築 支援事業(次世代の 自動車関連技術高 度化・異分野展開支 援事業:環境ビジネ ス参入・展開促進及 び環境ビジネス振興 支援事業)	中部経済産業局 愛知県名 古屋市中区三の丸2-5-2 支 出負担行為担当官 中部経 済産業局総務企画部長 數 内 雅幸	平成26年7月4日	公益財団法人国際環境技術 移転センター 三重県四日市市桜町3684 —11	本事業の実施にあたっては、高度な技術、知識、又は設備等が必要となるため、契約の 性質及び目的が価格のみによる競争を許さない上、事業の特性により、契約の仕様が 事前に確定できないことから、企画競争を実施したうえで、会計法第29条の3第4項の 随意契約を行うこととする。	9,998,407	9,998,407	100.0%	—	公財	国所管	23	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	備考
経済産業省	平成26年度新産業 集積創出基盤構築 支援事業(環境・省 エネ産業グローバル ネットワーク形成事 業(国際クラスター 形成事業))	近畿経済産業局 大阪市 中央区大手前1-5-44 支出負 担行為担当官 近畿経済産 業局総務企画部長 中沢 則 夫	平成26年7月14日	公益財団法人地球環境セン ター 大阪府大阪市鶴見区緑地公 園2番110号	本事業の実施にあたっては、高度な技術、知識、又は設備等が必要となるため、契約の 性質及び目的が価格のみによる競争を許さない上、事業の特性により、契約の仕様が 事前に確定できないことから、企画競争を実施したうえで、会計法第29条の3第4項の 随意契約を行うこととする。	35,140,000	35,140,000	100.0%	—	公財	国所管	23	—
経済産業省	平成25年度補正予 算事業 地域オー プンイノベーション促 進事業(設備機器の 導入・利活用事業) (中国地域)	中国経済産業局 広島市中 区上八丁堀6-30 支出負担 行為担当官 中国経済産業 局総務企画部長 島上聖司	平成26年7月23日	公益財団法人ちゅうごく産業 創造センター 広島県広島市中区小町4番 33号 中電ビル2号館	本事業の実施にあたっては、高度な技術、知識、又は設備等が必要となるため、契約の 性質及び目的が価格のみによる競争を許さない上、事業の特性により、契約の仕様が 事前に確定できないことから、企画競争を実施したうえで、会計法第29条の3第4項の 随意契約を行うこととする。	159,931,343	159,931,343	100.0%	—	公財	国所管	1	—
経済産業省	平成26年度安全性 向上原子力人材育 成委託事業(公益財 団法人若狭湾エネ ルギー研究セン ター)	資源エネルギー庁 千代田 区霞が関1-3-1 支出負担 行為担当官 長官官房総 合政策課長 松尾剛彦	平成26年7月31日	公益財団法人若狭湾エネル ギー研究センター 福井県敦賀市長谷64-52 -1	本事業は、複数者同時落札を要することから競争入札に適さないため、企画競争を実施 したうえで、会計法第29条の3第4項の随意契約を行うこととする。	—	19,915,980	—	—	公財	国所管	12	—
経済産業省	平成26年度エネル ギー使用合理化国 際標準化推進事業 委託費(省エネル ギー等国際標準共 同研究開発事業:超 電導ケーブルの交 流損失測定方法及 び超電導線材の臨 界電流測定方法に 関する国際標準化)	経済産業本省 千代田区霞 が関1-3-1 支出負担行 為担当官 経済産業省大臣 官房会計課長 吉本豊	平成26年8月6日	公益財団法人国際超電導産 業技術研究センター 神奈川県川崎市高津区坂戸 3-2-1 KSP R&Dビジ ネスパークビルA棟9階 ほか1先(公益法人以外)	本事業の実施にあたっては、極めて高度な技術、知識又は設備等が必要。また、複数の 事業者が共同研究することにより高度な技術的知見を集積して事業目的を達成するた め、受託者の決定に際して国が複数の提案者間で研究内容や研究体制等につき調整す ることが不可欠であるため、企画競争を実施したうえで、会計法第29条の3第4項の随 意契約を行うこととする。	—	4,683,936	—	1	公財	国所管	1	連名契約 (公益法人 以外への支 出を含めた 契約総金額 は、 12,734,368 円、落札率 は100%)
経済産業省	平成26年度安全性 向上原子力人材育 成委託事業(公益財 団法人原子力安全 技術センター 福島 第一測定・放管要員 研修)	資源エネルギー庁 千代田 区霞が関1-3-1 支出負 担行為担当官 資源エネル ギー庁長官官房総合政策課 長 松尾剛彦	平成26年8月28日	公益財団法人原子力安全技 術センター 東京都文京区白山5-1-3 -101	本事業は、複数者同時落札を要することから競争入札に適さないため、企画競争を実施 したうえで、会計法第29条の3第4項の随意契約を行うこととする。	—	5,162,660	—	3	公財	国所管	12	—
経済産業省	平成26年度安全性 向上原子力人材育 成委託事業(公益財 団法人原子力安全 技術センター 放射 線安全専門講習)	資源エネルギー庁 千代田 区霞が関1-3-1 支出負 担行為担当官 資源エネル ギー庁長官官房総合政策課 長 松尾剛彦	平成26年8月28日	公益財団法人原子力安全技 術センター 東京都文京区白山5-1-3 -101	本事業は、複数者同時落札を要することから競争入札に適さないため、企画競争を実施 したうえで、会計法第29条の3第4項の随意契約を行うこととする。	—	5,008,041	—	3	公財	国所管	12	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	備考
経済産業省	平成26年度補正予算「地域企業人材共同育成事業(けいはんな地域EV人材育成プロジェクト)」	近畿経済産業局 大阪市中央区大手前1-5-44 支出負担行為担当官 近畿経済産業局総務企画部長 中沢 則夫	平成27年3月30日	公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構 京都府相楽郡精華町光台1丁目7 けいはんなプラザ	本事業の実施にあたっては、高度な技術、知識、又は設備等が必要となるため、契約の性質及び目的が価格のみによる競争を許さない上、事業の特性により、契約の仕様が事前に確定できないことから、企画競争を実施したうえで、会計法第29条の3第4項の随意契約を行うこととする。	—	8,969,931	—	4	公財	国所管	23	—
国土交通省	道路交通情報に関する業務	支出負担行為担当官 徳山 日出男 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成26年4月1日	公益財団法人日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10	本業務は、道路工事等による通行規制に関する情報等について収集整理し、道路利用者への提供等を行うことを主な内容としている。 具体的には、委託業務実施要領の第5(1)に記載された情報について、各地方整備局に配置された職員や各地方整備局との機器接続により収集し、これらの情報を道路利用者に対して、適時適切に提供するものである。 本業務の実施にあたっては、道路管理者等の管理業務の一部である道路及び道路交通の現状把握及び道路利用者への周知を行うものであることから、受託者には道路管理者等と同等の専門的かつ高度な情報収集能力と発信能力を有することが必要であり、例えば、災害や異常気象に伴う通行止め等が発生した場合には、必要な情報収集を実施し、ラジオ、テレビ、直接電話等を通じて重大な事象が発生している旨の情報提供に努めることが求められる。(公財)日本道路交通情報センターは、道路交通情報提供業務の充実強化の必要性を背景に、警察・道路管理者両者において情報を一元的に収集し、正確かつ迅速に情報提供することによって交通の安全及び円滑化を図るために設立された法人である。設立以来、当センターは、情報収集・提供のコンピュータシステム及び全国ネットワークを構築し、また全国各地に配置している職員は、情報の収集及び電話、ラジオ、テレビ等の複数の媒体を通した情報の提供に不可欠な専門的かつ高度な知識、技術及び技能を習得している。このように、当センターは、収集業務に関して、各地方整備局から情報を随時収集し、他の管理者と比較し確認できる体制を有している唯一の団体である。 本業務は災害時においても、業務を遂行することが求められるが、同団体は、電気通信事業法に基づき、災害時優先通信ができる「輸送の確保に直接関係がある機関」として総務大臣からの指定を受けている。 以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号の規定により随意契約を締結するものである。	—	212,781,000	—	—	公財	国所管	1	—
国土交通省	道路交通情報に関する業務委託	支出負担行為担当官 是川 聡一 北海道開発局 北海道札幌市北区北8条西2丁目	平成26年4月1日	公益財団法人日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10	・会計法第29条の3第4項 ・(公財)日本道路交通情報センターは、昭和43年に発生した飛騨川バス転落事故を契機として、道路交通情報提供業務を充実強化する必要性が叫ばれるなかで、警察・道路管理者両者において収集される情報を一元的、かつ、正確、迅速に提供し、もって交通の安全及び円滑化を図るため、道路交通情報提供を目的とする機関として、設立前に閣議に報告されたうえで内閣総理大臣及び建設大臣が認めて設立された法人である。こうした経緯から、当センターは、情報収集・提供のコンピュータシステム及び全国ネットワークを有し、また全国各地に配置している職員も、情報の収集及び電話、ラジオ、テレビ等の複数の媒体を通した情報の提供に不可欠な専門的かつ高度な知識、技術及び技能を習得している。よって、同センターは収集業務に関しては各地方整備局等とはもとより、各都道府県、高速道路会社等からきめ細かな情報を収集できる道路交通情報網を有する唯一の団体であり、また、提供業務についても当該業務に関する機器・人員等の全国組織を有し、広く一般利用者に対し情報を提供することのできる唯一の団体である。さらに昭和45年以降、昨年度まで約40年間にわたり本業務を受託し、長年の経験の中から培った知識、技術により十分な成果をあげているところである。よって会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号の規定により随意契約を締結するものである。	76,299,000	76,299,000	100.0%	—	公財	国所管	1	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	備考
国土交通省	平成26年地価調査業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 毛利信二 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成26年4月1日	公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会 東京都港区虎ノ門3-11-15	本件は、地価公示法の規定に基づき標準地の正常な価格を公示するために行う業務であり、その結果は国民の社会・経済生活に重大な影響を及ぼすことから、標準地の選定、鑑定評価等に当たっては、実施についての基準等を定め全国的な整合を図る必要がある。また、標準地が全国の23,380地点に設定され、鑑定評価業務等に従事する約2,600人の鑑定評価員(以下「評価員」という。))も全国47都道府県に所在していることから、契約の相手方としては、本業務に関する必要な事項を全国の各評価員に効率的かつ正確に周知徹底することが必須であり、地域ごとの事情に応じて全評価員の業務の進行管理等を円滑に行うことができる連絡体制が必要である。 このことから、本業務の実施者の選定においては企画競争を実施することがふさわしいと判断し、企画提案書の募集について公示を行ったところ、(公社)日本不動産鑑定士協会連合会1者から企画提案書が提出された。 (公社)日本不動産鑑定士協会連合会から提出された企画提案書の内容を評価基準に基づき評価を行い、企画競争有識者委員会からの意見聴取を踏まえた上で企画競争実施委員会が審議した結果、分科会の運営手法・手順について、支部などを通じた連絡・調整など効率的かつ有効的な運営手法が提案されているとともに、地価公示作業に必要な情報の整理・提供について具体的な提案が行われていると認められ、収益還元法・開発法に係る適用数値(地域別)の精緻化を計るための手法についても、必要なデータ収集及び分析について具体的な検討方法及び手順が示されている。 また、担当予定職員の業務経歴等をみると、同種・類似の業務の経験があることから、(公社)日本不動産鑑定士協会連合会を契約の相手方として最適格者であると判断し、特定したものである。 よって、本業務は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、(公社)日本不動産鑑定士協会連合会と契約締結するものである。	75,621,600	75,542,760	99.9%	—	公社	国所管	1	—
国土交通省	法人土地・建物基本調査の復元倍率作成等業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 毛利信二 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成26年4月1日	公益財団法人統計情報研究開発センター 東京都千代田区神田神保町3-6	本業務は、平成25年度に実施した調査結果を踏まえ、結果集計に用いる集計用復元倍率(乗率)の作成、標本誤差の算出及び検証等を行うものであり、本業務を適切に遂行するためには、推計手法等の統計理論に対する知見を有するとともに、業務内容を十分理解した上で、業務を効果的・効率的に実施できるノウハウを有している者であることが必要である。 このことから、本業務の実施者の選定においては企画競争を実施することがふさわしいと判断し、企画提案書の募集について公示を行ったところ、(公財)統計情報研究開発センター1社から企画提案書が提出された。 (公財)統計情報研究開発センターから提出された企画提案書の内容を審査した結果、業務内容を十分理解していると同時に、統計理論に対する豊富な知識を有していることから、本業務を実施するための適切な業務遂行能力があると判断し、契約の相手方として(公財)統計情報研究開発センターとの随意契約を行うこととした。 【根拠】 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	16,869,600	16,831,584	99.8%	—	公財	国所管	1	—
国土交通省	13号地信号所建物、ケーブル管路用地借上	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 堀部 健二 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	平成26年4月1日	公益財団法人日本海事科学振興財団 東京都品川区八潮3番1号	会計法第29条の3第4項 契約の性質又は目的が競争を許さない場合	4,878,612	4,878,612	100.0%	—	公財	国所管	1	—
国土交通省	東京13号地船舶通航信号所電気料	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 堀部 健二 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	平成26年4月1日	公益財団法人日本海事科学振興財団 東京都品川区八潮3番1号	会計法第29条の3第4項 契約の性質又は目的が競争を許さない場合	2,668,039	2,668,039	100.0%	—	公財	国所管	1	予定価格総額3,041,284円、最終支出額は3,041,284円である。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	備考
国土交通省	事業用自動車の重大事故に関する事故調査分析研究業務 一式	支出負担行為担当官 国土交通省自動車局長 田端 浩 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成26年4月8日	公益財団法人交通事故総合分析センター 東京都千代田区猿楽町2-7-8 住友水道橋ビル8階	本業務を遂行する能力を有する唯一の機関は、公益財団法人交通事故総合分析センター(以下「分析センター」という。)以外には存在しないものと思われたことから、上記の能力を応募要件とし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者はいなかったことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項の規定により、分析センターと委託契約を締結したものである。	57,995,638	57,990,000	100.0%	—	公財	国所管	1	—
国土交通省	平成26年度 地積測量図作成等業務(その1)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 中村河川国道事務所長 石田 和敏 中村河川国道事務所 高知県四万十市右山2033-14	平成26年4月17日	公益社団法人高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 高知市越前町2-7-11	本業務は、公共用地の取得に伴う分筆登記、地積更正登記等の土地の表示登記を行うために必要となる地積測量図の作成等を行うものである。地積測量図は土地の表示登記の申核となる書類であり、高知地方方法務局が定めた「不動産の表示に関する登記事務取扱要領(以下「要領」という。)」第6条に作成方法が定められている。要領第6条第16項において「地積測量図に作成者として署名し、又は記名押印すべき者は、当該土地を調査し、及び測量した者とする。」と定められている。従って、本業務の対象となる土地について地積測量図の作成を行える者は、当該土地の調査等を実施した上記の相手方に限定されるため、上記の相手方と地積測量図の作成及びこれに付随する諸業務について、会計法第29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	2,220,696	2,220,696	100.0%	—	公社	国所管	1	単価契約、最終支出額は1,261,282円である。
国土交通省	平成26年度 地積測量図作成等業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 土佐国道事務所長 横地 和彦 土佐国道事務所 高知県高知市江陽町2-2	平成26年4月23日	公益社団法人高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 高知市越前町2-7-11	本業務は、公共用地の取得に伴う分筆登記、地積更正登記等の土地の表示登記を行うために必要となる地積測量図の作成等を行うものである。地積測量図は土地の表示登記の申核となる書類であり、高知地方方法務局が定めた「不動産の表示に関する登記事務取扱要領(以下「要領」という。)」第6条に作成方法が定められており、要領第6条第16項において「地積測量図に作成者として署名又は記名押印すべき者は、当該土地を調査、測量した者とする。」と定められており、本業務の対象となる地積測量図の作成を行える者は、当該土地の調査等を実施した相手方に限定されるため、上記の相手方と地積測量図の作成及びこれに付随する諸業務について、会計法第29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	6,129,928	6,129,928	100.0%	—	公社	国所管	1	単価契約、最終支出額は4,883,847円である。
国土交通省	平成26年度 地積測量図作成等業務(その1)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所長 西澤 洋行 山鳥坂ダム工事事務所 愛媛県大洲市弘川町予子林6-4	平成26年4月25日	公益社団法人愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 松山市南江戸1-4-14	本業務は、公共用地の取得に伴う分筆登記、地積更正登記など、土地の表示登記を行うために必要となる地積測量図の作成等を行うものである。地積測量図は土地の表示登記の申核となる書類だが、その作成方法は松山地方方法務局が定めた「不動産の表示に関する登記事務取扱要領」第6条第16項において「地積測量図に作成者として署名し、又は記名押印すべき者は、当該土地を調査し、測量した者とする。」と定められている。従って、本業務の対象となる土地について地積測量図の作成を行える者は、当該土地の調査等を実施した上記の相手方に限定される。よって、会計法第29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	4,047,926	4,047,926	100.0%	—	公社	国所管	1	単価契約、最終支出額は6,933,316円である。
国土交通省	河川等の水分野をとりまく諸活動の活性化に関する情報発信業務	支出負担行為担当官 森北佳昭 水管理・国土保全局 千代田区霞が関2-1-3	平成26年4月28日	公益社団法人日本河川協会 東京都千代田区麹町2-6-5 麹町E.C.Kビル3F	根拠条文：会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号 本業務の実施において、日本水大賞等の運営、応募活動の整理・分析及び、国が強化すべき広報活動の方策の検討にあたっては、活動の多様性を把握し、流域連携・上下流連携について着目し、河川協力団体の発掘・育成に繋がるよう情報発信の方策の検討を行う能力が必要となり、豊かな経験と高度な知識が求められることから、今般、企画競争による手続きを行った。	29,926,800	29,808,000	99.6%	—	公社	国所管	1	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	備考
国土交通省	航空安全プログラムの適用に伴う安全情報(自発報告)分析業務	支出負担行為担当官 田村 明比古 航空局 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	平成26年5月12日	公益財団法人航空輸送技術 研究センター 東京都港区三田1-3-39	企画競争を行ったところ、左記相手方の企画提案書が特定されたことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、随意契約を締結したもの。	28,625,300	28,426,464	99.3%	—	公財	国所管	4	—
国土交通省	平成26年度 地積測量図作成等業務(その1)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 松山河川 国道事務所長 荒瀬 美和 松山河川国道事務所 愛媛 県松山市土居田町797-2	平成26年5月12日	公益社団法人愛媛県公共嘱 託登記土地家屋調査士協会 松山市南江戸1-4-14	本業務は、公共用地の取得に伴う分筆登記、地積更正登記など、土地の表示登記を行うために必要となる地積測量図の作成等を行うものである。地積測量図は土地の表示登記の中核となる書類であり、「不動産の表示に関する登記事務取扱要領(平成19年10月1日付け松山地方方法務局訓令第12号)」に次のとおり定められている。 (地積測量図) 第6条 16 地積測量図に作成者として署名又は記名・押印すべき者は、当該土地を調査し、及び測量した者とする。 よって会計法29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	4,389,627	4,389,627	100.0%	—	公社	国所管	1	単備契約、 最終支出額 は3,387,372 円である。
国土交通省	平成26年度 地積測量図作成等業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 大洲河川 国道事務所長 清家 基哉 大洲河川国道事務所 愛媛 県大洲市中村210	平成26年5月14日	公益社団法人愛媛県公共嘱 託登記土地家屋調査士協会 松山市南江戸1-4-14	本業務は、公共用地の取得に伴う分筆登記、地積更正登記等の土地の表示登記を行うために必要となる地積測量図の作成等を行うものである。公益社団法人愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、社員である土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合して、官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査・測量、登記の嘱託(申請)の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的に設立された。 地積測量図は土地の表示登記の中核となる書類であり、松山地方方法務局が定めた「不動産の表示に関する登記事務取扱要領(以下「要領」という。)」第5条に作成方法が定められている。 要領第6条第16項において「地積測量図に作成者として署名又は記名押印すべき者は、当該土地を調査、測量した者とする。」と定められている。 従って、本業務の対象となる土地について地積測量図の作成を行える者は、当該土地の調査等を実施した上記の相手方に限定されるため、上記の相手方と地積測量図の作成及びこれに付随する諸業務について、会計法29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	1,157,770	1,157,770	100.0%	—	公社	国所管	1	単備契約、 最終支出額 は1,881,293 円である。
国土交通省	平成26年度 事業用自動車等に係る交通事故データ収集及び交通安全対策検討業務	支出負担行為担当官 徳山 日出男 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成26年5月22日	公益財団法人交通事故総合 分析センター 東京都千代田区猿楽町2-7-8	本業務は、交通事故の一層の削減を目的として、事業用自動車に係る重大な交通事故に関するデータ収集を行うとともに、過去の類似事故データ分析と合わせて、主に道路構造面での交通安全施策の検討を行うものである。 本検討にあたっては、事業用自動車事故と事故発生要因の因果関係並びに事故要因と効果的な対策の関係について十分な知識を有することが必要であるとともに、それらの裏付けとなる過去の事故に関するデータを有することが必要となる。 事業用自動車の交通事故に関するデータについては、道路交通法第百八条の十六により交通事故の発生に関する情報を有しているのは(公財)交通事故総合分析センターのみである。また、(公財)交通事故総合分析センターは道路交通法第百八条の十四により ① 交通事故の実例に即して、道路交通や運転者の状況、その他の交通事故に関係する事項について、その原因等に関する科学的な研究に資するための調査を行うこと ② 交通事故の原因等に関する科学的な研究を目的として、事故事例調査に係る情報又は資料その他の個別の交通事故に係る情報又は資料を分析すること ③ 交通事故一般に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他交通事故に関する科学的な調査研究を行うこと 等を業務とし、本業務の遂行にあたっての十分な知識及び専門的な技術を有している唯一の機関である。従って、会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号により、(公財)交通事故総合分析センターと随意契約を行うものである。	25,628,400	25,596,000	99.9%	—	公財	国所管	1	—

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	備考
国土交通省	訪日外国人消費動向調査等の見直しに向けた調査研究	支出負担行為担当官 観光庁次長 佐藤 善信 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成26年5月23日	公益財団法人日本交通公社 東京都千代田区大手町2-6-1	本事業は、訪日外国人消費動向調査が提供するデータの重要性に鑑み、富裕層旅客及びクルーの消費動向の把握、需要側統計(宿泊旅行統計調査)との比較等の調査・研究を行う事業である。 実施にあたっては、既存の多種多様な統計調査等から得られるデータを活用のうえ観光の動向を把握する、高度な分析能力・知見が必須である。また、今後の公表に向けて、着実かつ具体的な実施手法についての提案である必要がある。よって、本事業を実施する者には、観光の実態や観光に関連する調査等に精通していること、高度な実施能力、確実な業務執行体制を有している事が求められる。 本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案が特定されたことから、随意契約を締結するものである。	9,990,000	9,990,000	100.0%	—	公財	国所管	2	予定価格総額 14,968,800円、最終支出額は 14,968,800円である。
国土交通省	九州地域臨海部における今後の投資戦略動向把握業務	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 大野 正人 九州地方整備局 福岡市博多区博多駅東2-10-7	平成26年6月6日	公益財団法人九州経済調査協会 福岡市中央区渡辺通2-1-82	会計法第29条の3第4項(企画競争) 企画競争を採用し、提出された企画提案書の的確性並びに実現性において、適格者と判断された者を契約の相手方として特定したため。 (企画競争)	4,998,240	4,968,000	99.4%	—	公財	国所管	1	—
国土交通省	都市緑化等による温室効果ガス吸収源対策の推進等に関する調査	支出負担行為担当官 都市局長 石井 喜三郎 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成26年6月11日	公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	本業務は、気候変動枠組条約第4条等に基づき国連気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局に毎年提出する、我が国の温室効果ガスの排出と吸収の目録等において都市緑化等による温室効果ガス吸収量等の計上にあたっての算定等を行うとともに、京都議定書第2約束期間以降における都市緑化等による温室効果ガス吸収量等の算定方法等の確立に向けた検討を行うものである。 本業務の履行にあたっては、都市緑化等による温室効果ガス吸収量等を気候変動枠組条約第4条等に基づきインベントリ報告書等として条約事務局に提出する仕組みについて知見を有していることに加え、京都議定書第2約束期間以降の枠組みにおける都市緑化等による温室効果ガス吸収量等の算定方法等の確立に向けて、実証調査や国際動向の情報収集等を行える能力を有していることが必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続を行ったところである。 企画競争実施のため、平成26年4月10日から5月16日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、9者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、(公財)都市緑化機構の企画提案は、評価項目に欠格がなく、評価得点からも本調査を確実に履行できる能力を有する者と判断されることから、(公財)都市緑化機構と随意契約を締結するものである。 根拠条文:会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 (企画競争)	19,691,640	19,656,000	99.8%	—	公財	国所管	1	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	備考
国土交通省	健康・医療・福祉の まちづくりの推進に 関する検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 石井 喜三郎 東京都千代田区霞が関2-1 -3	平成26年6月11日	公益財団法人都市づくりパブリックデザインセンター 東京都文京区音羽2-2-2	本業務は、高齢化社会が進展する中で、高齢者等の外出機会や雇用を含めた社会参加の場の減少等による地域活力の低下や、厳しい都市経営が予測され、まちづくりにおいては、健康、医療、福祉政策の取組に対する知見等を高め、都市政策において一体的に取り組んでいくことが求められている中、高齢化社会において健康・医療・福祉政策と都市政策との連携による健康・医療・福祉のまちづくりの推進に向けて、地方公共団体の先進的な取組やその効果等について整理分析等を行い、まちづくりにおける推進方策の検討等を行うことを目的とする。本業務を行うにあたっては、健康、医療及び福祉施策の観点で実施したまちづくりに関する検討業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示し、特定テーマに対する企画提案についても、健康、医療、福祉データと都市データとの関連性の分析を行うにあたっての活用方法における問題意識及び分析における方針が的確であるとともに、仮説を立て、それに対する立証など検討内容も高度であり、また、実効性のある推進方策の検討にあたっての基本認識、問題意識、検討方針及び検討方法がまちなから住宅地域まで幅広い検討がされており、的確性、実現性があるため、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該法人を特定したものである。したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき、(公財)都市づくりパブリックデザインセンターと随意契約を行うものである。(企画競争)	9,946,800	9,849,600	99.0%	—	公財	国所管	5	—
国土交通省	屋上緑化・壁面緑化の 施工実績及び海外 発信に関する検討 業務	支出負担行為担当官 都市局長 石井 喜三郎 東京都千代田区霞が関2-1 -3	平成26年6月11日	公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町 3-2-4	本業務は、ヒートアイランド現象の緩和や良好な都市景観形成に資する効果が期待される屋上緑化や壁面緑化に関して、施工実績等を把握し傾向を把握するとともに、日本の企業等が有する特殊空間等における緑化技術の海外発信について検討を行うものである。 本業務の履行にあたっては、都市緑化推進のための緑化技術開発や普及啓発、維持管理手法など、屋上緑化・壁面緑化の施工実績の要因分析や維持管理更新について検討する上で、幅広い知識を必要とする。また、特殊緑化空間における経年変化状況や生物モニタリング調査を行うため、生物に関する知識も必要となる。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、平成26年4月21日から5月13日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、7者が業務説明書の交付を求め、期限までに2者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、(公財)都市緑化機構の企画提案は、評価項目に欠格がなく、評価得点からも本調査を確実に履行できる能力を有する者と判断されることから、(公財)都市緑化機構と随意契約を締結するものである。 根拠条文:会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 (企画競争)	8,993,160	8,964,000	99.7%	—	公財	国所管	1	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	備考
国土交通省	防災公園計画設計ガイドライン検討調査	支出負担行為担当官 都市局長 石井 喜三郎 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成26年6月11日	公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	本業務は、平成11年8月に策定された「防災公園計画設計ガイドライン」について、東日本大震災をはじめとした、近年発生した大規模な災害における防災公園の活用状況等を踏まえ、有識者委員会の運営を行いながら改訂を行うことにより、今後発生が想定されている南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模震災等に対応した防災公園の効果的な整備を推進するものである。 本業務の履行にあたっては、防災公園が発揮した効果・課題等の検証等を行う能力を有していることに加え、都市の防災性向上のための新たな効果の増進方策、課題への効果的な対応方策等の検討を行うための能力を有していることが必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、平成26年4月22日から5月16日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、12者が業務説明書の交付を求め、5月16日までに4者から企画提案書の提出があった。提出のあった4者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式で書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、(公財)都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性及び実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。 (企画競争)	8,699,940	8,640,000	99.3%	—	公財	国所管	4	—
国土交通省	都市緑化に関する普及啓発事業の展開に関する検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 石井 喜三郎 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成26年6月11日	公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	本業務は、環境の質的向上が人間の快適性や居心地に与える効果に関する検証データや文献を収集するとともに、国内外における都市緑地の確保による生活環境が改善した事例の情報収集を行うことを通じて、都市緑化に関する普及啓発事業の展開に関する検討を行うものである。 本業務の履行にあたっては、データ・文献収集又はパンフレット作製業務に携わった実績を有していることが必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、平成26年4月23日から5月13日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、12者が業務説明書の交付を求め、4者から企画提案書の提出があった。提出のあった4者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、(公財)都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性及び実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。 (企画競争)	4,946,400	4,935,600	99.8%	—	公財	国所管	4	—
国土交通省	河川技術に係わる知見の蓄積・共有に関する検討業務	支出負担行為担当官 森北佳昭 水管理・国土保全局 千代田区霞が関2-1-3	平成26年6月20日	公益社団法人日本河川協会 東京都千代田区麹町2-6-5 麹町E.C.Kビル3F	根拠条文：会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号 技術的知見の体系化を意識した分析を行い、他分野の取り組み事例を河川における検討に反映させ、技術的知見の普及・共有を継続的に推進する視点での検討を進める能力等が必要であることから、今般、企画競争による手続きを行った。	14,796,000	14,731,200	99.6%	—	公社	国所管	2	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	備考
国土交通省	軌道事故調査及び今後の軌道計画における許認可の審査方針検討	支出負担行為担当官 徳山日出男 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成26年6月23日	公益社団法人日本交通計画協会 東京都文京区本郷3-23-1	本業務は、軌道に関する許認可や保安監査において、軌道事業者に対し事故防止の観点から適切な安全指導を行うため、路面電車と人や自動車等との事故の情報を収集し類型化等を行うことにより、危険性の高い状況等を整理し、さらに、LRT等の導入・延伸に向けた検討が各地で行われていることから、今後想定される許認可申請における効率的かつ的確な審査に資することを目的に、各地で検討中の軌道計画について許認可上の課題を抽出して対応方針を整理するものである。 実施にあたっては、軌道整備についての社会的ニーズや技術動向、関係法令等の位置づけ、課題とその対策に関する豊かな経験と高度な知識が必要である。 このことから、技術者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法について広く提案をしていただき、それを評価し、優れた提案を特定する企画競争に基づき提案書の審査を行った。その結果、実務実施能力における総合的評価において優れており、本業務を遂行し得る十分な能力を有する業者であると認められた。 以上の理由から、上記業者は本業務を実施し得る唯一の者であると判断し、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号の規定により、随意契約を行うものである。	11,998,800	11,869,200	98.9%	—	公社	国所管	1	—
国土交通省	下水汚泥エネルギー化技術ガイドライン改訂等検討業務	支出負担行為担当官 森北佳昭 水管理・国土保全局 千代田区霞が関2-1-3	平成26年6月24日	公益財団法人日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3番1号 水道町ビル 7階	根拠条文：会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号 本業務の実施にあたっては、下水汚泥エネルギー化の最新動向の整理、各技術の導入にあたってのライフサイクルコスト検討、下水汚泥エネルギー化に係る温室効果ガスの排出実態の調査を行った上で、有識者等から意見を聴取し、ガイドライン改定案のとりまとめ及び下水汚泥エネルギー化導入支援ツールの開発を行うことから、再生可能エネルギーに関する専門的な知見に基づく検討が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。	9,968,400	9,720,000	97.5%	—	公財	国所管	2	—
国土交通省	東京湾における管制一元化に係る調査・研究	支出負担行為担当官 岸本 邦夫 海上保安庁 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成26年6月26日	公益社団法人日本海難防止協会 東京都港区虎ノ門1-1-3	会計法第29条の3第4項 契約の性質又は目的が競争を許さない場合 企画提案を募集し、提案内容について企画競争委員会において審査したところ、当該事業者が選定されたため。(企画競争)	14,923,440	14,904,000	99.9%	3	公社	国所管	1	—
国土交通省	大河川の河道掘削等に関する多自然づくり技術検討業務	支出負担行為担当官 森北佳昭 水管理・国土保全局 千代田区霞が関2-1-3	平成26年6月30日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	根拠条文：会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号 本業務の実施にあたっては、大河川における工事の中でも環境に大きなインパクトを与える河道掘削等について、河道物理環境や生物指標との関連性を分析・評価し、多自然川づくりの調査・設計から施工・管理までの効率的な実施を検討するにおいて専門的な技術が求められることから、企画競争させる必要があった。	37,108,800	36,936,000	99.5%	—	公財	国所管	3	—
国土交通省	水辺とまちにおける河川環境のあり方等に関する検討業務	支出負担行為担当官 森北佳昭 水管理・国土保全局 千代田区霞が関2-1-3	平成26年6月30日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	根拠条文：会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号 本業務は、海外事例の把握と知見の抽出や、水辺を活かした事例調査から、賑わいのあるまちづくりの実現可能性の検討や、今後の都市の水辺のあり方に関する検討を行うものであり、業務を適切に遂行するためには、多角的な視点で、幅広く検討するための専門的な技術が求められることから、企画競争させる必要があった。	17,712,000	17,712,000	100.0%	—	公財	国所管	3	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	備考
国土交通省	道路管理者による効 率的な情報提供に 関する検討業務	支出負担行為担当官 徳山 日出男 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1 -3	平成26年6月30日	公益財団法人日本道路交通 情報センター 東京都千代田区飯田橋1- 5-10	本業務は、道路交通情報提供に関する最新動向を踏まえ、道路管理者による情報提供 の在り方を検討し、併せて既存システムの統廃合等を含めた最適なシステム構成案を 検討することで、道路管理者による効率的な情報提供を図るものである。 本業務を遂行する者は、官民が行う道路交通情報提供に関する最新動向調査にあたり 必要な知見を有し、道路管理者による情報提供の在り方を検討する能力に優れている 必要がある。 このことから、担当者の知識や経験、及び本業務のテーマ等の検討方法について広く提 案を求めて、それらを評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て、発注することが適 切であるため、当該手続をもって随意契約先選定を行ったところである。 随意契約先選定にあたっては、本業務に係る企画書を募集し、期限までに4者から提 出された企画提案書を審査した結果、他者に比べて優位であった(公財)日本道路交通 情報センターを本業務を行う唯一の相手先として特定したため、会計法第29条の3第4項 及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき随意契約を行う。	14,547,600	14,472,000	99.5%	—	公財	国所管	4	—
国土交通省	河川維持管理技術 水準向上方策検討 業務	支出負担行為担当官 森北 佳昭 水管理・国土保全局 千代田区霞が関2-1-3	平成26年6月30日	公益財団法人河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬 町11-9	根拠条文：会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号 本業務の実施にあたっては、河川の維持管理に必要となる専門技術进行分析する能力が 求められるとともに、専門技術の継承手法や技術者の評価方法を考慮し、技術者を確保 するための仕組み作りを検討するなど、きわめて専門的な技術が求められることから、 企画競争させる必要があった。	6,858,000	6,858,000	100.0%	—	公財	国所管	1	—
国土交通省	鉄道施設の液状化 被害の軽減に向け た地盤改良工法の 開発および実用化	支出負担行為担当官 平塚 内 久隆 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1 -3	平成26年7月1日	公益財団法人鉄道総合技術 研究所 東京都国分寺市光町2-8 -38	本事業は、国土交通省技術基本計画等に位置づけられている国土交通省の交通運輸 分野に係る政策課題の解決に資する研究開発を重点的に実施するものである。具体的 には有識者から構成される「交通運輸技術開発推進委員会」において審議・決定された 研究テーマである「交通インフラにおける老朽化対策、事前防災・減災対策及び的確な 維持管理・更新—2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた強靱化対応—」 について、対応する研究課題を設定し、研究開発を実施する。 本事業を実施するにあたって、国土交通省の交通運輸分野に係る政策課題の解決に 資する研究開発について、最も有効なものを実施するためには、有効な提案の中から最 も優れた提案を選定する必要がある。 企画競争を実施した結果、当該法人は、高い評価を受けて選定された法人であり、会 計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、 当該法人を委託先として選定するものである。	31,789,686	31,773,600	99.9%	—	公財	国所管	8	最終支出額 は 31,472,194 円である。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	備考
国土交通省	平成26年度社会資本整備と一体となったグリーンインフラストラクチャーの形成等に係る調査	支出負担行為担当官 国土政策局長 本 東 信 東京都千代田区霞が関2-1-2	平成26年7月11日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20音羽ビル	本調査では、国土強靱化や成長戦略に関する社会資本整備と一体となったG I の形成をわが国において推進するための方策とその際に国の果たすべき役割を検討することにより、生態系ネットワークの形成をより一層推進するとともに、新たな「国土のグランドデザイン」を踏まえ必要となる自然環境分野の論点整理等を念頭に、関連する国内外の情報(特に里地里山の保全・再生・活用等)について収集・整理を行うことを目的としている。 本調査の実施にあたっては、我が国におけるグリーンインフラストラクチャーに関する概念整理、事例や関連技術収集・整理、課題の整理や今後の方向性等について検討するとともに、自然環境分野に関する国内外の情報(特に里地里山の保全・再生・活用等)について収集・整理を行うことから、実施者については、これらの検討に資する経験と能力を十分に有した上での高い専門性が必要である。 このため、調査の実施にあたり、国土政策局企画競争有識者委員会(以下、「有識者委員会」という。))における審議も経て、企画提案書の募集を広く募ったところ、13者が企画提案書作成要領を受領した。 この結果、公益財団法人日本生態系協会を含む3者から応募があり、有識者委員会で審議の上、企画競争実施委員会で審査したところ、公益財団法人日本生態系協会の提案は、 ①我が国におけるG I の概念(フレームワーク)整理及び事例等の収集に関し、我が国の現状や将来見通し等を踏まえつつ、生態系ネットワークの形成の検討にも資するGISの活用をはじめとした効果的かつ実現性の高い提案がなされている。 ②我が国におけるGi形成に関する知見・技術の収集・整理及び注意点の整理について、今後の現場におけるGi形成の推進を念頭に置いた効果的かつ実現性の高い提案がなされている。 ③新たな「国土のグランドデザイン」を踏まえ必要となる自然環境に関する情報(特に里地里山の保全・再生・活用等)の収集・整理について、具体性、妥当性および独創性が他と比較して高く、効果的かつ実現性の高い提案がなされている。 このことから、同社の提案は他社に比べて高い評価を得たものであり、同社を契約相手先と特定し、その企画提案をふまえた仕様書を作成し契約手続きを行うものである。 以上のことから、本業務については契約の性質及び目的が競争を許さない場合に該当するため、会社法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号により同社と随意契約を行うものである。	8,996,400	8,985,600	99.9%	—	公財	国所管	3	—
国土交通省	港湾整備事業の評価手法の向上に関する検討業務	支出負担行為担当官 大 脇 崇 国土交通省港湾局長 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成26年7月28日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	本業務は、港湾整備事業等の費用対効果分析に係る事例の分析及び原単位等の見直しを行うとともに、事業評価手法の向上に関する検討を行うものであるが、これは現行の事業評価手法の課題を整理した上で、統一的な考え方が確立されていない事項について検討するものであり、検討の際に考慮すべき項目等が明確でないことから、仕様を確定することが困難である。 このため、専門的知見を有する者から検討の着眼点について企画提案を募り、優れた提案を仕様反映させることによって、最適な業務遂行を行う必要がある。 以上により、専門的知識を有する者から企画提案を募り、評価を行った上で採用するとともに、提出された企画提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考え、国土交通省港湾局企画競争等実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該社団法人が高い評価を得て特定されたため、会社法第29条3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	19,751,980	19,440,000	98.4%	—	公社	国所管	1	予定価格総額 23,209,858 円、最終支出額は 23,112,000 円である。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	備考
国土交通省	財務諸表の作成方策及び港湾運営の効率性に係る評価指標等の検討業務	支出負担行為担当官 大脇崇 国土交通省港湾局長 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成26年7月28日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	本業務は、官庁会計方式による財政収支報告を基に企業会計手法を取り入れた財務諸表に比較的簡易に組み替える手順や企業会計手法導入に際しての課題の解決策の検討を行うものである。 それにより、港湾管理者による財務諸表作成の負担を軽減するとともに、港湾管理者に対して、財務諸表作成を促し、効率性を常に意識した港湾運営を広く実現することにより、我が国港湾の国際競争力強化につなげようとするものであるが、そのためには、効率性を評価するための指標が重要となる。 しかしながら、港湾には効率性では計れない役割もあることや、規模、取扱貨物、資産や地理的状況といった点で多様な特性を有していることから、収益力や安定性を評価することに力点を置いた民間企業の経営分析にみられるような一般的・一律的な経営指標のみでは、港湾の効率性に関する適正な評価が困難である。 そのため、港湾の多様な特性を踏まえた多面的な評価指標や分析手法が必要となるが、それらが明確ではないため、仕様を確定させることが困難である。 このため、専門的知見を有するものから指標検討の際の着眼点や指標の具体的な検討手法について企画提案を募り、優れた提案を仕様に反映させることによって最適な業務遂行が期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考え、国土交通省港湾局企画競争等実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該者がより高い評価を得て特定されたため、会計法第29条第3項第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	10,304,868	10,260,000	99.6%	—	公社	国所管	2	—
国土交通省	既存ストックを活用した高度処理推進検討業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 池内幸司 千代田区霞が関2-1-3	平成26年7月29日	公益財団法人日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 本業務の実施に当たっては、既存ストックを活用した高度処理を検討する上での適切な理解等の高度な専門的知見を必要とするため、企画競争する必要がある。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の提案は、既存ストックを活用した高度処理を検討において、文献や実績等に基づく、運転管理の工夫による具体的な提案がなされていることから、特定テーマに対する企画提案の実現性の観点等から妥当であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	18,997,200	18,900,000	99.5%	—	公財	国所管	2	—
国土交通省	病原性微生物に係る指標微生物に関する検討業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 池内幸司 千代田区霞が関2-1-3	平成26年7月29日	公益財団法人日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 本業務の実施に当たっては、病原性微生物による疾病発生リスクの明確化、消毒方法の比較・評価について検討する上での適切な理解等の高度な専門的知見を必要とするため、企画競争する必要がある。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の提案は、病原性微生物による疾病発生リスクの明確化、消毒方法の比較・評価の検討において、人体から下水道施設での除去に至る一連のサイクルを踏まえた具体的な提案がなされていることから、特定テーマに対する企画提案の実現性の観点等から妥当であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	10,994,400	10,908,000	99.2%	—	公財	国所管	3	—
国土交通省	下水道による水環境改善に関する技術的課題と対応方策検討業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 池内幸司 千代田区霞が関2-1-3	平成26年7月29日	公益社団法人土木学会 東京都新宿区四谷1丁目外濠公園内	根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 本業務の実施に当たっては、栄養塩類や病原性微生物に関する専門性が求められるとともに、将来の水環境について考慮するため、実測したデータの解析的な検討が必要不可欠であるため、企画競争する必要がある。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の提案は、汚染物質の挙動を解明する具体的手法の検討において、測定する物質を具体的に想定した上で、実地による水質測定を通して挙動を確認することが示されているとともに、学識者との密な連携をとりながら解析を実施することが示されているなど、特定テーマに関する企画提案の的確性・実現性等の観点から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	7,992,000	7,830,000	98.0%	—	公社	国所管	2	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称 及び数量	契約担当等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	備考
国土交通省	機械式立体駐車場の 安全性向上に向けた検討調査業務	支出負担行為担当官 都市局長 小関 正彦 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成26年7月31日	公益社団法人立体駐車場工業会 東京都中央区新川2-9-9	本業務は、都市において限られた空間に自動車の駐車場所を提供するという都市機能の一端を担い、暮らしを支える身近な装置として日常的に利用されている一方、利用者等の事故も発生している機械式立体駐車場について、平成26年3月に策定・公表された「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」の取組状況を含めた実態調査を実施し、安全性の更なる向上に向けた検討を行うとともに、機械安全に関する国際規格に基づき、機械式立体駐車場の安全基準の標準化に向けた検討を行うことを目的とする。 本業務を行うにあたっては、駐車施設の安全性に関する検討業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示し、特定テーマに対する企画提案についても、調査対象項目等が網羅されているとともに、安全基準の標準化に関する検討項目も網羅され、検討手順等も具体的であり、的確性、実現性があると判断した。また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があり、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該法人を特定したものである。 したがって、本調査については、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき、(公社) 立体駐車場工業会と随意契約を行うものである。(企画競争)	14,882,400	14,828,400	99.6%	—	公社	国所管	1	—
国土交通省	自転車交通の利用 促進施策の評価等 に関する検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 小関 正彦 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成26年7月31日	公益社団法人日本交通計画協会 東京都文京区本郷3-23-1	本業務は、近年環境負荷の少ない乗り物として地球温暖化対策の観点から見直され、また、健康志向の高まりを背景にその利用ニーズが高まっている自転車について、その走行空間ネットワーク整備、自転車駐輪施設及びコミュニティサイクル等の自転車利用促進に係る総合的な取組について、各種データの分析を行い、課題を抽出・整理し、先進的な取組事例の整理等を行い、自転車利用推進施策の評価等を行うことを目的とする。 本業務を行うにあたっては、自転車施策に関する検討業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示し、特定テーマに対する企画提案についても、市街地における自転車走行空間のネットワークのあり方や自転車駐輪施設を検討するにあたっての着眼点、問題点等において、利用属性等の整理、役割分担の考慮等が示され、分析テーマに沿った先行事例、文献等も適切に示されており、また、コミュニティサイクルと公共交通の連携方策、自転車走行空間ネットワークとの一体性等、利用促進策を検討するにあたっての着眼点、問題点等において、公共交通との連携、広域的な運用、自転車マナー啓発、システムタイプ等が示され、分析テーマ、分析・整理項目、情報収集方法等も具体的に示されており、的確性、実現性において、他の提案より優位であると判断した。また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があり、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該法人を特定したものである。 したがって、本調査については、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき、(公社) 日本交通計画協会と随意契約を行うものである。(企画競争)	9,838,800	9,838,800	100.0%	—	公社	国所管	5	—
国土交通省	国際コンテナ戦略港湾 貨物積替機能強化に関する検討業務	支出負担行為担当官 石田 優 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成26年8月15日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	本業務は、国際コンテナ戦略港湾において、内航船が優先的に着岸・荷役できるバースを確保し、荷役の共同化に向けた実証事業等を踏まえて貨物積替機能強化に向けた課題を抽出・整理し、その実現方策について検討を行うものである。それにより、国際コンテナ戦略港湾への集貨を促進し、内航船等により集約された貨物を、低コストかつスピーディに外航船に積み替えることを可能としようとするものである。しかしながら、内航船から外航船への積替機能強化の検討の際に考慮すべき項目及びコンテナターミナルの一体運営の検討の際に考慮すべき項目が明確でないことから、仕様を確定することが困難である。 以上により、専門的知識を有する者から業務提案を募り、評価を行った上で採用するとともに、提出された技術提案に基づいて使用を作成する方が最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考え、国土交通省港湾局企画競争等実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当会社が高い評価を得て特定されたため、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	16,740,383	16,740,000	100.0%	—	公社	国所管	1	予定価格総額 18,375,085 円、最終支出額は 18,360,000 円である。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	備考
国土交通省	平成26年度 車両機器に係る振動の影響に関する調査研究	支出負担行為担当官 石田 俊 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成26年9月1日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	鉄道の技術基準においては、列車の安全な走行を確保するため、過去の事故等を踏まえ施設や車両との関係について種々規定が設けられているところである。このような中、平成23年5月にJR北海道石勝線において列車が脱線し、その後、運輸安全委員会より公表された事故調査報告書において、脱線の原因は、車輪踏面の円周形状不整による著大な振動が関与したことにより、減速機吊りピンが脱落したものと述べられているが、輪軸からの入力により各部に発生する振動が車両機器に与える影響については、相互の振動伝達特性の詳細が明らかになっていない部分もあることから、改めて検証を行う必要がある。このため、本調査研究においては、輪軸からの入力により各部に発生する振動が車両機器に与える影響について検証を行うため、過去に発生した車両機器落下事例の実態調査及び分析を行うと共に、同種の振動が車両機器に与える影響についての評価手法の検討を行う。本業務の実施にあたっては、鉄道技術について豊富な知識及び経験を有している必要があり、さらに、当該調査報告をまとめるにあたっては、鉄道事業者からの協力を得ることができる体制を有することが必要である。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施し評価した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	11,998,137	11,988,000	99.9%	—	公財	国所管	1	—
国土交通省	平成26年度半島地域振興のための効果的な情報発信等に関する調査業務	支出負担行為担当官 国土政策局長 本東 信 東京都千代田区霞が関2-1-2	平成26年9月17日	公益財団法人日本交通公社 東京都千代田区大手町2-6-1 朝日生命大手ビル17階	半島地域は、地理的・社会的条件に起因する多くの課題を抱えているが、一方で、美しい自然環境や豊かな農林水産物、海を通じた交流の歴史など特徴ある資源も存在している。このような地域資源を活用した地域間交流や産業の振興、定住の促進に向けた取組が各地で展開されており、半島地域からは多くの情報が発信されているものの、都市部等に情報が十分に伝わっていない。また、半島地域で観光・交流・特産品開発に取り組む団体の半数が、都市部等の消費者に対してうまく情報発信ができていないことを課題と捉えている。 本調査業務は、こうした状況を踏まえ、観光、地域産品販売、定住促進等の分野において、地域の情報の発信を効果的に行う方策を検討することを目的に実施する。 したがって、本調査業務の実施にあたっては、各活動主体の取組への支援等のため、半島地域及びその他の条件不利地域等の地域振興対策に関する専門的な知見に精通していることが求められる。 上記要件を満たしつつ適切な調査を遂行し得る者を選定すべく企画競争を実施することとし、企画提案書の募集をおこなったところ、3社から応募があった。各企画提案書の内容をそれぞれの確信、実現性、独創性、業務実施体制及び配置予定技術者の手持ち状況の観点から比較検討したところ、公益財団法人日本交通公社からの提案が、本調査の目的としている事項の検討・分析等の方法についてよく理解をし、的確かつ独創性の高い提案がされており、企画競争有識者委員会の審議において意見聴取を経たうえで、企画競争実施委員会において本業務を実施するにあたり最も効果的であると認められた。 このため、同社を契約相手先と特定し、その企画提案をふまえた仕様書を作成し、契約手続きを行うものである。 以上から、本業務については契約の性質及び目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、同社と随意契約するものである。	6,996,240	6,933,600	99.1%	—	公財	国所管	3	—
国土交通省	観光地域における評価に係る検討実施業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 山口 由美 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成26年9月22日	公益財団法人日本交通公社 東京都千代田区大手町2-6-1	本業務は、来訪者の滞在を促進し、満足度の向上等を図るために必要とされる評価に係る調査手法等について検討し、試行的実施を通じて、効果的かつ実用的な評価体系を構築することを目的とする。 上記業務を実施するためには、観光地域づくりに関する専門知識と調整能力を有するとともに、地域の現状把握及び地域や来訪者のニーズを的確に収集し業務に反映させる企画力が必要とされる。 本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案が特定されたことから、随意契約を締結するものである。	24,991,200	24,991,200	100.0%	—	公財	国所管	2	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	備考
国土交通省	平成26年度 鉄道車両内磁界の評価に関する調査研究	支出負担行為担当官 石田 優 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成26年9月24日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	近年、電磁環境について社会的な関心が高まっているが、最新の知見を取り入れた国際非電離放射線防護委員会(ICNIRP)のガイドラインの改訂が行われ、鉄道においても電磁界の規制のあり方が議論されているところである。本調査研究は、IEC/TS 62597(または改定JIS E 4018)による測定結果(1点または3点)を用いて、ICNIRPガイドラインの考え方に基いた鉄道車両内の磁界測定評価用プログラムを作成することを目的とする。本調査研究の実施にあたっては、電磁界に関して豊富な知見を有している必要があり、鉄道車両内の磁界測定の値から適切な条件等を抽出して磁界測定評価用プログラムを作成する必要がある。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施し評価した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	7,996,692	7,981,200	99.8%	—	公財	国所管	1	—
国土交通省	流域における下水道を介した水・物質循環の推進方策検討業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 池内 幸司 千代田区霞が関2-1-3	平成26年10月2日	公益財団法人日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	根拠条文: 会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 本業務の実施に当たっては、下水道資源(再生水、汚泥等)の有効利用に関するFS調査の実施と評価を行う上での適切な理解等の高度な専門的知見を必要とするため、企画競争する必要がある。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の提案は、下水道資源(再生水、汚泥等)の有効利用に関するFS調査の実施と評価を行う上での経済性の検討において、効果的な提案等がなされていることから、特定テーマに対する企画提案の的確性及び実現性等から妥当であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	8,996,400	8,964,000	99.6%	—	公社	国所管	1	—
国土交通省	下水道におけるICT・ロボット活用の促進に関する検討業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 池内 幸司 千代田区霞が関2-1-3	平成26年10月2日	公益財団法人日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	根拠条文: 会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 本業務の実施にあたっては、従来から下水道台帳システム、施設の遠方監視・制御、降雨情報の提供等で活用されてきたICTや管さよの点検等に用いられるロボット等について、昨今の技術発展を踏まえ、さらに多くの業務領域で活用していくことを目指し、専門的な知見に基づく検討が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の提案には、下水道分野とICT・ロボット分野等との連携強化のための仕組み及びその運営方法について、費用面や管理主体の検討など具体的に説明されており、適切であった。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	7,992,000	7,992,000	100.0%	—	公財	国所管	1	—
国土交通省	平成26年度 トンネルの設計に関する調査研究	支出負担行為担当官 石田 優 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成26年10月17日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	本業務は、トンネルの設計標準について、維持管理を踏まえた新たな観点を取り入れた性能照査型設計法を確立することを目的としており、本年度は、平成25年度に検討した維持管理の観点から規定されている設計条件の見直し及び必要な対策方法を踏まえ、新たな設計条件のもと水密性の向上や防錆処理などの対策方法について検討する。大規模地震時における開削トンネル本体の照査については、せん断スパン比を考慮したせん断耐力算定法に係る検討、大深度利用への対応については、地下連続壁を本体利用する工法の設計法に係る検討、特殊構造への対応については、いびつ形状の構造物の場合の地盤ばねの設定方法について整理する。特に、せん断スパン比を考慮したせん断耐力算定法の確立にあたっては、そのせん断スパン比及びせん断補強筋の影響を明らかにする必要がある。地下連続壁を本体利用する工法の設計法については、分離設計法の課題とその対応を整理するとともに、適切な設計方法を提案し、その妥当性を確認する必要がある。本業務の実施にあたっては、国の技術基準として基準策定に耐える信頼性の高い調査の実施が必要であり、鉄道トンネルの工法及び維持管理に精通し、必要な調査研究、及びデータ解析が可能な知見を有することが求められる。当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施し評価した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	29,965,134	29,700,000	99.1%	—	公財	国所管	1	—

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	備考
国土交通省	平成26年度 鉄道構造物(鋼橋りょう)の維持管理に関する調査研究	支出負担行為担当官 石田 優 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成26年10月17日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	本業務は、鋼橋りょうの構造に応じた列車の運行に大きな影響を及ぼす変状の把握方法から対策の選定までの体系、鋼橋りょうの耐震診断方法とその補強技術に係る体系等を整理し、維持管理の実務者が理解しやすい鉄道構造物等維持管理標準の手引きとして取りまとめることを目的に平成25年度より調査研究を進めている。平成25年度は本手引きの付属資料を含む構成を整理し、疲労き裂を対象に変状把握方法から対策までの体系を整理するとともに、対策のうち当板補修及び支承部のき裂の補強に係る検討を行った。本年度については付属資料の原案を作成するとともに、耐震性橋りょうの当板補修をした場合における当板の耐久性について検討する。また、桁端部コンクリート巻き立て工法の補強効果を検証する。さらに、鋼橋りょうの耐震診断方法とその補強技術に係る体系整理に向けた検討として、地震時に斜角桁の支承部が損傷した場合の桁全体の挙動について検討する。特に、短スパン橋りょうについては、支承部における疲労き裂の発生が多いものの、応急処置や当板補修が難しく、措置の選択として桁の取替えが一般的であったが、昨年度、新たに補強工法として、桁端部のコンクリート巻立工法が提案されたところであり、この補強効果等の確認が重要と考える。本業務を実施する上で、新たな対策工法の補強効果の検証等を含めた調査研究を行うためには、多くのデータの集積とその解析などの必要な調査研究を行うことができ、鉄道の維持管理の特殊性などを理解した上で、それらの結果を手引きとして取りまとめるための検討が行えることが求められる。当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施し評価した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	23,992,902	23,976,000	99.9%	—	公財	国所管	1	—
国土交通省	建設工事統計調査の見直しにかかる検討業務	支出負担行為担当官 石田 優 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成26年10月21日	公益財団法人統計情報研究開発センター 東京都千代田区神田神保町3-6	統計法に基づく基幹統計である建設工事統計調査は、平成23年度に調査内容等の変更について、統計委員会へ諮問を行った。それに対する答申において、今後の課題として「建設業の主要決定方法の改善」、「標本設計の見直し」及び「行政記録情報の活用」について、指摘を受けた。また、調査項目からの削除を申請していた建設工事施工統計調査の「国内建設工事の年間受注高」については、直ちに削除するのではなく、少なくとも2年間は確認項目として残し、建設工事受注動態統計調査の年間受注高との比較等の検証を行う必要があるとされた。さらに、平成26年度には建設業法の改正が行われ、新たな許可業種として「解体工事業」が追加されることとなった。本業務は、これらの課題及び建設業法の改正の内容を踏まえて、今後の建設工事統計調査について検討を行うことを目的としている。これらの業務を実施するためには、建設業に関して本業務に必要な知識と経験を有することが必須である。また、建設経済統計全般にわたる統計整備のあり方をはじめ、建設工事統計調査の調査手法を熟知しているとともに、統計学的手法を用いた具体的かつ適切な調査方法・分析手法の提案ができ、それらを実行する能力、その他本業務を実施していくに際して必要となる高度な知見やノウハウを有する専門的かつ公平な視野に立った業者の選定が不可欠である。以上のことから、実施要領に基づく企画競争を実施し、信頼性が高く、最適な提案を行った相手方を選定する必要がある。上記業者は実施要領に基づく企画競争を実施した結果、最も高い評価を受け、最適な業者として選定されたものであり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、上記業者を契約相手先として選定することとしたい。	4,199,355	3,874,989	85.4%	—	公財	国所管	2	—
国土交通省	観光地域づくり体制強化促進事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 山口 由美 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成26年10月24日	公益財団法人日本交通公社 東京都千代田区大手町2-6-1	本業務では、全国各地における自立的かつ持続的な滞在交流型観光の推進を図るため、観光地域づくりマネージャーに必要な知識やスキルを持続的に蓄積、活用し、その育成手法の確立に向けた取組みを通じて、観光地域づくりの体制強化のための方を導き出すものである。 本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	30,297,240	30,297,240	100.0%	—	公財	国所管	2	予定価格総額 24,986,880円、最終支出額は 24,986,880円である。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	備考
国土交通省	EN45545及びIEC /TS62597に関す る今後の対応方策 検討調査	支出負担行為担当官 石田 俊 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1 -3	平成26年10月24日	公益財団法人鉄道総合技術 研究所 東京都国分寺市光町2-8 -38	現在、世界各国において地球環境問題対応等の観点からCO2排出量の少なく省エネル ギー性に優れた効率的な輸送機関として鉄道が注目されており、各国で鉄道プロジェク トが積極的に検討・推進されている。国土交通省では、我が国の鉄道システムを海外展 開すべく活動を行っており、トップセールスの展開、官民連携による案件形成等に加え、 我が国鉄道技術の国際標準化にも取り組んでいる。このような状況の中、昨年EN455 45(火災防護に関する規格)がCEN(欧州標準化委員会)により発行され、今後国際規 格(ISO)化が見込まれている。また、IEC/TS62597(鉄道設備に関連する磁界の測定 手順に関する規格)については平成29年度に廃止又は国際規格(ISO)化の投票が実施 される見込みであり、これらの規格について早期に対応方策を検討する必要に迫られて いる。本業務では、EN45545及びIEC/TS62597に関し、要求事項を分析するととも に、国内での対応状況や課題等を整理し、我が国の今後の対応方策の検討をする際の 基礎資料とすることを目的とする。本業務の遂行に当たっては、EN45545及びIEC/T S62597の要求事項に関する分析を実施するために適当な文献やヒアリング先等の選 定が必要であり、更に規格に関する課題抽出のために試験や測定等が必要となる可能 性もあり、当局ではこれらをあらかじめ指定することはできない。このため、規格や鉄道 車両の設計に知見を有している者から調査対象や方法等の提案を受け、最も優れた提 案を選定することで、的確で効率的な調査を実施することが可能となる。以上により、 本業務を確実に遂行する者を選定するためには、質が高く、優れた提案及び資質の有無 について審査・検討する過程が不可欠であるため、これらの評価を取扱要領に基づき企 画競争を実施した。その結果、当該社は高い評価を受けて選定され、会計法第29条の3 第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	15,910,722	15,876,000	99.8%	—	公財	国所管	1	—
国土交通省	鑑定評価制度の信 頼性の向上に資す る試験制度のあり方 等に関する検討業 務	支出負担行為担当官代理 土地・建設産業局総務課長 安部 雅俊 東京都千代田区霞が関2-1 -3	平成26年11月18日	公益社団法人 日本不動産 鑑定士協会連合会 東京都港区虎ノ門3-11- 15	本調査は、不動産鑑定士試験制度をとりまく現状と課題を把握し、それらに対応する方 策を多角的な観点から検討し、現行制度の運用改善や中長期的にみた制度のあり方を 検討するものである。 本業務の実施にあたり、企画競争の実施について(平成18年11月16日付国官会第836 号)に基づき企画提案書の応募を行ったところ、企画提案書を提出した者は(公社)日本 不動産鑑定士協会連合会のみであった。 企画競争有識者委員会及び企画競争実施委員会の審議の結果、企画提案の的確性、 調査手法における的確性と具体性について問題無いものであると認められた。 よって(公社)日本不動産鑑定士協会連合会を委託するにあたっての適格者と判断し特 定したものである。 上記の理由により本業務は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条 の4第三号により、(公社)日本不動産鑑定士協会連合会と随意契約を行うものである。	3,121,200	2,995,920	96.0%	—	公社	国所管	1	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	備考
国土交通省	不動産鑑定評価の国際化対応に関する調査業務	土地・建設産業局長 毛利 信二 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成26年11月27日	公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会 東京都港区虎ノ門3-11-15	本業務は、不動産鑑定評価の国際化対応を目的として、鑑定評価制度の信頼性の維持・向上に資する海外の制度等の情報の収集・整理を行うとともに、我が国に導入する際の効果及び課題等について検討を行うものである。 本業務の実施にあたり、企画競争の実施について(平成18年11月16日付国官会第936号)に基づき企画提案書の募集を行ったところ、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会から企画提案書が提出された。 企画競争有識者委員会及び企画競争実施委員会の審議の結果、実施方針、特定テーマに係る提案、実施体制の充実度、担当予定職員の適性等が的確であると認められたことから、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会を委託するにあたっての最適格者と判断し特定したものである。 よって、本業務は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第三号により、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会と随意契約を行う。	3,499,200	3,497,040	99.9%	—	公社	国所管	1	—
国土交通省	河川教育を推進するための広報検討業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 池内 幸司 千代田区霞が関2-1-3	平成26年11月28日	公益財団法人 河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9 住友生命日本橋小伝馬町ビル	根拠条文:会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 本業務の実施に当たっては、河川教育の普及・拡大に向けた方策を検討するうえで、学校教育における周知方法や工夫などについて、豊かな経験と高度な知識が求められることから、企画提案させる必要があった。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、本業者の提案は、業務内容を的確に把握しており、教育関係者へ働きかける方策や教材開発に関し、教育現場の実状に適合させる具体的な提案があり、的確性、実現性、独創性ともに他社と比べて優れていると企画競争等審査委員会において特定された。	19,202,400	19,116,000	99.6%	—	公財	国所管	2	—
国土交通省	下水道その他の排水施設等を組み合わせた浸水対策検討業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 池内 幸司 千代田区霞が関2-1-3	平成26年12月4日	公益財団法人日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	根拠条文:会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 本業務の実施に当たっては、効果的かつ効率的に浸水被害の最小化を図る地方公共団体の取組みを支援する上で、浸水対策に関する幅広い知見等を必要とするため、企画競争する必要があった。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の提案は、下水道施設及びその他の排水施設等の能力評価と浸水対策方策の整理を行う上で、的確な着眼点、問題点、解決方法、留意すべき事項等の記述がなされていることから、特定テーマに関する企画提案の的確性・実現性・独創性の観点等から妥当であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	29,970,000	29,451,600	98.3%	—	公財	国所管	3	—
国土交通省	低平地都市における超過洪水対策の国内外への情報発信方策に関する検討等業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 池内 幸司 千代田区霞が関2-1-3	平成27年1月27日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川一丁目17-24	根拠条文:会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 本業務は、低平地都市における超過洪水対策について、第3回国連防災会議に合わせた効果的な国内外への情報発信方策の検討等を行うものであり、検討にあたっては、専門的な技術が求められることから、企画提案させる必要があった。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の提案は、講演者やパネリストの候補者など具体的な提案があり、国連防災会議において効果的な情報発信をするにあたって重要な事項であることから、妥当なものであるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える唯一の者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	11,880,000	11,880,000	100.0%	—	公財	国所管	1	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	備考
国土交通省	中国地方における外国人目線による多言語対応状況調査	支出負担行為担当官 中国運輸局長 河田 守弘 中国運輸局 広島市中区上八丁堀6-30	平成27年2月6日	公益社団法人中国地方総合研究センター 広島県広島市中区小町4-33	企画競争による契約先選定のため企画書の募集を行い、提案のあった企画書について選定委員会による審査により最適であると判断されたため、会計法第29条の3第4項の規定により左記のものと随意契約を行ったものである。	3,524,428	2,000,000	56.7%	—	公社	国所管	2	—
国土交通省	図書「河川事業関係例規集(平成26年度版)」購入	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 尾藤 勇 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成27年2月13日	公益社団法人日本河川協会 東京都千代田区麹町二丁目6-5 麹町E. C. Kビル3F	会計法第29条の3第4項予算決算及び会計法第102条の4第3項 本案件の実施においては当該業者が契約を履行できる唯一無二の業者であることから、契約を締結するものである。	1,691,280	1,691,280	100.0%	—	公社	国所管	1	—
環境省	平成26年度日米アポロドリ人工衛星追跡共同事業	支出負担行為担当官 大臣官房会計課長 小川 晃範 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成26年4月1日	公益財団法人山階鳥類研究所 千葉県我孫子市高野山115	本業務は、日米渡り鳥等保護条約に基づき、平成15年10月に開催された第3回日米渡り鳥等保護条約会議において実施することが合意され、以降の日米渡り鳥等保護条約会議においてもその継続が確認されている、日米が共同して行う人工衛星追跡によるアポロドリの行動圏調査である。 公益財団法人山階鳥類研究所は、絶滅危惧種であるアポロドリの取扱及び調査研究実績に関し米国の信頼を得て、平成13年度以降、米国が行う調査の日本側カウンターパートとして日米共同の人工衛星を用いたアポロドリの行動追跡調査を行っており、調査日や調査方法の調整、データの共有化等を図りながら米国とアポロドリの共同研究が行える唯一の機関であり、平成15年の条約会議の合意は、この調査実績を踏まえて行われたものである。 以上の理由により、平成18年8月25日付財務大臣通知の「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合イの(ロ)条約等の国際的取り決めにより、契約の相手方が一に定められているもの」に準ずると認められるので、契約の性質又は目的が競争を許さない場合として、公益財団法人山階鳥類研究所と随意契約することとしたい。	—	1,900,000	—	—	公財	国所管	—	—
環境省	平成26年度「自然とふれあみどりの日」行事開催業務	支出負担行為担当官 大臣官房会計課長 小川 晃範 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成26年4月1日	公益社団法人 日本環境教育フォーラム 東京都新宿区新宿5-10-15 ツインズ新宿ビル4階	本業務は、「みどりの日」について国民の関心と理解を一層推進し、「みどりの日」についての国民の造詣を深めるため、平成26年4月に自然環境の保全分野で顕著な功績のあった者を顕彰する「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰、4月29日(予定)に野外活動の行事である「2014新宿御苑みどリフェスタ」開催の準備を実施するものである。 本業務に係る業者を選定するため、企画書募集要領に従い企画書の公募をしたところ、提出期限である平成25年12月2日(月)17時までに、企画書等の書類を提出した者は1者であった。 平成25年12月4日(水)に企画提案会を開催し、有効な企画書等を提出した者から説明を受けた後に企画書審査委員会(委員5名)において審査・採点を行った。その結果、公益社団法人 日本環境教育フォーラムは、業務の内容を的確に捉えており、実施方法についても具体的に提案している点から契約候補者として相応しいものと判断された。 以上のことから、公益社団法人 日本環境教育フォーラムを本業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。	—	4,340,000	—	—	公財	国所管	—	—

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	備考
環境省	平成26年度環境放射線モニタリング	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 小川 晃範	平成26年4月1日	公益財団法人日本分析センター	(1)緊急時以外の業務について 本業務は、環境省が北海道利尻(国設利尻酸性雨測定所)等、全国10カ所の国設酸性雨測定所に設置している環境放射線等測定機器で収集した測定データや、各測定所の周辺で採取した環境試料の核種分析結果を専用のデータベースに蓄積し、測定所及びその周辺ごとの放射線レベルやその変動パターンを把握することを目的とする。また、本業務によって得られた測定データのうち、大気浮遊じん、大気降下物及び空間放射線(ガンマ線)線量率については、大気汚染防止法第22条第3項の規定に基づく放射性物質の常時監視の測定データとしても使用することを目的とする。 従って、本業務を請け負う者については、これらの目的を達成するため、放射能の測定・分析について、以下の各事項を条件とする必要がある。 ①技術力に関する要件 ア 採取した試料(大気浮遊じん、降下物等)について、アルファ濃度及びベータ濃度による空地中放射能濃度測定・分析並びに文部科学省放射能測定法シリーズ7「ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー」(平成4年改訂)に基づくガンマ線スペクトロメトリーによる測定・分析ができる能力を有すること。 なお、当該ガンマ線スペクトロメトリーによる測定・分析は、ガンマ線スペクトロメトリーによって測定できる全ての核種について測定・分析が可能であること。 (大防法の常時監視の測定方法として、特定の放射性核種に限らず、測定可能な全ての核種を概括的にスクリーニング測定することが定められたため、この条件を付したもの。 なお、文部科学省放射能測定法シリーズについては、昨年度までの仕様書と同様、H26の仕様書(案)にも条件として記載しているもの。) イ 採取した試料(大気浮遊じん、降下物等)について、文部科学省放射能測定法シリーズ2「放射性ストロンチウム分析法」(平成15年改訂)および同シリーズ3「放射性セシウム分析法」(昭和51年改訂)に基づく放射化学分析を実施する能力を有すること。 (この要件については、昨年度までの仕様書と同様、H26の仕様書(案)にも条件として記載しているもの。) ②業務実施体制に関する要件 常時監視業務により得た測定・監視結果を評価するに当たり、下記の項目を踏まえた上で、実施できる体制を有すること。 ア 空間放射線(ガンマ線)線量率の24時間連続測定及び監視業務を実施し、これらの測定・監視結果について、評価(過去のデータや周辺で実施されている同様の測定によるデータとの比較等)する能力を有し、その結果を、発注者の要求に応じて報告できる体制を有すること。 (大防法の常時監視に、空間放射線(ガンマ線)線量率の連続測定と、その過去データとの比較・トレンド評価が定められたことにより、これを確保しに実施するため、この条件を付した	—	29,000,000	—	—	公益	国所管	1	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	備考
環境省	環境モニタリング調査等業務	東京都千代田区霞が関1-2-2	平成26年4月1日	千葉県千葉市稲毛区山王町295-3	の比較による評価が定められたところから、これを確実に実施するための条件を付したものの、) イ アのほか、これまでに蓄積された測定・分析結果について、過去の測定結果と比較して、傾向を把握した上で、その傾向の範囲内であるかどうかを確認するための評価を実施し、発注者の要求に応じて報告できる体制を有すること。 (大防法の常時監視では、測定データについて、過去データとの比較による評価が定められたことから、これを確実に実施するため、この条件を付したものの。) ウ 原子力規制庁が実施する環境放射能水準調査の測定結果を利用して、過去の測定結果と比較して、傾向を把握した上で、その傾向の範囲内であるかどうかを確認する評価を実施するための体制を有していること。 (大防法の常時監視では、本業務のほか、環境放射能水準調査のデータについても同じ方法で、環境省において評価を実施することとなっているため、この条件を付したものの。) ③業務実績に関する要件 広域にわたる複数の測定地点において、複数の測定機器による満3年以上の継続的な放射線及び放射性物質の常時監視業務を行った実績を有すること。 (大防法第22条第3項の規定により、放射性物質の常時監視が義務付けられ、かつ、放射性物質の存在状況が過去の存在状況の範囲内であるかどうかの確認することとなったことから、これを確実に実施するため、この条件を付したものの。) (2)緊急時の業務について 本業務は、上記(1)の業務のほか、国内外における原子力関係事象発生時等に、緊急対応が求められてきた実績があるが、当該事象発生時には、政府が求める時間内に、他省庁、地方自治体等関係機関が実施するモニタリングの結果及び過去の国内外における原子力事象発生時のモニタリング結果との比較等の業務を適切に実施し、政府からの緊急時対応の要請に、万が一にも混乱することなく、確実に対応する必要がある。 従って、本業務を請け負う者については、上記の緊急時に適切かつ迅速に対応するため、過去において、政府の要請に基づき、原子力事象等についての緊急時対応を行った実績もしくは同等の能力を有することを条件とする。 (平成25年2月の、北朝鮮による地下核実験の際に、このような緊急対応を実施した経緯があり、今後もこのような事象が起り得る情勢下でもあることから、この条件を付したものの。) これらの要件を有する者が一者のみ、又は複数存在するのかを確認する必要があるため、契約相手方の選定に当たっては、参加者確認公募方式を適用することとしたい。	—	30,500,000	—	—	公財	国所管	—	—
環境省	平成26年度北西太平洋地域海行動計画活動推進事業業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 小川 晃範 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成26年4月1日	公益財団法人環日本海環境協力センター 富山県富山市牛島新町5-5	北西太平洋地域海行動計画(以下「NOWPAP」という。)とは、閉鎖性の高い国際海域の環境保全のため、国連環境計画(UNEP)が推進する「地域海計画」の一つである。 NOWPAPは日本海及び黄海をその対象海域とし、1994年(平成6年)9月に韓国で開催された第1回政府間会合において、日本、中国、韓国及びロシアの4カ国によってその設立が採択され、その後各種活動が進められている。 1999年4月の第4回政府間会合において、地域活動センター(RAC)の配置が決定され、我が国においては、富山県にリモートセンシングや新しいモニタリング技術を活用して海洋環境を評価し管理するための「特殊モニタリング・沿岸環境評価に関する地域活動センター」(以下「CEARAC」という。)が設置された。 富山県を本拠地とする公益財団法人「環日本海環境協力センター」は、海洋における環境モニタリング、リモートセンシング、環境影響評価、コンピューターサイエンスなどを含む様々な科学分野の熟練者や専門家を擁していることが評価され、第4回政府間会合においてCEARACに指定され、今日に至るまでその活動を継続してきている。 以上のような経緯から、本事業は平成18年8月25日付財務大臣通知(財計第2017号)の競争性のない随意契約によらざるを得ない場合のイ(ロ)「条約等の国際的取決めに、契約の相手が一に定められているもの」に該当し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に当たることから、随意契約を行うものである。	—	19,400,000	—	—	公財	国所管	—	—

公共調達等の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	備考
環境省	平成26年度地域の技術シーズを活用した再エネ・省エネ対策フイージビリティ調査委託業務(知多半島地域のニーズに即した地元発技術シーズを活用する再エネ導入に関するフイージビリティ調査)	支出負担行為担当官 環境省総合環境政策局長 清水 康弘 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成26年4月1日	公益財団法人名古屋産業科学研究所 愛知県名古屋市中区栄2-10-19 商工会議所ビル	○地域において、再エネや省エネの導入による低炭素社会の実現と地域の活性化を同時に追求する動きが強まっている。地域の技術シーズを活用し地域のニーズに合致した再エネ・省エネ製品の開発・普及を支援することで、低炭素な地域づくりと地域経済の活性化、雇用創出を目指す取組を進める地方公共団体や民間団体が全国には多く存在する。本事業は、このような取組に対し、温室効果ガス削減効果、技術先進性、事業採算性、市場普及性等の観点からフイージビリティ調査を行い、地域における低炭素社会づくり等を促進していくことを目的としている。 ○本業務は、幅広く事業者の有する知見や創意を活用することが適切であることから、競争的資金に準じた方式により提案書の公募を行い、「平成25年度地域の技術シーズを活用した再エネ・省エネ対策フイージビリティ調査に係る提案書審査委員会」において取組の内容、実施体制、調査の目的、方法、検討される製品のCO2削減効果、事業性等の観点から提案書の審査を行った。本業務では、提案内容の優れていた公益財団法人名古屋産業科学研究所を含む4者の提案書を選定し、最大3か年で実施する予定であるが、次年度以降の契約については公募要領にて年度毎に業務遂行状況が良好と認められる場合に限り旨規定している。 ○本業務は、平成26年3月11日に開催された「平成25年度地域の技術シーズを活用した再エネ・省エネ対策フイージビリティ調査に係る提案書審査委員会」において、その業務遂行状況が良好と評価されたため、契約締結をするものである。 ○以上より、公益財団法人名古屋産業科学研究所を契約先として限定しており競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、同社を契約の相手方として随意契約を締結することとした。	—	4,020,000	—	—	公財	国所管	23	—
環境省	平成26年度鳥類標識調査委託業務	分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局生物多様性センター長 中山 隆治 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1	平成26年4月1日	公益財団法人山階鳥類研究所 千葉県我孫子市高野山115	当該団体は、我が国唯一の鳥類の専門研究機関として、また、標識調査に不可欠なバンディング技術(鳥類の識別について十分な知識を持ち、鳥を安全に捕獲して放鳥する技術)を設定、普及する機関として、国際的な標識調査機関であるEuringにおいて我が国の標識調査機関として位置付けられるなどにより、海外において標識調査を実施する団体とネットワークを構築している国内唯一の団体であり、これに代わる団体は存在しないため、財務大臣通知(平成18年8月25日付財計第2017号)の競争性のない随意契約によらざるを得ない場合、契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの、条約等の国際的取決めに、契約の相手方が一に定められている。よって、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	—	34,380,000	—	—	公財	国所管	—	—
環境省	平成26年度鳥類標識足環等の購入	分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局生物多様性センター長 中山 隆治 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1	平成26年4月1日	公益財団法人山階鳥類研究所 千葉県我孫子市高野山115	本件は、鳥類標識調査委託業務において使用する鳥類標識リング及びバードブライヤーを購入するものである。購入すべき物品は、諸外国でも使用されており、安全性が確認されている鳥類標識リングを使用する必要があるため、各国の標識調査機関で一般的に用いられている英国Porzana社(旧Lambournes社)製でなければならないが、この英国Porzana社の足環については、山階鳥類研究所が日本国内での独占販売契約を結んでいることから、同研究所以外に購入できる者はいない。以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	—	4,227,600	—	—	公財	国所管	—	—
環境省	平成26年度調査用具(かすみ網)の調達及び管理業務	分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局生物多様性センター長 中山 隆治 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1	平成26年4月1日	公益財団法人山階鳥類研究所 千葉県我孫子市高野山115	本業務は、環境省が実施している鳥類標識調査及びモニタリングサイト1000海鳥調査に使用するためのかすみ網の購入及び管理を目的としており、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(以下、「鳥獣保護法」という。)の規定により、許可を有する者のみが本業務を請負うことが可能である。 公益財団法人山階鳥類研究所は、平成25年度鳥類標識調査及び平成25年度モニタリングサイト1000海鳥調査の実施者であり、両調査を実施するための鳥獣保護法の許可を既に得ていることから、かすみ網購入の条件は満たしている。 また、日本国内で唯一かすみ網の販売を行っている東京戸張株式会社は、今回のような多数のかすみ網については、鳥類標識調査、モニタリングサイト1000海鳥調査等多数のかすみ網を使用する調査において、現地調査員への配布、保管など適切な管理を行った実績のある当該団体以外には販売を行わないこととしている。 以上のことから、当該団体以外にかすみ網を購入できる団体は存在しないため、財務大臣通知(平成18年8月25日付財計第2017号)の競争性のない随意契約によらざるを得ない場合、契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの、条約等の国際的取決めに、契約の相手方が一に定められているものに準じるため、随意契約とする。	—	1,530,000	—	—	公財	国所管	—	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	備考
環境省	平成26年度環境研究総合推進費(日本及びアジアの鉄鋼産業の中長期的な低炭素化実現へ向けた研究)による研究委託業務	支出負担行為担当官 環境省総合環境政策局長 清水 康弘 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成26年4月1日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	環境研究総合推進費は競争的資金であり、応募のあった課題の中から、外部有識者からなる環境研究企画委員会の評価を踏まえて選定している。本研究課題は平成25年度に採択されたもので、研究は順調に推移しており、平成26年度も公益財団法人地球環境戦略研究機関において引き続き研究をおこなうことが適切である。以上の理由により、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	—	8,068,000	—	—	公財	国所管	238	—
環境省	平成26年度環境研究総合推進費(持続可能な開発目標実現のためのガバナンスの研究)による研究委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 関 荘一郎 東京都千代田区霞が関1-4-2	平成26年4月1日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	環境研究総合推進費は競争的資金であり、学識経験者等で構成される外部評価委員会により公平かつ透明な手続きの下に事前に審査された結果選ばれた研究課題に資金を提供するものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	56,700,000	—	—	公財	国所管	—	—
環境省	平成26年度コベネフィット・アプローチ推進に係る国際パートナーシップ等事務局業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 中井 徳太郎 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成26年5月26日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	アジア・コベネフィット・パートナーシップ(ACP)は、2010年11月に、アジアの環境所管官庁及び国際機関関係者の賛同を得て設立された。設立の際に承認された作業計画において、ACP事務局を財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)が担うことが明記されている。 また、国際応用システム分析研究所(IIASA)は、国際的な研究機関であり、我が国は設立以来の加盟国である。2011年2月に開催された日本委員会において、IIASA日本委員会規約に基づき日本委員会事務局について協議が行われ、IGESが、国際的な立場における各国政府への信頼性および実績を有し、環境省に代わり各国政府との連絡調整を行うことができるネットワークを有していることから、IIASA日本委員会の事務局となることとが了承された。 会計法第29条の3第4項	—	13,080,000	—	—	公財	国所管	—	—
環境省	平成26年度アジア水環境パートナーシップ事業	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 小川 晃範 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成26年4月1日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	アジア水環境パートナーシップ事業(WEPA)は、2003年に日本で開催された第3回世界水フォーラム閣僚級国際会議の成果として、各国の自発的な水問題解決への行動をまとめた「水行動集」に、環境省が登録した施策の一つである。 平成26年度から平成30年度は、第3期として、WEPA参加国における水環境問題の解決に向けた水環境ガバナンスの強化を目的とした支援活動及び情報収集・分析・共有の実施を行うとともに、パートナー国との対話の推進及び他との連携に向けた調整を通じたネットワーク強化、国際会議への参加・関連会合の開催を通じたWEPA事業の活動成果に関する情報発信を行うものである。本業務は、アジア各国における水環境協力に関する業務であり、各国政府と緊密な連携を図りながら慎重に進めることが求められ、そうした特殊な点を十分考慮に入れた企画を策定することが不可欠である。さらに、業務を効果的に実施するためには、各国における水環境関連の法制度及び水質汚濁状況、対策状況等を充分理解していることもとより、日本における水環境政策体系に関する専門的知識を有する高い技術力が必要である。上記業務を実施するためには、国際的なパートナーシップ事業における各国政府からの信頼および実績を有しており、円滑かつ確実に各国政府との連絡調整及び参加国における調査・分析等を行う能力を有することが必要不可欠である。以上のことから、本業務の実施に当たっては、複数の者に企画書の提出を求め、当該業務の目的に最も合致した企画書を選定する必要がある。 平成26年3月13日までに、1社から企画書等の提出があり、提出された企画書の内容に基づき、審査基準に従って審査した結果、財団法人 地球環境戦略研究機関は、本事業の内容を的確に捉え、本事業を実施する上で重要なアジア各国の水環境問題の現状、生活排水対策、産業排水対策に関する知見、理解度が十分であり、支援活動の実施に係る提案、政策・市民活動・技術・情報源に係る情報収集・分析の提案が、具体的かつ明確な内容であり高く評価が得られた。 これらの理由により、公益財団法人地球環境戦略研究機関が契約候補者として相応であると判断された。このため、財団法人地球環境戦略研究機関を本業務の請負契約の相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	—	49,838,500	—	—	公財	国所管	1	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	備考
環境省	平成26年度農村地域等におけるアンモニア性窒素等総量削減協力事業業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 小川 晃範 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成26年4月1日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	本業務は、2011年4月28日、日中両国の環境大臣間で締結された「農村地域等におけるアンモニア性窒素等総量削減事業協力実施に関する覚書」に基づき、日中両国がアンモニア性窒素等の水汚染物質総量削減分野に係る政策及び技術交流を強化し、中国の農村地域等においてモデル事業等の実施を通じて、モデル地域の水汚染物質排出量を減少し水環境を改善するとともに中国政府行政官等の能力向上を図ることを目的とする。また、それらのモデル事業と併せて、中国での排水処理分野を中心とした水環境ビジネス展開促進のための検討を行うものである。 事業実施にあたり、モデル地域は適用可能な排水処理技術を検討し、それら技術の導入や実証結果を踏まえた技術の改善、削減効果等の把握や持続的な運営管理の一連の技術協力を行う必要があり、単年度毎に契約相手を選定して業務を行うのではなく、4カ年を見通した総合的な業務計画を作成し、計画的かつ継続的に実施する必要がある。 また、中国における水環境協力に関する業務であることから中国政府や中国現地の事業者等と緊密な連携を図りながら慎重に進めることが求められ、さらに、効果的に実施するために中国における水環境関連の法制度及び水質汚濁状況、対策状況等を充分理解していることはもとより、日本における水環境政策体系に関する専門的知識を有し、分散型生活排水処理技術に関する知見や高い技術力が必要である。以上のことから本業務においては、平成23年度に複数年度(4年)を前提とした企画競争方式により「公益財団法人地球環境戦略研究機関」を選定し、業務を実施しており、平成23年度から25年度業務内でその能力を十分に発揮し、的確に業務を遂行している。 このため、「公益財団法人地球環境戦略研究機関」を引き続き本業務の請負契約の相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	—	87,000,000	—	—	公財	国所管	—	—
環境省	平成26年度シマフクロウ保護増殖事業(管内生息地確立及び拡大業務)	支出負担行為担当官 北海道地方環境事務所総務課長 松浦 明 北海道札幌市中央区北8条西2丁目	平成26年4月4日	公益財団法人日本鳥類保護連盟 東京都杉並区和田3-54-5第10田中ビル3階	(参加者確認型公募方式) 公募審査委員会において参加希望書類を審査したところ、応募要件を満たしており、かつ参加希望書類の提出が1者のみであったため	—	2,872,800	—	—	公財	国所管	—	—
環境省	平成26年度気候変動に強靱な低炭素社会構築専門家世界ネットワーク委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 関 荘一郎 東京都千代田区霞が関1-4-2	平成26年4月1日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	(1)本業務は、緩和(温室効果ガスの排出抑制)努力を行っても今後数十年の気温上昇及び影響の出現が避けられないことから、気候変動への適応(水害や農作物の収量低下等の温暖化の被害を軽減すること)に係る対策が必要であるという課題を踏まえ、平成20年度に神戸で開催されたG8環境大臣会合の「神戸イニシアチブ」の一つとして設立された「低炭素社会国際研究ネットワーク」(以下、LCS-RNet)の経験を活用しつつ、緩和策に加え、適応策に係るネットワークの構築、研究、広報等を行うものである。 (2)本業務に係る業者を選定するため、企画募集要領に従い企画書等の公募を実施したところ、有効な応募者は1者であった。企画審査委員会において企画書の内容を審査した結果、公益財団法人地球環境戦略研究機関は、本業務の内容を的確に捉えており、業務の全体を統括する実施体制や仕様書の骨子にあたる部分について具体的な提案を示している点で高く評価され、契約候補者として相応しいものと判断された。このため、公益財団法人地球環境戦略研究機関を本委託業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	—	97,646,573	—	—	公財	国所管	1	—
環境省	平成26年度全国野鳥保護のつどい記念式典実施業務	支出負担行為担当官 大臣官房会計課長 小川 晃範 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成26年4月10日	公益財団法人日本鳥類保護連盟 東京都杉並区和田3-54-5第10田中ビル3階	本業務は愛鳥週間の中核行事として、(公財)日本鳥類保護連盟が主催して昭和36年から行われてきた。環境庁設置後の昭和47年からは同連盟・環境庁及び開催県の共催で行われ今日に至っている。 本業務の実施にあたっては、野鳥の保護に関する十分な知識を有するとともに、普及啓発活動を継続的に進めていくことが必要とされ、式典には常陸宮殿下の御臨席を仰いで行われるものであるため、皇室が出席する同様の式典を開催した実績を有すること、式典に深く関連する野生物保護功労者表彰等の表彰者の決定、次年度の全国野鳥保護のつどいの計画など年間を通じて運営ができることが本業務を行うにあたり必須の条件である。 (公財)日本鳥類保護連盟は普及啓発活動に十分な知見があり、当該業務においてこれまでも野生物保護功労者表彰の事務などを共同で行っているところ。また、宮家との調整についても、本つどいで御臨席を円滑に調整していることから、本業務を遂行することのできる唯一の団体である。 以上の理由により、会計法第29条の3第4項の規定に基づき(公財)日本鳥類保護連盟を契約の相手方とするものである。	—	17,172,000	—	—	公財	国所管	—	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	備考
環境省	平成26年度アジア の低炭素社会実現 のためのJCM大規模 案件形成可能性 調査事業委託業務 (インドネシア国ス ラバヤ市低炭素都市 計画策定支援事業)	支出負担行為担当官 環境 省地球環境局長 関 荘一郎 東京都千代田区霞が関1-4- 2	平成26年4月15日	公益財団法人地球環境戦略 研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山 口2108-11	本事業では、対象となる国の特徴を踏まえつつ、都市や地域などの面的な形で低炭素化/JCMクレジット獲得が見込める大規模案件形成が、日本の技術や制度を現地の実情に応じて調整し、運営・維持管理体制を確立することで、いつまでどの程度可能となるかの調査・検証が可能なものとし、次年度以降、日本の研究機関・地方公共団体・民間企業・大学等とともに具体的な事業実施が見込まれる都市や地域に対して実事業を実施することを視野に調査・検討を行うことを目的としている。 本事業は、平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模案件形成可能性調査事業委託業務の採択案件であり、平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模案件形成可能性調査事業委託業務公募要領に基づき公募を行い、応募のあった課題の中から外部専門家等からなる平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模案件形成可能性調査事業委託業務評価委員会の審査を経て採択され、委員会より良好の評価を得ている。	—	44,000,000	—	—	公財	国所管	34	—
環境省	平成26年度アジア の低炭素社会実現 のためのJCM大規模 案件形成可能性 調査事業委託業務 (キエンザン省・神戸 市連携によるエコア 일랜드実現可能性 調査)	支出負担行為担当官 環境 省地球環境局長 関 荘一郎 東京都千代田区霞が関1-4- 2	平成26年4月18日	公益財団法人地球環境戦略 研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山 口2108-11	本事業では、対象となる国の特徴を踏まえつつ、都市や地域などの面的な形で低炭素化/JCMクレジット獲得が見込める大規模案件形成が、日本の技術や制度を現地の実情に応じて調整し、運営・維持管理体制を確立することで、いつまでどの程度可能となるかの調査・検証が可能なものとし、次年度以降、日本の研究機関・地方公共団体・民間企業・大学等とともに具体的な事業実施が見込まれる都市や地域に対して実事業を実施することを視野に調査・検討を行うことを目的としている。 本業務は、平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模案件形成可能性調査事業委託業務の採択案件であり、平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模案件形成可能性調査事業委託業務公募要領に基づき公募を行い、応募のあった課題の中から外部専門家等からなる平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模案件形成可能性調査事業委託業務評価委員会の審査を経て採択され、委員会より良好の評価を得ている。	—	34,000,000	—	—	公財	国所管	34	—
環境省	平成26年度アジア の低炭素社会実現 のためのJCM大規模 案件形成可能性 調査事業委託業務 (北九州市との連携 によるハイフォン市 グリーン成長計画策 定支援事業)	支出負担行為担当官 環境 省地球環境局長 関 荘一郎 東京都千代田区霞が関1-4- 2	平成26年4月18日	公益財団法人地球環境戦略 研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山 口2108-11	本事業では、対象となる国の特徴を踏まえつつ、都市や地域などの面的な形で低炭素化/JCMクレジット獲得が見込める大規模案件形成が、日本の技術や制度を現地の実情に応じて調整し、運営・維持管理体制を確立することで、いつまでどの程度可能となるかの調査・検証が可能なものとし、次年度以降、日本の研究機関・地方公共団体・民間企業・大学等とともに具体的な事業実施が見込まれる都市や地域に対して実事業を実施することを視野に調査・検討を行うことを目的としている。 本業務は、平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模案件形成可能性調査事業委託業務の採択案件であり、平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模案件形成可能性調査事業委託業務公募要領に基づき公募を行い、応募のあった課題の中から外部専門家等からなる平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模案件形成可能性調査事業委託業務評価委員会の審査を経て採択され、委員会より良好の評価を得ている。	—	84,000,000	—	—	公財	国所管	34	—
環境省	平成26年度シマフ クロウ保護増殖事業 (給餌・監視・生息状 況調査・巣箱設置等 業務)	分任支出負担行為担当官 北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所所長 西山 理行 北海道釧路市幸町10-3釧路 地方合同庁舎4階	平成26年4月21日	公益財団法人日本鳥類保護 連盟 東京都杉並区和田3-54-5第 10田中ビル3階	本請負業務では、シマフクロウ保護増殖事業の適切かつ効果的な実施のために、本種の分布、行動圏、生息・繁殖状況等に関して継続的な調査を行う。また、標識の装着により個体を識別し、性別、行動圏及び求偶等、個体の生態情報の収集・整備を進めるとともに、河川環境等、生息環境が改善するまでの暫定的措置として給餌を行う。さらに、根室管内当該地区においてシマフクロウ生息域を監視する。加えて、シマフクロウ用の巣箱を設置する。 本業務の実施に当たっては、シマフクロウの生態や生息状況に精通し、シマフクロウの繁殖等に影響を及ぼさないように事業を実施することができる高い技術力が求められる。 シマフクロウの生態・生息状況に精通する関係者との情報網を持ち、シマフクロウの生態に関して助言等を行う立場の専門家や、シマフクロウの行動予測を適切に行える技術者を有する者が一者のみ又は複数者存在するかを確認するため、契約相手方の選定に当たって参加者確認公募方式を適用したところ、一者のみ応募があり、この1者は応募要件を満たしていた。 以上の理由により、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、請負契約の相手先として公益財団法人 日本鳥類保護連盟と随意契約を締結することとする。	—	11,286,000	—	—	公財	国所管	1	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	備考
環境省	平成26年度途上国向け低炭素技術イノベーション創出に向けたアジア地域における気候技術センター・ネットワークの強化のための調査等実施委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 関 荘一郎 東京都千代田区霞が関1-4-2	平成26年5月19日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	本業務は、途上国において気候技術の開発・移転を促進することを目的として実施するものである。 本業務に係る業者を選定するため、企画書募集要領に従い企画書を公募したところ、有効な応募者は2者であった。 提出された有効な企画書について、地球環境局内に設置した企画審査委員会において書面審査を行った結果、書類審査の結果、業務に対する理解度、業務実施方法等の提案、業務実績等において高い評価を得ていること、また提案内容が十分な要件を満たしていると認められることから、公益財団法人地球環境戦略研究機関の企画書等が当該業務の目的に合致し優秀であると判断した。 以上の理由により、公益財団法人地球環境戦略研究機関を本業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規程に基づき随意契約を締結するものである。	—	74,992,222	—	—	公財	国所管	2	—
環境省	平成26年度気候変動対策に係る国際交渉関連調査業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 小川 晃範 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成26年5月23日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	本業務は、(1)将来枠組み関連議題の状況把握・分析(2)主要国(中、印)の政府関係者・研究者との対話・協議(3)我が国の取組の発信を目的として実施するものである。 本業務について、3月31日に総合評価方式入札として公告を行い、1者が条件を満たし、5月9日に入札を行ったが、予定価格の範囲内に入札がなかったため不調となった。 しかしながら本業務においては、6月4日から開催されるSB40(第40回補助機関会合)等に専門家を派遣し、交渉の状況に関する情報を収集・分析すること、それと整合を取りながら中国・インドの政府関係者等との協議を進めることが必須であり、これらなくして本年度の気候変動国際交渉に破綻をきたす。このため、本業務は速やかに実施する必要がある。 よって、会計法第29条の3第5項(予算決算及び会計令第99条の2)に基づき、公益財団法人地球環境戦略研究機関と随意契約を締結することとした。	—	30,000,000	—	—	公財	国所管	1	—
環境省	平成26年度日中トキ生息保護協力業務	支出負担行為担当官 大臣官房会計課長 小川 晃範 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成26年5月28日	公益財団法人日本鳥類保護連盟 東京都杉並区和田3-54-5第10田中ビル3階	本業務の実施に当たっては、 ① トキ保護増進事業計画、日中共同トキ保護計画及び日中トキ保護協力の経緯等について理解している者やトキの生態やそれを取り巻く生息環境等に関する経験及び知識を持つとともに、トキの保護に向けた科学的知見を持っている者を有していること。 ② 我が国とは体制・社会慣習等の異なる中国における円滑な業務の実施を図るため、中国のトキ保護増進にかかる団体、専門家等と緊密な人脈・ネットワークを有し、かつ十分な信頼関係が構築され、中国への渡航経験を有し、社会環境等にも精通した者を有していること。 ③トキを含めた希少鳥類の輸出入、運搬等に関する業務や関与の実績を有することが必要である。 公益財団法人 日本鳥類保護連盟は、トキを始めとする鳥類に関する専門家を有し、平成7年度～平成10年度中国トキの生息環境保護に関する調査協力事業及び平成11年度～平成24年度日中トキ生息保護協力業務を実施し、また、これまでわが国と中国とのトキ個体の交換の全てを実施しているため、上記の要件を十分に満たしている。 また、上記の条件を満たす者が1者のみ又は複数者存在するかを確認する必要があるため、契約相手方の選定に当たっては、平成19年度から参加者確認公募方式を適用したところ、参加希望書類については、公益財団法人日本鳥類保護連盟1者のみから提出があった。過去6回参加者確認公募方式により、公益財団法人日本鳥類保護連盟以外に契約相手方となり得る業者を公募によって確認したが、公益財団法人日本鳥類保護連盟以外の応募は皆無であったため、本業務を実施できる者は、公益財団法人日本鳥類保護連盟のみであると判断される。 以上により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本業務の契約者として、公益財団法人日本鳥類保護連盟と随意契約を結ぶものである。	—	10,600,000	—	—	公財	国所管	—	—
環境省	平成26年度環境研究総合推進費(沿岸海域管理のための統合数値モデル構築)による研究委託業務	支出負担行為担当官 環境省総合環境政策局長 清水 康弘 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成26年5月30日	公益財団法人国際エメックスセンター 神戸市中央区脇浜海岸通1丁目5番2号	環境研究総合推進費は競争的資金であり、応募のあった課題の中から、外部有識者からなる環境研究企画委員会の評価を踏まえて選定している。本研究課題は平成26年度に採択されたもので、提案者である公益財団法人国際エメックスセンターが実施することが適切である旨、あわせて評価がなされている。以上の理由により、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	—	9,278,000	—	—	公財	国所管	312	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	備考
環境省	平成26年度 地域活性化に向けた協働取組の加速化業務(公害資料館の連携一参加型学習で被害者・企業・行政・地域をつなぐ一)	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 小川 晃範 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成26年7月1日	公益財団法人 公害地域再生センター 大阪府大阪市西淀川区千舟1-1-1	環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育は、持続可能な社会の構築のために、多様な主体が適切な役割を果たし、対等の立場において相互に協力して行われるものであり、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(以下、環境教育等促進法)に基づく協働取組を促進するためには、国民、民間団体等、国又は地方公共団体がそれぞれ適切な役割を分担しつつ対等な立場において相互に協力して行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育その他の環境の保全に関する取組などについて、先導的な事例を形成し、協働取組の経験を蓄積し普及共有することが必要である。 このため本業務は、協働取組の協定締結や具体的取組などについて、先導的な事例等、協働取組の経験を蓄積し、これらをガイドラインとしてとりまとめ、普及・共有することで協働取組の促進を図るものである。 事業の実施にあたっては、競争的研究資金の契約方式に準じて、事前にHP等を通じて広く公募し、産学民等からの有識者等からなる企画審査委員会により採択事業を審査するものとし、本年3月より公募を開始し、審査委員会により厳正な審査のもと、61の申請の中から16の事業を採択した。本件はそのうちの一つであり、公害教育は日本の環境教育の中でも重要な役割を果たしており、協働取組として意義がある点で高く評価され、全国的取組として相応しいものと判断され、採択されたものである。 以上のことから、平成18年8月25日付「財務大臣通達」(財計第2017号)の競争性のない随意契約によらざるを得ない場合のイの(イ)「法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの」に準ずるものとして、「会計法」第29条3第4項の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争を許さない場合として、本業務の契約相手方、公益財団法人公害地域再生センター(あおぞら財団)と随意契約を締結するものである。	—	9,930,000	—	—	公財	国所管	61	—
環境省	平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模案件形成可能性調査事業委託業務(バンドン市・川崎市の都市間連携による低炭素都市形成支援事業)	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 梶原成元 東京都千代田区霞が関1-4-2	平成26年7月25日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	本事業では、対象となる国の特徴を踏まえつつ、都市や地域などの面的な形で低炭素化/JCMクレジット獲得が見込める大規模案件形成が、日本の技術や制度を現地の実情に応じて調整し、運営・維持管理体制を確立することで、いつまでどの程度可能となるかの調査・検証が可能なものとし、次年度以降、日本の研究機関・地方公共団体・民間企業・大学等とともに具体的な事業実施が見込まれる都市や地域に対して実事業を実施することを視野に調査・検討を行うことを目的としている。 本業務は、平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模案件形成可能性調査事業委託業務の採択案件であり、平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模案件形成可能性調査事業委託業務公募要領に基づき公募を行い、応募のあった課題の中から外部専門家等からなる平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模案件形成可能性調査事業委託業務評価委員会の審査を経て採択され、委員会より良好の評価を得ている。	—	37,400,000	—	—	公財	国所管	13	—
環境省	平成26年度阿寒地域魅力向上プロジェクト推進調査業務	分任支出負担行為担当官 北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所所長 西山 理行 北海道釧路市幸町10-3釧路地方合同庁舎4階	平成26年8月13日	公益財団法人日本交通公社 東京都千代田区丸の内1-8-2	本業務は、阿寒国立公園阿寒地域に位置する阿寒湖温泉において、過去の様子を収めた写真や資料、地域住民の口伝等を収集してデジタルアーカイブ化し、阿寒地域の歴史を観光やまちづくりに活かすことを目的として、阿寒地域魅力向上プロジェクト推進調査を実施するものである。 本業務では、最適なデジタルアーカイブを作成するため、阿寒地域において観光資源に関する様々な情報を収集する必要があり、その情報収集にあたっては、地域住民との信頼関係の醸成や連携が適切に図られるよう、数回にわたる地域住民との会合やワークショップを実施すること等、2年間程度継続した取組が必要である。 また、情報収集及び収集した情報のデジタルアーカイブ化には、観光資源の調査・開発、地域再生の計画策定等の観光産業に通じた専門的知見を必要とする。 以上のことから本業務の実施にあたっては、価格要素のみを考慮とするのではなく、複数年にわたる観光資源の調査及び地域再生の計画策定を行う能力を有し、また、収集した情報を将来的に行われる地域振興の取組に活用しやすい形にまとめられる能力を有することが求められる。 よって、本業務については2年間の業務計画の企画提案を求め、当該業務の目的に最も合致した優秀な企画書等を提出した者を契約方として選定する企画競争方式を適用した。平成25年度 阿寒地域魅力向上プロジェクト推進調査業務では、平成25年11月19日に企画提案会を開催し、その評価が最も高かった公益財団法人日本交通公社と契約締結を行った。 平成25年度 阿寒地域魅力向上プロジェクト推進調査業務については、企画提案に基づき適正に履行されており、平成26年度においても所用の予算が確保された。以上のことから会計法29条の3第4項の規定に基づき、平成26年度 阿寒地域魅力向上プロジェクト推進調査業務についても、公益財団法人日本交通公社 会長 志賀 典人と契約締結することとする。	7,195,083	6,903,403	95.9%	—	公財	国所管	—	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	備考
環境省	平成26年度気候変動問題における先導的企業経営の促進のための調査事業委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 梶原 成元 東京都千代田区霞が関1-4-2	平成26年8月19日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	本業務では、気候変動政策が企業経営に与える影響の分析を行うとともに、気候変動問題への積極的な対応を促す気候変動政策の設計について検討を行うこと等により、気候変動問題における先導的企業経営を促進することを目的としている。 本業務に係る事業者を選定するため、企画書募集要項に従い企画書を公募したところ、有効な応募者は1者であった。企画書審査委員会において企画書の内容を審査した結果、公益財団法人地球環境戦略研究機関は、本業務についての理解度、業務実施方法、実施体制に問題なく、提案内容に対する価格も妥当なものと言え、契約候補者としてふさわしいと判断された。 以上により、公益財団法人地球環境戦略研究機関を本業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結するものである。	—	34,999,445	—	—	公財	国所管	1	—
環境省	平成26年度ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業委託業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 小川 晃範 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成26年8月27日	公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 東京都千代田区二番町3番地	公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第13条の2に基づき、平成9年に情報処理センターとして指定されており、電子マニフェストの運営、管理及び電子マニフェストシステムに係るプログラム、データの作成等を行う唯一の団体である。また、同法第12条の5の規定等により、電子マニフェストの業務を行えるのは情報処理センターのみとなっているため	—	43,607,856	—	—	公財	国所管	1	—
環境省	平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模案件形成可能性調査事業委託業務(インドにおける低炭素技術の適用促進のための実現可能性調査)	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 梶原成元 東京都千代田区霞が関1-4-2	平成26年9月5日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	本事業では、対象となる国の特徴を踏まえつつ、都市や地域などの面的な形での低炭素化/JCMクレジット獲得が見込める大規模案件形成が、日本の技術や制度を現地の実情に応じて調整し、運営・維持管理体制を確立することで、いつまでどの程度可能となるかの調査・検証が可能なものとし、次年度以降、日本の研究機関・地方公共団体・民間企業・大学等とともに具体的な事業実施が見込まれる都市や地域に対して実事業を実施することを視野に調査・検討を行うことを目的としている。 本業務は、平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模案件形成可能性調査事業委託業務の採択案件であり、平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模案件形成可能性調査事業委託業務公募要領に基づき公募を行い、応募のあった課題の中から外部専門家等からなる平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模案件形成可能性調査事業委託業務評価委員会の審査を経て採択され、委員会より良好の評価を得ている。	—	15,000,000	—	—	公財	国所管	10	—
環境省	平成26年度アジアの低炭素社会実現のための低炭素アジア研究ネットワーク(LoCARNet)事業委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 梶原成元 東京都千代田区霞が関1-4-2	平成26年9月17日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	提案を求めている中心である「アジアの研究コミュニティの能力構築・強化」は、南南協力という形態で、上記ネットワークを活用し「キャパシティビルディング(教育)」を実施し、人材面での土台づくりを通じアジアでの低炭素社会実現構築を支援するものである。この教育側と被教育側との組合せ及び教育内容(プログラム)は事業者の提案内容に応じて多種多様に想定され、「業務の概要」に基づいて事業者が業務に要する費用を推計することは困難であるため、総合評価落札方式による一般競争入札によることができず、複数の者から企画を募り、予算の範囲内で最も効果的な企画相手先(1者)を契約相手方とする企画競争方式による随意契約とした。	—	79,996,727	—	—	公財	国所管	1	—
環境省	平成26年度アジアの低炭素社会実現のための研究プラットフォーム形成・運営委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 梶原成元 東京都千代田区霞が関1-4-2	平成26年9月17日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	情報提供や普及の方法、具体的取組等、本業務の実施方法等は、事業者の提案内容に応じて多種多様に想定され、「業務の概要」に基づいて事業者が業務に要する費用を推計することは困難であるため、総合評価落札方式による一般競争入札によることができず、複数の者から企画を募り、予算の範囲内で最も効果的な企画相手先(1者)を契約相手方とする企画競争方式による随意契約とした。	—	83,000,000	—	—	公財	国所管	1	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	備考
環境省	平成26年度持続可能な地域づくりを担う人材育成事業に係るESD環境教育プログラムの作成等業務	支出負担行為担当官 関東地方環境事務所総務課長 須藤 伸一 さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18階	平成26年9月26日	公益財団法人日本環境協会 東京都中央区日本橋馬喰町1-4-16馬喰町第一ビル	本請負業務は、持続可能な地域づくりを担う人材の育成に向け、ESDの視点を取り入れた環境教育を充実させることを目的として、当事務所の管轄区域の都県ごとに、環境省が作成したESDの視点を取り入れたモデル的な環境教育プログラムに関するワークショップ等を開催するとともに、当該プログラムを基本に地域の特性を踏まえたプログラムを作成し、実証するものである。 本請負業務については、企画競争方式による調達を行うこととし、2業者から企画書等の提出があった。企画書審査委員会の審査の結果、公益財団法人日本環境協会の企画書等を選定し、契約委員会において、当該法人と随意契約を締結することについて妥当としたところである。 このことから、当該法人を本請負業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	27,243,243	27,108,000	99.5%	—	公財	国所管	2	—
環境省	平成26年度屋久島世界自然遺産地域における利用の適正化に向けた検討及び利用に関するモニタリング実施業務	支出負担行為担当官 九州地方環境事務所総務課長 柳田敏久 熊本県熊本市東区尾ノ上1-6-22	平成26年10月10日	公益財団法人日本交通公社 東京都千代田区丸の内1-8-2	本業務に係る業者を選定するため、企画書募集要領に従い企画書を公募したところ、有効な応募者は1者であった。企画審査委員会において企画書の内容について審査・採点を行った結果、公益財団法人日本交通公社は、実施技術者及び業務実績の点で高く評価され、契約候補者として相応しいと判断された。 このため、公益財団法人日本交通公社を本業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	10,060,403	9,999,888	99.4%	—	公財	国所管	1	—
環境省	平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模エネルギー起源二酸化炭素削減技術導入調査事業委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 梶原成元 東京都千代田区霞が関1-4-2	平成26年12月10日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	本事業では、対象となる国の特徴を踏まえつつ、都市や地域などの面的な形で低炭素化/JCMクレジット獲得が見込める大規模案件形成が、日本の技術や制度を現地の実情に応じて調整し、運営・維持管理体制を確立することで、いつまで(どの程度)可能となるかの調査・検証が可能なものとし、次年度以降、日本の研究機関・地方公共団体・民間企業・大学等とともに具体的な事業実施が見込まれる都市や地域に対して実事業を実施することを視野に調査・検討を行うことを目的としている。 本業務は、平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模エネルギー起源二酸化炭素削減技術導入調査事業委託業務の採択案件であり、平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模エネルギー起源二酸化炭素削減技術導入調査事業委託業務公募要領に基づき公募を行い、応募のあった課題の中から外部専門家等からなる平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模案件形成可能性調査事業委託業務評価委員会の審査を経て採択され、委員会より良好の評価を得ている。	—	17,173,626	—	—	公財	国所管	10	—
原子力規制庁	平成26年度SPEEDIの維持管理支援業務	支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 深見 正仁 東京都港区六本木1丁目9番9号	平成26年4月1日	公益財団法人原子力安全技術センター 東京都文京区白山5-1-3-101	本件は、業務を行う上でSPEEDIの中央情報処理計算機とネットワーク接続をする必要があり、これらはSPEEDIを維持・運用している者しかできないと考えられる。しかしながら、潜在的な事業者もあり得ないとは言いきれず、また透明性、公正性の確保を図るため公募を実施した上で会計法第29条の3第4項の規定に基づく随意契約を行う。	—	114,588,000	—	1	公財	国所管	1	—
原子力規制庁	六ヶ所原子力規制事務所の賃貸借契約	支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 深見 正仁 東京都港区六本木1丁目9番9号	平成26年4月1日	公益財団法人原子力安全技術センター 東京都文京区白山5-1-3-101	本件は、当該場所で行なえば行政事務を行うことが不可能であるため場所が限定され、当該事業者以外に契約の相手方となる者はいないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づく随意契約を行う。	—	1,302,072	—	1	公財	国所管	—	—
原子力規制庁	六ヶ所原子力規制事務所の光熱費	支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 深見 正仁 東京都港区六本木1丁目9番9号	平成26年4月1日	公益財団法人原子力安全技術センター 東京都文京区白山5-1-3-101	本件は、当該場所で行なえば行政事務を行うことが不可能であるため場所が限定され、当該事業者以外に契約の相手方となる者はいないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づく随意契約を行う。	—	1,043,306	—	1	公財	国所管	—	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	備考
原子力規制庁	平成26年度大型再処理施設保障措置試験研究施設維持管理	支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 深見 正仁 東京都港区六本木1丁目9番9号	平成26年4月1日	公益財団法人核物質管理センター 東京都台東区東上野1-28-9	本件は、研究施設にかかる調達等本体と不可分な関係にあることから、会計法第29条の3第4項の規定に基づく随意契約を行う。	—	14,578,909	—	1	公財	国所管	—	—
原子力規制庁	平成26年度保障措置業務委託費(保障措置に関する情報処理業務)事業	支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 深見 正仁 東京都港区六本木一丁目9番9号	平成26年4月1日	公益財団法人核物質管理センター 東京都台東区東上野一丁目28番9号	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の10の規定に基づき、本事業を委託する場合は同条に規定する「指定情報処理機関」に行わせることとなっており、指定機関である当該法人と会計法第29条の3第4項の規定に基づく随意契約を行う。	344,324,998	344,324,998	100.0%	1	公財	国所管	—	—
原子力規制庁	平成26年度原子力施設等防災対策等委託費(環境放射能水準調査(放射能分析))事業	支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 深見 正仁 東京都港区六本木一丁目9番9号	平成26年4月1日	公益財団法人日本分析センター 千葉県千葉市稲毛区山王町295番地3	本事業は、一般競争入札(総合評価落札方式)を実施したが、落札した者がいなかったため、予決令第99条の2の規定に基づく随意契約を行う。	472,903,772	448,172,913	94.8%	2	公財	国所管	1	—
原子力規制庁	平成26年度緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム機器保守管理等業務	支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 深見 正仁 東京都港区六本木一丁目9番9号	平成26年4月1日	公益財団法人原子力安全技術センター 東京都文京区白山五丁目1番3-101号	本事業は、一般競争入札(総合評価落札方式)を実施したが、落札した者がいなかったため、予決令第99条の2の規定に基づく随意契約を行う。	504,016,876	499,031,641	99.0%	3	公財	国所管	1	—
原子力規制庁	平成26年度「原子力防災専門人材育成事業(モニタリング実務研修)」事業	支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 松浦 克巳 東京都港区六本木一丁目9番9号	平成26年7月29日	公益財団法人原子力安全技術センター 東京都文京区白山五丁目1番3-101号	本事業の実施にあたっては、原子力災害時における緊急事態応急対策の実効性を確保するためのモニタリング活動に関するノウハウが必要となるため、契約の性質及び目的が価格のみの競争を許さない上、事業の特性により契約の仕様が事前に確定できないことから、企画競争を実施したうえで、会計法第29条の3第4項の規定に基づく随意契約を行う。	139,273,872	139,273,872	100.0%	3	公財	国所管	1	—
原子力規制庁	平成26年度原子力防災専門人材育成事業委託費「環境放射能分析研修」事業	支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 松浦 克巳 東京都港区六本木一丁目9番9号	平成26年7月30日	公益財団法人日本分析センター 千葉県千葉市稲毛区山王町295番地3	本事業の実施にあたっては、放射能分析に関する専門的な知見及び放射線測定器等を用いた講義・実習のノウハウが必要となるため、契約の性質及び目的が価格のみによる競争を許さない上、事業の特性により契約の仕様が事前に確定できないことから、企画競争を実施したうえで、会計法第29条の3第4項の規定に基づく随意契約を行う。	62,716,511	62,716,511	100.0%	2	公財	国所管	1	—
原子力規制庁	平成28年度放射能測定調査委託費「原子力艦防災研修」事業	支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 松浦 克巳 東京都港区六本木一丁目9番9号	平成26年8月4日	公益財団法人原子力安全技術センター 東京都文京区白山五丁目1番3-101号	本事業の実施にあたっては、緊急時モニタリングの実施のノウハウが必要となるため、契約の性質及び目的が価格のみによる競争を許さない上、事業の特性により契約の仕様が事前に確定できないことから、企画競争を実施したうえで、会計法第29条の3第4項の規定に基づく随意契約を行う。	8,926,796	8,926,796	100.0%	3	公財	国所管	1	—
原子力規制庁	平成28年度原子力施設等防災対策等委託費(原子力災害医療に関する研修の実効性向上)事業	支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 松浦 克巳 東京都港区六本木一丁目9番9号	平成26年9月29日	公益財団法人原子力安全研究協会 東京都港区新橋五丁目18番7号	事業の実施にあたっては、原子力災害時における医療活動に関する専門的な知見及び放射線測定器等を用いた講義・実習のノウハウが必要となるため、契約の性質及び目的が価格のみによる競争を許さない上、事業の特性により契約の仕様が事前に確定できないことから企画競争を実施したうえで、会計法第29条の3第4項に基づく随意契約を行う。	91,353,630	91,353,630	100.0%	—	公財	国所管	2	—
原子力規制庁	セシウム密封線源の調達	支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 松浦 克巳 東京都港区六本木1丁目9番9号	平成26年9月30日	公益社団法人日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2-28-45	本契約で調達する線源の条件を満たす唯一の業者であることから、会計法第29条の3第4項の規定に基づく随意契約を行う。	—	1,334,880	—	—	公財	国所管	—	—

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	備考
原子力規制 庁	平成26年度原子力 利用安全対策等業 務委託費(新核物質 防護システム確立調 査(国際基準を鑑み た見張り人の能力を 検査するための手 法等の調査))事業	支出負担行為担当官 原子力 規制委員会原子力規制庁長 官官房参事官 松浦 克巳 東京都港区六本木一丁目9 番9号	平成26年9月30日	公益財団法人核物質管理セ ンター 東京都台東区東上野一丁目 28番9号	本事業は、一般競争入札(総合評価落札方式)を実施したが、落札者がいなかったた め、予決令第99条の2の規定に基づく随意契約を行う。	17,517,488	17,315,849	98.8%	3	公財	国所管	1	—
原子力規制 庁	飯田夜光塗料株式 会社事業所内に保 管されている放射性 汚染物の撤去等	支出負担行為担当官 原子 力規制委員会原子力規制庁 長官官房参事官 松浦 克巳 東京都港区六本木一丁目9番 9号	平成26年12月22日	公益社団法人日本アイソト プ協会 東京都文京区本駒込2-28 -45	不適切な廃止措置により残置された放射性廃棄物の廃棄処理を行うには、放射線障害 防止法に基づく「廃棄の業」の許可を取得し、かつ廃棄物の集荷、保管及び廃棄を行うこ とが可能なのは当該者に限られるため、会計法第29条の3第4項の規定に基づく随意契 約を行う。	—	203,672,340	—	—	公財	国所管	—	—
原子力規制 庁	平成26年度モニタ リングデータ共有シ ステム維持管理業 務	支出負担行為担当官 原子 力規制委員会原子力規制庁 長官官房参事官 松浦 克巳 東京都港区六本木一丁目9番 9号	平成27年1月28日	公益財団法人原子力安全技 術センター 東京都文京区白山5-1-3 -101	本件は、システム調達等本体と不可分な関係にあることから、会計法第29条の3第4項の 規定に基づく随意契約を行う。	—	12,971,880	—	1	公財	国所管	—	—
防衛省	放射性キセノン分析 作業 1件	支出負担行為担当官 技術研究本部 総務部長 鎌形 将人 東京都新宿区市谷本村町5 -1	平成26年4月1日	公益財団法人 日本分析セン ター 千葉県千葉市稲毛区山王町 295-3	本件を実施するためには、放射性キセノン測定システムに関する機能・性能を熟知し、放 射性キセノン測定に関する専門的知見及び取扱技術を有していることが必要不可欠で あるため、上記を資格要件として公募を実施した結果、応募者が該者一者で、評価基準 を満たしているため。(会計法第29条の3第4項)	—	12,329,280	—	—	公財	国所管	1	予定価格非 公表の理 由: 他の契約又 は同種の今 後の契約の 予定価格を 類推される おそれがあ ると認めら れるため。
防衛省	メタストロン注外 131件	陸上自衛隊 自衛隊中央病院 会計課長 伊藤 英男 世田谷区池尻1-2-24	平成26年4月1日	公益社団法人 日本アイソ トープ協会 東京都文京区本駒込2-28- 45	本件は放射性医薬品であり、営業権、販売権ではないが、取扱可能な技術的ノウハウを 所有している事業者が限られるため。	17,296,308	17,296,308	100.0%	—	公社	国所管	1	—
防衛省	使用済自動車リサイ クル券 3個	陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 後藤 範雄 北区十条台1-5-70	平成26年4月23日	公益財団法人 自動車リサイ クル促進センター 資金管理 センター 東京都港区芝大門1-1-3 0	本件の履行に当たっては、技術設備等が必要であり、公募を実施したが、応募者が契約 相手方1者のみであった。(会計法第29条の3第4項)	2,911,170	2,911,170	100.0%	—	公財	国所管	1	—
防衛省	使用済自動車リサイ クル券 4個	陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 後藤 範雄 北区十条台1-5-70	平成26年5月19日	公益財団法人 自動車リサイ クル促進センター 資金管理 センター 東京都港区芝大門1-1-3 0	本件の履行に当たっては、技術設備等が必要であり、公募を実施したが、応募者が契約 相手方1者のみであった。(会計法第29条の3第4項)	1,191,090	1,191,090	100.0%	—	公財	国所管	1	—
防衛省	使用済自動車リサイ クル券 1個	陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 後藤 範雄 北区十条台1-5-70	平成26年7月31日	公益財団法人 自動車リサイ クル促進センター 資金管理 センター 東京都港区芝大門1-1-3 0	自動車リサイクル法により随契、資金管理法人は法の規定で1者のみ	1,757,380	1,757,380	100.0%	—	公財	国所管	1	—

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	備考
防衛省	使用済自動車リサイクル券 2個	陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 後藤 範雄 北区十条台1-5-70	平成26年9月12日	公益財団法人 自動車リサイクル促進センター 資金管理センター 東京都港区芝大門1-1-30	自動車リサイクル法により随契、資金管理法人は法の規定で1者のみ	1,611,804	1,611,804	100.0%	—	公財	国所管	1	—
防衛省	使用済自動車リサイクル券 1個	陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 後藤 範雄 北区十条台1-5-70	平成26年10月14日	公益財団法人 自動車リサイクル促進センター 資金管理センター 東京都港区芝大門1-1-30	自動車リサイクル法により随契、資金管理法人は法の規定で1者のみ	1,204,620	1,204,620	100.0%	—	公財	国所管	1	—
防衛省	日本武道館 大ホール使用料 4日	陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 小泉 健 新宿区市谷本村町5-1	平成26年10月24日	公益財団法人 日本武道館 東京都千代田区北の丸公園2-3	自衛隊音楽まつりを開催するにあたり、場所が限定され供給者が一に特定される賃貸借契約のため	15,120,000	15,120,000	100.0%	—	公財	国所管	1	—
防衛省	日本武道館付帯施設・設備使用料 1セット	陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 小泉 健 新宿区市谷本村町5-1	平成26年11月4日	公益財団法人 日本武道館 東京都千代田区北の丸公園2-3	日本武道館大ホール借上契約に伴い、備え付けの備品等を使用する契約であるため	10,473,408	10,473,408	100.0%	—	公財	国所管	1	—
防衛省	R1廃棄物の引取役務 1式	契約担当官 技術研究本部先進技術推進センター 企画業務室長 田中 義春 東京都世田谷区池尻1-2-24	平成26年11月20日	公益社団法人 日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2-28-45	本契約を実施するためには、放射線障害防止法で定められた「廃棄の業」の許可を取得し、外部から廃棄物を受託している許可廃棄業者であることが必要不可欠であり、上記を資格要件として公募した結果、応募者が一者のみであったため。(会計法第29条の3第4項)	1,065,571	1,065,571	100.0%	—	公社	国所管	1	—
防衛省	放射性廃棄物処理役務 3369リットル	陸上自衛隊 自衛隊中央病院 会計課長 伊藤 英男 世田谷区池尻1-2-24	平成26年12月2日	公益社団法人 日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2-28-45	医療法施行規則により厚生労働大臣の指定を受けて放射性廃棄物の廃棄を受託できる唯一の機関であるため	2,037,571	2,037,571	100.0%	—	公社	国所管	1	—
防衛省	使用済自動車リサイクル券 14個	陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 後藤 範雄 北区十条台1-5-70	平成26年12月8日	公益財団法人 自動車リサイクル促進センター 資金管理センター 東京都港区芝大門1-1-30	自動車リサイクル法により随契、資金管理法人は法の規定で1者のみ	2,802,220	2,802,220	100.0%	—	公財	国所管	1	—
防衛省	使用済自動車リサイクル券 11個	陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 後藤 範雄 北区十条台1-5-70	平成27年1月19日	公益財団法人 自動車リサイクル促進センター 資金管理センター 東京都港区芝大門1-1-30	自動車リサイクル法により随契、資金管理法人は法の規定で1者のみ	1,191,440	1,191,440	100.0%	—	公財	国所管	1	—
防衛省	使用済自動車リサイクル券 6個	陸上自衛隊 補給統制本部 調達会計部長 後藤 範雄 北区十条台1-5-70	平成27年3月13日	公益財団法人 自動車リサイクル促進センター 資金管理センター 東京都港区芝大門1-1-30	自動車リサイクル法により随契、資金管理法人は法の規定で1者のみ	1,392,260	1,392,260	100.0%	—	公財	国所管	1	—

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。